

第百十四回国会 参議院通信委員会會議録第四号

平成元年六月十六日(金曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

補欠選任

大島 友治君

野沢 太三君

二木 秀夫君

守住 有信君

三月二十九日

坪井 一字君

三月三十一日

本村 和喜君

六月一日

志村 愛子君

六月二日

委員青島幸男君は議員を辞職した。

六月十五日

西村 尚治君

六月十六日

坂野 重信君

添田増太郎君

補欠選任

野沢 太三君

補欠選任

永野 茂門君

二木 秀夫君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

永久八重子君

岡野 裕君

永田 良雄君

委員

大森 昭君

長田 裕二君

永野 茂門君

野沢 太三君

二木 秀夫君

守住 有信君

及川 一夫君

鶴岡 洋君

山中 郁子君

橋本孝一郎君

平野 清君

村岡 兼造君

月原 茂皓君

松野 春樹君

桑野扶美雄君

小野沢知之君

田代 功君

森本 哲夫君

白井 太君

中村 泰三君

塩谷 稔君

成川 富彦君

大野 敏行君

古川 元晴君

参考人

郵政大臣官房建 黒川暢一郎君

郵政大臣官房建 築部長

国際電信電話株 式会社常務取締役

大山 昇君

日本電信電話株 式会社代表取締役

児島 仁君

式会社取締役 大星 公二君

管企画本部長

本日開会に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に 関する調査

(郵政行政の基本施策に関する件)

○簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣 提出)

○郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年 金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、 衆議院送付)

○郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法 律案(内閣提出、衆議院送付)

○放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内 閣提出、衆議院送付)

○委員長(永久八重子君) ただいまから通信委員 会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る六月一日、志村愛子君が委員を辞任され、

その補欠として坂元親男君が選任されました。

また、昨十五日、西村尚治君が委員を辞任さ

れ、その補欠として野沢太三君が選任されまし

た。

また、本日、坂野重信君が委員を辞任され、そ

の補欠として永野茂門君が選任されました。

○委員長(永久八重子君) この際、村岡郵政大臣

及び月原郵政事務次官から発言を求められてお

りますので、順次これを許します。村岡郵政大臣。

○国務大臣(村岡兼造君) 通信委員会の皆様方に

謹んであいさつを申し上げます。

去る六月三日、郵政大臣を拝命いたしました村

岡兼造でございます。

永久委員長を始め通信委員会の皆様には、平素

から郵政行政の適切な運営につきまして、格別な

御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

私が所管いたしますこととなりました郵政行政は、

国民生活と極めて密接なかわりを持つものでござ

います。責任の重大さを痛感しているところで

ございます。

りながら、微力ではございますが、全力を挙げて村岡郵政大臣を補佐していく所存でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。（拍手）

○委員長（糸久八重子君） 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査のため、本日の委員会に国際電信電話株式会社常務取締役大山昇君、日本電信電話株式会社代表取締役副社長児島仁君、同じく取締役経営企画本部部長大星公二君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（糸久八重子君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（糸久八重子君） 次に、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題といたします。

郵政行政の基本施策について所信を聴取いたします。村岡郵政大臣。

○国務大臣（村岡兼造君） 通信委員会の皆様には、平素から郵政行政の適切な運営につきましまして、格別の御指導をいただき、厚く御礼を申し上げます。

この機会に、所信の一端を申し上げ、皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

今日、我が国の社会・経済は、国際化、技術革新、情報化等の進展により、大きく変動しようとしておりますが、こうした中で、我が国としては、対内的には、ゆとりと潤いのある豊かな国民生活の実現と多極分散型の均衡ある国土形成、対外的には、国際社会との調和ある発展とその経済的地位にふさわしい貢献を行うことが求められております。

我々は、こうした状況に、全力を挙げて的確に

対応していかなければなりません。郵政省が所管している電気通信行政と郵政事業は、いずれも国民生活に深くかかわりを有しているものであり、郵政省の今後果たすべき役割は、ますます重要なものとなってきております。

このため、電気通信行政においては、地域の均衡ある発展、豊かな国民生活の実現、さらには世界の繁栄への積極的な貢献を基本的理念として、情報通信基盤の総合的な整備、電気通信事業発展のための環境整備、基礎的・先端的技術の開発、国際社会における情報化等を積極的に推進していくことが重要であると考えております。

また、郵政事業においては、金融自由化の急激な進展、長寿社会の到来等、社会・経済環境の大きな変化に的確に対応し、活力ある福祉社会を目指すことが重要であります。さらに、郵政事業の推進に当たっては、全国二万四千の郵便局ネットワークの一層の活用を図り、豊かな地域社会づくりに努めてまいらなければならないと考えております。

以上申し上げました基本的考え方にとり、当面する諸問題について、次のとおり所要の施策を推進してまいりたいと存じます。

最初に、電気通信行政、郵政事業ともに取り組んでおります地域振興について申し上げます。

我が国の国土全体にわたる均衡ある発展の実現のため、地域経済の活性化と魅力ある地域づくりの実現が必要とされております。

郵政省では、このため、地域の情報化と地域に貢献する郵便局づくりという二つの施策を進めていくところであります。

まず、地域の情報化につきましては、テレビ・ア計画や、いわゆる民活法に基づく施設整備事業等の施策が全国各地で進展しているところであります。これらの施策は、より一層積極的に推進する必要があります。これらとあわせて、きめ細かく、かつ、適切な支援を行ってまいりたいと存じます。

また、現在、港湾埋立地等における大容量通信回線が完備した新しい町づくり及びこれら拠点間を低コストでネットワーク化する事業を内容とする情報通信基盤開発構想について、鋭意検討中であり、特に、情報機能の地方分散と地域の情報化につきましては、平成元年度一般会計予算に計上している調査研究費等により検討を行い、そのための施策の実現に向け努力してまいりたいと考えております。

さらに、今国会におきましては、特定電気通信基盤施設と一体的に整備されたインテリジェントビルを民活法の特定施設に追加したいと考えており、これを内容とする民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を関係省庁と共同して提出しておりますので、よろしく御願い申し上げます。

次に、地域に貢献する郵便局づくりにつきましては、国民の日常生活に溶け込んでいる郵便局を活用し、我が国のすべての地域で、住みやすく、暮らしやすい地域社会をつくっていくこととするものであります。

郵便局は、全国二万四千カ所に点在し、地域社会の情報、物流、金融の拠点として地域社会のニーズにかなったサービスの提供が可能であり、郵便局のふるさと小包もその一つとして、地方自治体や産業界からも大きな評価を得ているところであります。

また、本年四月からは、全国各地の名所、行事、風物などを題材とした地方色豊かな切手を発行し、地域に密着した郵便サービスの提供に努めてまいりたいと存じます。

今後とも、こうした施策を積極的に講ずることにより、地域経済社会の均衡ある発展と魅力ある地域づくりに貢献するとともに、郵便局ネットワークの質的充実を努めてまいりたいと考えております。

次に、電気通信行政について申し上げます。第一は、電気通信事業の発展のための環境整備

であります。

電気通信事業については、活発な新規参入が行われ、多彩なサービス展開と数々にわたる料金引き下げがなされるなど、電気通信制度改革の趣旨は、一歩一歩着実に実現の方向に向かっていると考えております。改革の成果が早期に広く国民利用者に還元されるよう、引き続き新事業者の育成支援策及び円滑なネットワーク化のための諸施策を推進し、活力ある電気通信市場の形成に努めてまいりたいと存じます。

さらに、電気通信の健全な発展のため、今後の電気通信産業はいかにあるべきかについて考究する必要があると考え、昨年来、電気通信審議会において御審議をいただいているところであります。この問題につきましては、今後とも、関係各位の御意見等も十分に踏まえながら、広範な角度から必要な措置等について検討を進めてまいりたいと考えております。

また、電波利用についても、電波の有効利用策を積極的に講じてまいるとともに、不法な無線局の取り締まり等電波利用秩序の維持について、適切に対処してまいりたいと考えております。

なお、国際電気通信条約附属無線通信規則の改正に伴い、無線局の遭難通信の取り扱い等に関する規定を整備するとともに、無線通信の技術進歩等に対応し、無線従事者制度の改善を図るため、今国会に電波法の一部を改正する法律案を提出しておりますので、よろしく御願い申し上げます。

第二に、基礎的・先端的技術の開発の推進であります。

電気通信分野は、技術先進性が極めて高く、技術開発の推進、特に、長期的には基礎分野の研究の強化を図ることが重要であります。このため、昨年度から新たに、超高速通信技術や通信への知的処理の適用等を対象に、基礎的・先端的な電気通信フロンティア研究開発を産官学の連携により開始したところであり、今年度は、本研究をさらに拡大させるとともに、諸外国との国際共同研究開発を開始すべく準備を進めている

正する法律案及び郵便年金法の一部を改正する法律案を提出いたしておりますので、よろしく願ひ申し上げます。

ところで、郵政事業は、三十万余の職員に支えられており、人力に依存する度合いが極めて高い事業でありますので、人材育成や能力開発を推進し、明るく活力に満ちた職場をつくるとともに、相互信頼に基づく健全で安定した労使関係を確立・維持していくために、一層の努力を払ってまいり所存であります。

さらに、郵政犯罪の防止については、従来から省を挙げて努力してまいりましたが、郵政事業に寄せられる国民の期待と信頼にこたえるため、今後とも、職員の防犯意識の高揚と防犯管理体制の充実強化に努めてまいり所存であります。

以上申し述べました諸施策の推進に必要な経費を計上しております郵政省所管各会計の平成元年度予算について、申し上げます。

まず、一般会計であります。歳出予算額は、二百五十六億円で、前年度当初予算に対し、八億円の増加となっております。

また、郵政事業特別会計であります。歳入・歳出とも予算額は、五兆五千八百二十三億円で、前年度当初予算額に対し、六百五十一億円の増加となっております。

なお、郵便事業財政につきましては、六年ぶりに四億円の黒字が見込まれております。

予算の執行に当たりましては、今後とも効率的・効果的に行うよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、今般、いわゆるリクルート問題に關し、N T Tの前会長等が起訴される等の事態に至ったことは、まことに遺憾であり、N T Tを監督する立場にある者として厳肅に受けとめているところであります。

私としては、N T Tに対し網紀の厳正と適切な業務執行体制の確立に努めるよう適切に指導していくことはもとより、省内及び管下の他の特殊法人についても、網紀の厳正な保持について、なお

一層の努力を尽くしてまいり所存であります。

以上、所信の一端を申し上げます。委員各位におかれましては、郵政行政の推進のために一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(永久八重子君) 以上で所信の聴取は終りました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○及川一夫君 まずお伺いいたしますが、今大臣からいただきました所信表明ですが、村岡郵政大臣として、特に所信表明の中でぜひともこの委員会、あるいはこれからの郵政事業全般を運営するに当たってこういうことを強調したいと、強調するという意味でお触れになった点はこの所信表明の中にごさいますか。

○國務大臣(村岡兼造君) 全般的に申し上げましたが、私といたしましては、地域の情報化、そしてまた国民の皆さんに親しまれる郵便局へと、こういうような点の一つ、また職員の皆さんにやる気を、今までも大変御努力願っておりますが、親しまれる、やる気を起こすと、こういうことでお願いをしたいと、特に言われればその二点であるかと思いますが、以上でございます。

○及川一夫君 そういったことが強調された所信表明であつてはしなかったというふうに実は思うんですが、意地悪く物を見ているわけじゃないんですけれども、実は私、衆議院の会議録をずっとこの見て大臣の所信表明を伺っておるわけですが、衆議院では片岡前郵政大臣が所信表明を行っております。参議院では残念ながら片岡前郵政大臣の所信表明をいただくことができませんでした。

これは各党の責任ですからそれ自体とやかく言う気はありませんが、実はこの所信表明と今郵政大臣が述べられました所信表明を比べてみますと、率直に言つてほとんど変わりはなくないわけですね。それを比べてみると変わっているという点はございますが、それから、十四ページにある「いわゆるスリーパー三〇一条の対象となった衛星関係について

も、米国の理解が得られるよう努力してまいり所存であります」というこの二行が入っているというところでして、率直に言つて三〇一条の問題にしてもそれから電波法の扱いの問題にしても国会全体の動きがあるし、また国際的な動きもあるし、米国の関係では次官会議などもいろいろやっておられるわけですね。そういう動きを含めて本来所信表明というものはあるべきだというふうに私は思ふんです。

郵政大臣になられて、この通信委員会を迎えるに当たつてそんなにたくさん時間があつたわけじゃない。したがって、新たなことを言うというのは大変だと思ふんですけれども、しかしそういういろいろな動きに対応しておればこうやるといふようなことが私にはじみ出るような所信表明が出てくるんじゃないかと、こう思つておつたんです。が、そういったものが全然感じられないんです。大臣、この所信表明というのはどういふあり方があるのかということも私は考え直してみらるべきだということふに思つてゐるんですが、いかがですか。

○國務大臣(村岡兼造君) 今先生から御指摘ございましたが、私としては、所信表明は、郵政省の所管行政について現状を踏まえた上で今後進めるべき重要な施策について郵政省の代表者として郵政大臣がその考えを述べるものと承知をいたします。したがって、片岡前大臣と私とで、大臣によつてニュアンスの違いが生ずることもあり得るとしても、基本的には郵政省でとつてきた施策継承というものでそう変わるものではないと考えております。

私も着任後まだ日も浅いのでございまして、片岡前大臣から重要な事項については引き継ぎを受け、私なりに勉強をさせていただいた上できょうの所信表明となつたわけでございますが、先生の御指摘も踏まえながら今後私としては何をやるのかと、こういうようなことも考慮に入れながら考えて、ただしその場合に、通信委員会の先生方にも今後適切に御指導をいただきますから方針を固め

ていきたいと、こう思つておりますので、よろしくひとつ御指導をお願い申し上げますと思ひます。

○及川一夫君 結論めいた大臣の態度が述べられました。

私は常々思つてゐるんですが、所信表明というのはいわば政策にかかわる問題ですね。しかし、所信表明をお聞きしながら読んでいきますと、すべて法案法案、こういふふうになつてゐるわけですね。それでよろしく願ひしますというお話なんです。それを素直にとると、この委員会は何か法案処理の委員会というふうに感ずるわけですね。それも大きな一つの任務であるかもしれない。しかし法案というのは、やはり政策、方針があつて、そして電氣通信事業をこういふふうを持つていくということがあつて、郵政事業もこのように運営していこうじゃないかというふうなことがあつて、それに必要な法律が要するに提起をされてくる、こういうものだと思うんですね。したがって私は、通信委員会における論議というのは、何といつても所信表明そのものが大きな議題になる。これが通らなければ、またその網にかからなければそれこそ法案などというものは出てくるものではない。法案が先に来てそれを追うように所信表明が出てくるというものではないだろうというふうに私は思ふんですね。

そういった点では、委員会における議論の仕方もある程度は、委員各位における議論の仕方からいっていかなくやならぬという気がしてならないんですけれども、私は、この所信表明そのものについてどう受けとめるかということになると、例えば今日の現状の問題については、郵政省、事業のことについてはお触れになつてゐるけれども、例えば電氣通信事業全般とあるいは情報産業全般、監督官庁ということですから限界はあるにしても、やっぱり現状をどうとらえるかというふうなことはほとんど触れられておらないわけですね。

そうして、私どもが気になるのは、郵政省のお仕事としていろいろな問題を諮問会議にかけてお

られるわけですよ。電気通信事業の問題にしろ郵政事業の問題にしろ、一体どのぐらい今諮問をされている項目があるのだろうか。私も見ていくのは大変なんですよ、いろいろなものが送られてくるんですよ。

これは局長で結構なんだけれども、今電気通信にかかわるもの、郵政事業にかかわるもの、あるいはNHKにかかわるもの、そういったもので現在諮問をされている項目は一体どのぐらいありますか。そのことをお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(松野善樹君) 先生御指摘のように、私も一般的に郵政事業それから電気通信行政を展開していきまふ場合に、学識経験者その他有識者からの御意見をちょうだいいたしたく、いろいろな研究会あるいは協議会等を開催いたしております。重要なものにつきましては、郵政大臣から御指示をいただいております、また各それぞれの局でもいろいろな研究会を開催しております。

恐らく郵政省全体で、大変恐縮であります、ちょっと今手元にしっかりした資料を持っておりませんけれども、数十に及ぶ研究会を開催しているというふうに理解いたしております。

○及川一夫君 官房長にちょっとお願いしておきますが、後でよろしいですから、今諮問会議にかかれてはいる諸問の項目数、それと具体的な課題というところで後ほど出していただきたい、こういうふうに私は思ひます。

なぜそういうことを申し上げるかという、我が国の社会の発展が、とりわけ先進国というものを意識すればするほど情報化社会というものが掲げられているわけですね。情報化社会という非常に言葉としてはきれいだし、何か大変な期待できるものが出現してくるんじゃないかというふうに思ふんですが、巷間言われているように陰の部分と陽の部分があるわけですね。問題なのは、その陰の部分についてまず知ることが私は大事だと思ひつゝいます。そして、陰の部分に対する答えがあつて初めて陽と結びついて歓迎される

情報化社会というものができ上がっていくと思ひますね。

そのことに対する答えを先に持たないかぬという気持ちがあることを考えますと、例えば大臣がお触れになつておられますテレトピアという計画の問題にしても、あるいは郵トピア計画の問題にしても、それ自体はよろしいことなんだけれども、問題が出てから後から手だてをする、手だてをするということであつてはならない。したがつて、郵政大臣がもし地域振興の問題としてこういうテレトピアを掲げるとするならば、一体でき上がった形というのはどういふものなのだろうか、どういふものが出現してくるのだろうか、それが人間社会に対してどういふプラスの面があらわれてくるのだろうか、陰の部分はあらわれないのだろうかということなどをやはり先駆けて我々が議論をしなければいけない、またそういうことを研究をしなければいけない、こういう任務というものが私はあるように思ひてならないのであります。

したがつて、今郵政省がそういう大きな構想があつて、その中から出てくる問題点を諮問にかけているということなのかどうかということも実は聞きたくなる問題なんです。ただ、セクションセクションで、どうもこういう問題が出てきたから、実現するには郵政省の立場では郵政審議会にかけないかぬから、電気通信審議会にかけないかぬから、だからとあえなくかけよう、こういう程度の発想で私はとらえるべきではないだらう、こう思ひつゝいるわけですよ。

そういう意味で、この所信表明のあり方の問題についても、私は最低でも各セクションごとの現状に対する評価の問題と、そして問題点があるなら問題点を抽出していただいて、その問題点に対して、今日の段階では結論が出ないものもあるでしょう、検討していかなくやならぬものもあるでしょう。しかし、問題点の中には、当面こうしたい、五年後にはこうしたいというようになことに触れになつて大臣の所信が述べられるという

ことであれば、通信委員会の論議というものも大変充実したものになるであらうし、国民的なサイドで問題をとらえることが可能になつてくる、こういうふうには思ひつゝいるんですが、大臣はこれからの所信表明をおやりになることがたくさんあると思ひますが、お考えをもう一度お聞きしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(村岡兼造君) 及川先生も専門家でいらっしゃるし、所信表明についての貴重な御意見を、また審議会等に対する御意見、あるいは問題を後から処理するのではなく、いろいろな貴重な御意見を賜りまして、私といたしましても、今後また相談をして検討してまいりたい、こう思ひつゝいます。大変ありがとうございます。

○及川一夫君 次の問題であります、まず郵政省が重点を置くべき問題は一体何かということになるのかもしませんが、郵政省というのは、もともと通信省、電気通信も郵政事業も一緒にやってきて、それが電気通信省と郵政省に分かれて、電気通信の場合には公社に発展をして、さらに民営化をされた。そして民営化をされたことを含めていずれにしても電気通信事業にかかわる監督官庁は要するに郵政省ということになつてはいるわけですね。

ところが、実態というものをみると、郵政事業に対する力の入れ方とそれから監督官庁というエリアでの問題に対する力の入れ方ですね、これが私から見ると本来の郵政事業よりも監督すべき対象ですね、NHKとかKDDとかあるいはNTTとか、そういうものに対する監督事業というんです、それにかかわる力をいれて、郵政事業の方はそれは問題がないからと言へばそれまでなんだけれども、ポストのウェイトの置き方を含めて、どうも変わつてきているように思ひます。

つまり、やはり言へば郵政省が昔の電気通信省ですか、これに変わつてきたという感じを受けるんですけれども、いかがですか。

○政府委員(松野善樹君) これはもう言うまでもないことではあります、御指摘のとおり郵政省は

郵政事業とそれから電気通信行政を一体的に遂行いたしております。

この郵政事業の任務といひますか、私も考えておりますのは、もちろん郵便局を通じて郵便であるとか為替、貯金、それから簡易保険、郵便年金という国民の日常生活の安定と向上に不可欠のサービスを国民のニーズに沿ひましてまあ公平に利用できることにしていこうと思ひつゝいます。また、これを郵政省がみずから事業を遂行するということに任務があらうかと思ひます。

この郵政事業の任務につきまして、あるいは郵政事業の遂行につきまして、先ほど先生から力の入れ方が電気通信行政と比較いたしまして少し劣るのではないかと御指摘がありましたけれども、これは決してさうではございません、やはり各事業それぞれ今民間との競争にさらされている問題も多々あります、また我々事業自身の発展ということもあわせ考えまして、一生懸命努力しておるということを申し述べさせていただきます。

また、これに對しまして電気通信行政の任務でございますが、これはもう先生十分御承知のことであり、恐縮であります、電気通信でありますとか、あるいは放送等の分野にわたつて、一つには事業者の事業活動等が円滑かつ適正に行つていけるような必要な環境整備をしていくという面がありましようし、またそのための所要の調整を行つていくということも任務であらうと思ひます。これを通じまして電気通信分野全体の健全な発達を圖り、ひいては国民の方々の利益の保護あるいは利便の確保というふうな公共の福祉の増進という面に重点を置いて行政を展開していくというふうにあらうかと思ひます。

大変一般的な言い方で恐縮ですが、以上のように考えております。

○及川一夫君 全くそれは御本人がおっしゃるんですから極めて一般的でありまして、例えば最近監督官庁としての郵政省と監督される側の事業体との対立が目立つわけですね。郵政三事業について

は、それは必ずからの事業ですから責任を持ってやらなければならないけれども、この監督官庁とそれに監督される民間の企業が例えば対立するということになることがよく見えるんです。

例えば料金の問題一つ取り上げてもそうでしょう。電気通信分野における料金問題はサービスの問題ですから当然重大な関心を持つし、しかしそれで郵政省がどんどんそういう事業の中心にまで介入していいのかどうか、監督官庁としてそれだけの権限を持っているのかどうかといううなことが我々の目から見ると非常に映ってくるわけですよ。ですから、そうすると監督官庁というものの役割というのはどこまでなのかということとがどうしても問われるような気がしてならないんです。その点が通産省、民間全体を相手にしている監督官庁との間で大変な違いがある感じがしてならないんですが、監督官庁の役割と任務、その限界、領域というのは一体どういうものなんでしょうか、それを聞かしてもらいたいと思うんです。

○政府委員(塩谷裕君) お尋ねの点について私も考えておりますことを申し上げたいと思っておりますけれども、御承知のとおり昭和六十年に電気通信制度を改革したわけでございますけれども、申すまでもなくこの改革の目的といたしましては、法的な独占体制にありまして電気通信事業分野に競争原理を導入する、事業者が大勢参画して自由な競争をするということでございます。それから、あわせて電気公社を民営化することによりまして我が国の今後の社会経済活動の基盤を担いますところの電気通信の高度化、多様化を図りまして、国民、利用者がより安くそしてよりよいサービス、これを受けることができるようにする、これが基本的な大きなねらいであったわけでございます。私も郵政省といたしましては、この改革の目的を実現するため今後ともNTT、KDDその他の電気通信事業者を適切に指導し、電気通信事業分野におきまます有効かつ公正な競争条件の整備に努めてまいりたいと思っております、今先生御

指摘の、対立が目立つということでございますけれども、私も私どもはできるだけ我々の考えていることを電気通信事業者によく理解してもらいたいと思っておりますし、また現実にはサービスを国民に提供してもらおうのはこの事業を運営しておられる民間の電気通信事業者でございますので、そういう人たちがどういった問題意識でどういう課題を抱えてやっておられるのかということ、私どもの立場としても十分に承けてまいりたいというふうに考えております。

○及川一夫君 理解がなかなかできないんですが、やっぱり監督官庁というのは確かに法律は踏まえないかぬけれども、その法律の枠の中なのか外なのか、あるいはその法律の問題があればこれは直してあげないかぬとか、そういうものはもう当然のこととして監督官庁の役割、任務だと思っております。

例えばNTTにも話は余り聞いていないんですが、コストの問題、市内と市外とを分けて云々でもって、一方はアメリカで調査をしたが、NTTの方は何かアメリカのある調査機関に頼んで調査した。それで結果を見ると、分割の問題を含めて、いわば展開が百八十度違っている。片一方は市内料金は赤字だと言われ、片一方は市内料金は黒字だと言われ、それが何となく分割の議論に発展していくような、こういうことが一方NTTの発表があり、一方郵政省の発表がある、これはまさに対立です、国民から見れば、対立した意見であると、一体これはどうなんだと。

それは対立しているから意見を一致させないかぬのだからけれども、問題は監督官庁とそういう企業の間で国民から見ると何か相対立をしているというふうに見えることが果たして監督官庁としての領域の範囲内なのかどうかということ、私は非常に疑問なわけです。

電気公社時代だったから意味では当然かもしれないですね。あるいはKDDが昔の通信省の中にあるならば、中の議論としてあってもしかるべきだろうと思うんですが、相手が民間企業であ

る、しかも株が発行されている、民間企業の動きいかにによって株価が上がったり下がったりしかなない。上がることはいいのかもしれないけれども、下がることに對しては大変厳しい意見が出てくるわけですよ。それがまた企業の信用度にもつながっていくということになってきますと、一体、郵政省が意見を述べることが結構だけれども、そういうものを発表し、対応していくのは何か順序があるような気がしてしょうがないわけですね。

それが余りも過ぎ過ぎて、昔の電電公社が郵政省みたいな格好でストレートに、要するに対立した形を現出しているということについては、どうも監督官庁のあり方の問題としてそれでいいんだらうかということを私は感ずるんですけれども、この点大臣いかがですか。

○政府委員(塩谷裕君) ちょっと大臣へのお尋ねでございますけれども、今具体的な御指摘がありました点について若干前もってコメントさせていただきます。

いろいろ新聞紙上などにも伝えられておりまして、私も折がありましたらこの問題について考えているところを申し上げたいと思っております。でございますけれども、例えば今引用されましたコストをめぐる議論、これもさかのぼって申し上げますと、私も、こういう自由な競争原理を導入して安い料金でいろんなサービスを提供していただく、こういう理念の実現に向けていろいろやっているわけでございますけれども、そのためには事業者が、競争の基盤、競争の条件がフェアであるといえますか、公正な競争条件といえるのを確保することが必要だろうということでございます。日本、日本の電気通信事業に競争を入れたという点も、これは先生よく御存じのとおり、NTTの独占の中から、そこに新規に自由に入る競争事業者が出てきたということでございます。ネットワーク、特に市内ネットワークなどはこれはNTTが事実上独占しているという状態でございまして、そこに新規参入者がどういったところ

で入っていくかは競争状態になるかということ、特別な状態でございまして。

そうしますと、公正な競争条件といった場合に、やはりそれぞれの、例えば電話なら電話ですとかあるいは専用線なら専用線ですとか、そういったそれぞれの種目を単独にやります業者と、それから、それを全体にやりますNTTとの間の公正な競争条件というのはいくつかあること、これは法律上五年以内のあり方について検討を加えるということになっております。会社法の規定によりましてNTTのあり方をめぐって、外国の事情がどうだったかというふうなことをお互いに調べて、その辺の事情調査についての報告をしているというところでございます。

外形的にいろいろ、何かエキセントリックな印象をあたえるのは持たれるかもしれませんが、事はそういう理念なり、よくあれかしというところを実現するためにお互いの考え方というものを披瀝し合せて、そして何か妥当な競争条件の基準なりあるいはあり方についての妥当な、あり得べき姿というふうなものを模索している、客観的に言えばそういうことになるんではないかということでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○国務大臣(村岡兼造君) 今塩谷局長から御説明ございましたが、私の乏しい経験でございますが、先生おっしゃるとおり、民間との対立とは私考えておりません。郵政省以外の省庁でも、監督官庁と民間とのいろいろ主張も合うということ、はしばしばあったように覚えております。

民間は民間としてやはりその企業を存続するための主張もなきやならない。また監督官庁としては国民のニーズにこたえていかねければならない。民主主義の世の中でございますから、そういうことを十分に話し合ひまして、監督官庁が押しつけていくとか何とかというところでなくて、十分に問題点を話し合ひながら今後やっていきたい、こういうふうに考えておりますのでよろしく

ひとつお願いいたします。

○及川一夫君 我が国には監督官庁の領域はこういうものであって、この限界を守らなさいかぬとかそういうものは一切ないわけですね。だから人一人によって、指導者が変わることによって変わらざるを得るわけですね。ですから、そういう問題は一つ一つ議論をしながら決めていくべきだということに私は考えるんです。

ただ料金体系のあり方とか、あるいは今持っている電気通信事業の競争体制の中の問題点は何とか、私はオールドドックスといいますが、基本的な部分についての議論の展開があつて、それでいふことが出てくるならいいんだけど、そういうものがない中で、これから議論しようという中で何か個別の問題でばさばさ出てくる。しかもそれが許認可権を持つていて何か監督官庁が切り込んでいくという形での議論というのは、私は要らざる誤解を与えるものだと思います。だからそういうことは最低限やっぱ監督官庁というの出していきべきじゃない。むしろそういういろんな意見をもろもろ腹にのみ込みながら議論をすべきときにトータル的にばささ出すべきだということではなければならぬわけですよ。

しかも、こんな情報化社会と言われる中でテレビ、新聞、ラジオを通じて安いとか高いとかぼんと出ていったら、それだけが要するに都合のいい方に大体国民の目も頭もまず向くわけです。そんなところからむしろ問題がこじれて解決をおくらすということには実はなかなかなないわけでありまして、そういう点では監督官庁のあり方論というものをお私はいくつか先話していくべきだという気がしてなりません。したがって、そういう立場に立つてこれからの対応したいというふうに思っています。

そこでひとつ郵政大臣にお聞きしたいのは、長距離電話の料金値下げが必要であるということ、秋田県庁での記者会見で発表されたことが新聞記事に小さいんですけども載つておりました。

した。これは郵政大臣として要請なんです、要求ですか、それとも指導という意味で言われたんですか、どういふことなんですか。

○国務大臣(村岡兼造君) 今の問題につきましては、NTTの電話料金については昨年に引き続き本年も二月から遠距離料金等の値下げが行われたところでありまして、このことは、昭和六十年四月の電気通信制度改革の趣旨に沿ったものと考えられ、私としては結構なことと認識をいたしております。

郵政省といたしましても電気通信行政の責任官庁として今後とも電話料金全般の一層の低廉化を推進する必要があると考えている次第でございますので、値下げをするというのではなくて推進、こういう意味の発言でございますので、誤解のないようにひとつお願いを申し上げます。

○及川一夫君 郵政大臣も御存じだろうと思ひますけれども、中山元郵政大臣、この方が郵政大臣をやつていたときにNTTの料金の値下げも行われたわけですね。その後も企業努力をしながらやつておられる。NCCもそれなりに競争に負けられないからというところでやつておられるわけですね。ところが郵政大臣、いつとは言いませんけれども、NTTが料金を余り値下げをするとなれば新規参入の企業が困るから、十数%下げたいやつを一〇%に抑えろというのをされたことがあるわけですね。

これは受ける方は大変ですね。このぐらゐ値下げをしようと思つたら、新規事業体のことがあるからちょっとこの辺でとめろと。おかしいじゃないか、こう私が言つたら、中山元郵政大臣は、とにかく、大きな汽車がスピードを上げて走つていく、小さいやつが同じレールの上を一生懸命追いつこうとして走つてくる、そのときに大きなやつが急停車したら後ろから行ったやつが衝突する。つまり、競争に負けて倒産するからそういうことは困るのだからというふうな意味の発言が新聞にも載つておるわけですよ。

突然降つてわいたように郵政大臣が値下げをすべきだと、こういう意味合いの発言をされるといふことは、これはまた監督官庁ですから、受ける方は一体どう受けたらいいのかわからないじゃないか。今くると思うんですよ。だから、発言としては非常に私は不意な感じがしてしようがない。

むしろ、料金の値下げというの何かあれだけども、要するにサービスの向上ですよ。それを競争でやらせようというんでしょう。それなら、値下げをするかしないかわからないというの認可をするとかしないとかいう問題じゃないじゃないか。今の法律では値上げも値下げも確かに郵政省の認可になっていきますけれども、この際値下げの方は、競争なんだから自分の企業がぶつ倒れるまでやつてまで値下げするなんというところは、これはあり得ないんですよ。やっぱ企業のできる範囲の中で値下げ、サービスの向上をしていくということなんです。ということなら、これは法律を変えなければという意見があるかもしれないけれども、ざばり、料金の値下げ、サービスの向上問題についてはもうそれぞれの企業に任すというぐらゐの発想が僕はあつていいと思うんですが、値下げを言われるならむしろそちらの方が大事じゃないかというふうに思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(塩谷健君) 料金を含めましてよりよいサービスを提供するというのを訴えていくということはおっしゃるのとおりでございます。電話料金の値下げの問題、これは大臣申し上げましたように、大臣がおっしゃいました趣旨は、電話料金全般の一層の低廉化の推進、そういうことに向かつて事業者も努力してもらつて、そういうものを期待するというニュアンスでおっしゃったと思ひますが、やはり法律上私も料金について認可を持つていくということにつきましては、これはあくまで、その認可制というものを考えますと国民、利用者の利益の保護、向上というものを図るためでございます。この趣旨にのっとりまして、私も料金全般の低廉化の推進に取り組んで

でいるわけでございます。

ですから、やはりそういう国民の利用者に対してより安い料金の提供というものが実現できる、それを担保する意味において料金の値下げの認可という形で出てくることもあり得るわけでございますが、そういう意味での認可制というのはやはり今後とも維持していくべきものではないかというふうに考えております。

○及川一夫君 これはどちらにしても今後の電気通信事業の競争体制を導入した中で、料金というサービスのある方についてどういふふうな位置づけしていくかという問題ですから、これから議論も続けていきたいと思ふんですけれども、やっぱ郵政大臣にもわかつてほしいしまた主張すべきだと思ふのは、競争なんです、公正競争という言葉があるんですけれども、これも公正競争とは一体何だ。言葉としては非常にきれいなんだけど、具体的に言うとうと、どこまでいったら公正競争の条件が整つたというふうな判断をするのか。また、そういう基準めいたものをつくろうとすると、一体どういふものを言うのか。これだつてひとり歩きしているわけですよ。

ですから私は、そういう意味で独占禁止法の問題であるとか、またNCCにしてもNTTにしても、通信事業全体にかかわる公共性の問題であるとか、こういうことを含めて議論をしながらぬことであることは間違いないんだけど、どちらにしても少し監督官庁の対応の仕方としてはその辺をけじめをつけてやっていたかなければならないんじゃないかということを強くひとつ要請しておきたいと思ひます。

そこで、NTT関係の問題がちよつと出ましたので、それに移らしていただきますが、参考人児島さん、どうも御苦勞さまでございます。まず、今回の不祥事件について、大臣の所信の中でもお触れになっておられますが、そこで、NTTがあの事件を起こして、一応これからは裁判ということになるんですから、判断をする材料が皆出たということになるんですが、NTT自体

として、この事件を受けて一体今日の対応についてはどうなっているのか。やっぱり国民的な企業信頼の回復を求めているかなければならないというところになるんだと思うんですが、現状についてちょっと参考人からお伺いしたいと思うんです。

○参考人(児島仁君) まず最初に、私も社にありましてこのリクルートに関連する事件で世間を大変お騒がせしましたし、また社会からの信頼、信用というものを失った、そういう責めにつきましては十分認識しておりますし、この機会をおかりしておわびをしたいと思います。

現在、案件につきましては司直の手にゆだねられておるわけですから、私もこの内容について云々する立場にございせんが、いづれにしても信用回復というか、NTTもめげずによくやっておるといふことに国民の認識がいきまさんと私どもの事業もうまくいかぬというふうには認識しております。

ただ、信用回復のための手段ということになりますと、私も今考えておりますのは、せつな的な弁解とかちよつとしたスタンドプレー、派手な宣伝というものはもうこれは許されぬというふうな考えております。したがって、全社一丸となって底辺のサービスから、それから企業の企画、運営あるいはその効率化、そういったものに地道に徹底的に取り組むというところで、世間に姿を見ていただくということじゃないかと思ひます。ただ、この方法は非常に地味でありまして、世間の目にとまりにくい時間がかかるわけでありまして、私も私どもはあえてこの手段で頑張っていくというところしかないというふうに覚悟しております。

現在の社の情勢を申しますと、社長以下一丸となつてそういった考えに立って、これは新聞報道等でも最近されておりますが、組織の大改正、要員の大配転、お客様に直結する直面するサービスについて、組織の改正も含めて組織上の改善を行っていくということで現在対処し、進行中であります。

以上お答え申し上げます。

○及川一夫君 大変な不祥事件だったと思うんですが、とりわけ通信委員会は電気通信事業にかかわりを持つていられるという面からいいますと、本来通信委員会でもその内容についてはかなり掘り下げてみるべき問題があるんじゃないかという気がしてならないんですけれども、この点大臣、どうお考えになりますか。

○国務大臣(村岡兼造君) リクルートの問題に連れたしまして、NTTの真藤前会長など元役員が逮捕、起訴されるような状況になったことはまことに遺憾であり、NTTを監督する私も同様に思ひます。郵政省といたしまして、これまで問題発生以来、NTTに対して事実関係の調査を指示し、また網紀の肅正についての指導を行つてきたところでありまして、NTTとしても、これらを受けまして、社内に調査委員会を設置して事実関係の把握に努め、また網紀の肅正策及びその徹底について措置をとつてきたところでございます。

NTTにおきましては、今回の事件に関連してさまざまな問題点を指摘されたことを踏まえ、今後、適切な業務執行を行うことによつて一刻も早く国民、利用者の信頼を回復し、このようなことが二度と起きないように我が国の基幹的電気通信事業者としての責務を果たしてまいりたい、こういうふうにも適切に指導してまいりたい、こういうふうにも考えておるところでございます。

○及川一夫君 私の質問に直接お答えにはならなかったわけけれども、やっぱり通信委員会でも、例えばリセール事業の問題も、例の法律を民営化するに当たつての議論の中でもかなり出ているわけですね。

リセール事業そのものはお互いに認め合つたんですけれども、しかし、当初描いたりリセール事業というものは、リクルートがやっているようなもの、リセール事業と描いておつたのかどうか、非常に

に僕は会議録を読んでみても疑問があるわけですね。つまり、リクルートの場合はVAN事業一切なしに電話の再販事業だけ一本やりでやられたわけですね。ところがこれは二種事業ですから、二種事業ということになると、電話事業一本やるのにはなしに、VAN事業があつてその中に再販事業がありますよと、そういう議論だったと私は記憶しているわけですね。だから、限られた一つの職域なら職域というものを想定して再販事業ということであれば、これはNCCとか、NTTとは違ふんですけれども、しかし電話事業一本という意味合いで言えば、こういうものを一本二種事業としていいのかなというふうな問題点とか、かなり食い違つてきているように私は受けとめるわけですね。さらには、スーパーコンピュータの問題にしてもいろいろ疑問があるわけですね、手続から何から含めて。

だから、本来、通信委員会での一つの議題にして突っ込んでみてもいい。そして、将来再びこういう事件が起きないやうな意味で認識を一致させておく必要があるというふうな気がして私としてはうがなないわけですね。そういうことを今後どうするかということがあります。大臣にも考えておいてもらいたい気がしますが、また、五年後の見直しの問題の中でもそういったことが再燃をするんじゃないかということ、この通信委員会としても私はやはり問題を重視するべきではないかという気がしてなりません。

そして同時に、児島さんにお伺いしたいんですが、そういう事業のあり方論といふんですか、そういうものとはまた別次元のやうな気がしてしやうがないわけですね。なぜかという問題があのやうな形で起きたのだらうか。別に働いている労働者がやつたわけじゃない。全部管理機関だと言われる、トップセーラスというのか何か知りませんが、そういう段階で起きた問題だということ、起きた原因はどこにあるのだらうかということを考えてみたくなるわけですね。せつないんで

すよ、あれは下の方から見ると。私なんかもせつない思いですね。とにかくトップのトップが逮捕されるといふ事態なんですからね。逮捕されるからにはそれだけの理由が存在しているわけですね、また法に照らして、社会正義に照らして、悪いことがあつたから逮捕されて、また起訴されるということなんですね。

一体これは何が原因でそんなのだらうかというところを、児島さんに聞いてもなかなか答えが難しいかもしれせんけれども、社内での議論という意味で、これからああいうものを起こさないためには一体どういふ自覚が必要なのかということを含めてありましたら聞かせていただきたいと思ひます。

○参考人(児島仁君) 直接のお答えにならないかも知れませんが、私もNTTは、当たり前のことではあります。単独では事業を行へません。川上から申しますと、機器あるいは技術の研究開発もいろんな各社と共同提携をし、そのライセンスの受け渡しにつきましては、覚書その他で金のやりとりもするということ、常にタイアップしてやっております。それから機器の製造につきましても、当然に私もはつくりましたそのスペックでつくつてもらうということでもありますから、これに関与をしていかなくちやいかぬ。そういったことで、できてまいりました物品あるいはサービスというものがつきましての販売につきましては、単独で販売することがありますけれども、やはり共同で販売をする、あるいは子会社を通じて販売をするということ等がございまして。

端的な例を申しますと、電電公社時代にデータ通信本部というのがございまして、今は会社にしたわけでございますが、私もメーカーでございせんから、あるユーザーからシステムの注文を受けるということになれば、コンピュータを買い、そのコンピュータに合つた端末を買い、その間の回線を私も提供をし、ソフトをつけてトータルとして設備を売るわけでありまして。これは電電公社時代からやっておりますし、今

後も続くわけでありまして。そんな中で、メーカーの方あるいはユーザーの方の意向、そういったものは当然に今後の事業展開の中でも出てくるわけでありまして、そういった中では、この前事件になりまして、いわゆる共同販売、同行販売はけしからぬというふうなことでございまして、やはり私どもの企業の本質からいいますと、フィールド、フィールドによりましては同行販売あるいは販売応援というものは当然に出てくるのであります。

ただ、その場合に私どもとして心しなさいかねのは、あくまでもそれは事業のためにやる行為であつて、自分のためにする行為であつてはいかぬ。つまり、簡単に言いますと、金品を受け取ったり、過度の供給を受けたり、あるいは今回は株の授受であります、そういったことはしないんだと。つまり、簡単に申しますと、事業のために献身的に協力をし、タイアップして各社とやうていくのはいいんだけれども、その際個人の利得になるような行為は一切いたしてはならぬ、ここが原点だろと思ひます。

その点、今回のリクルート事件をどういふふうに判断なさるかは私の口から申し上げるべきではないと思ひますが、いざにしましても、世間を大変お騒がせしましたので、そういったことを十分社内にも周知をいたしまして、しかしその行動については、わかりやすい格好で指針を出して事業をやつていきたいと思ひます。

直接のお答えになりませんで大変恐縮でございしますが、以上お答えいたします。

○及川一夫 君 よくわかるんです。ですから、巷間言われているように、僕は当たつていと思ひやないんですけれども、例えば今のNTTの企業体、企業の規模があるんですが、これが大きいから、小さいからあつた事件が起きたんだといふのはなしに、今、児島参考人もお触れになつていらっしゃるけれども、要するに、個人のためにいふことを考えたら、それはもう得することなら何でもいふと、こういうものがあるかないかな

んだらうと思ひます。ですから、直接この問題は企業のありやうにつながらない、むしろ企業経営者そのもののモラルといふものが、道義心といふか、そういう倫理観といふものが欠如してあつた、あるいは事態になつてしまつたといふふうには受けとめるべきだなど、こう思つておるわけですね。

ですから、世の中にはいろんな考えがございまして、私の考えだけが正しいとは思ひやないけれども、ただ、間違つたとらえ方をして、それを無理無理つまらない問題に転嫁をしていくといふやり方といふのは避けなさいかねといふ意味で、なぜこういう問題が起きたのかといふ発生原因については正しくとらえるべきだと思ひますが、大臣、いかがですか、今のやりとりを聞いていて、どこに一体問題を絞つていくべきかといふことについて御所見があつたらお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(塩谷壽三) 事件後、今回の事件でございまして、それをどのように位置づけるかといふことにつきましては、これは今後慎重であるいは総合的な把握ないし検討を行つていくことが必要だろと思ひます。そういう意味で、現段階でのコメントは郵政省として差し控えていただきたいと思ひつておるわけでございます。

大切なことは、要は、どうしたら電気通信制度改革の実を上げて、真に国民の期待にこたえていくかといふことでございますので、そういった立場に立つて分析、検討してまいるのが至当ではないかといふふうに考へております。

○及川一夫 君 僕は局長に求めたつもりはない。そういう答えしかできないんです。私から言わせりやね。何を言ふんですかといふんです。僕は何か裁判のよしあしを論じているわけじゃないんです。再びあつた事件を起すことはいいけない。したがつて、NTTならNTTの中でなせ、こういう事件になつたのかといふところをえらうといふのは非常に大事なことじゃないですか。だから、参考人も言つておられたけれども、

もう事業のためにいふことは、事業のためにいふのは国民のためですから、電気通信の問題をとらえてみましても。だから、個人のためか事業のためか国民のためかといふ点では、やっぱり個人のためにいふことを考えると、それはリベールが来たにいたつたことになるだろ、これは個人のためじゃない、事業のためなんだ、国民のためなんだ、利用者のためだ、お客さんのためなんだといふことを考えれば、そういうことは悪いといふことははっきりするわけでしょう、倫理観の確立の問題として。

私は少なくとも、どこの企業でも同じだと思ひますけれども、倫理観の確立といふものをきちつとしておかなければ再びあつた問題が発生しますよといふことをしつかり踏まえて我々も物を考え、そしていろんな議論を展開していくといふことが大事じゃないかといふ点で、大臣、御意見あります。

○国務大臣(村岡兼造) 及川先生おっしゃるとおり、倫理観といふものは確立をしないかきやならない。

また、御指摘の中で、大きいから起きたとか小さいから起きないとか、そんなことは私も考えておりませんし、今後二度とこういうものが起こらないで、そしてまた職員の士気が落ちないやうに、これ職員の方々は何も悪いことをしていないわけですから。しかし、トップがあつたことをやりますと、国民的にはNTTは何だ、こういうふうな考えにもなりますので、一日も早く国民の期待にこたえて、職員がやる気になつて、ひとつやつていついていただきたい、こういうふうに考へていられるところでございます。

○及川一夫 君 事態は非常に重要ですからひとつ参考人の方も、今、大臣がお答えになつたことを踏まえまして、全力を挙げて信頼回復に努力していただくようにお願いをしておきます。別の委員会ではもう株価の問題で大分議論されているやうでありまして、非常に低位にあるものですから大変損失をしているんで、そのせいはど

こにあつたのかといふいろいろなことがどうも委員会でも議論されているやうでありますから、信頼回復についてはぜひとも全力を挙げてやつていただくやうにお願いをしておきます。

次に、MOSS協議、三〇一条問題についてたししていきます。

大臣、所信表明の中で、三〇一条問題は、今回同じやうに対応すると、こう言われているんですが、これは今回新たにつけ加つた項目といふか、所信であることは間違いないです。ただ三〇一条にかかわる問題全体について、所信表明ではほとんど今の状況はもう関係ないに、とにかく悪いことをしていないから妥協の余地はないから頑張るんだとしか所信表明されていないんですよ、これ。それでいいんでしょかといふことが気になつてしょうがないんです。

これは私、予算委員会でも片岡前郵政大臣に質問をしまして、えらい肩ひじ張るものだから、それは結構な話だが、またKDDの二の舞にならぬでしやうね、こういうことだけを言うてあるわけですよ。ところが、最近の情勢といふんですか、新聞記事などを見ましても、ニュースを見ましても、今現在に次官会議をやつておられるわけでしょう、次官級会議ですか。一体こういうやうな態度表明だけで本場に郵政省として、政府として貫き通すことができるのかどうか。これを私はつきりさしたいといふふうに思ひますが、いざにしましても次官級会議の模様などを含めまして、現状についてどうなつていのか、ひとつお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(中村三三) スーパー三〇一条の適用につきましては、先生御承知のとおり、五月の二十六日にUSTRのヒルズ代表の方から、日本それからブラジル、インド、日本につきましては林産物、スパコン、人工衛星といふ点が問題のある慣行であるといふ指摘を受けたわけでありまして、米国の間におきましてはこのスーパー三〇一条に基づいて具体的な話し合ひは始まつていないわけでありまして、我が国としましてはスーパ

それで最後でありますが、時間がなくなりましたので一言だけお聞きしておきたいんですが、まずNHK関係について、所信表明の中でそう多くは触れておられないんですが、NHKが抱えている課題というのは何だと大臣はお思いですか。その点と、それからもう一つ、報道の自由にかかわって、前大臣は撤回したからいいのかもしれないけれども、閣内で何か報道のあり方について論議があつて、それはもっともだといつてNHKに抗議を申し入れるみたいなことが一時流れましたよね。ああいったことは私は正しい対応じゃないというふうに思うんだけれども、村岡大臣はそういう問題が出たときには、どう一体対応されるつもりですか。

ので、よろしくお願いを申し上げます。

○政府委員(成川富彦君) NHKが抱えている問題点があるとすればどんな点かというお尋ねでございますが、NHKが現在抱えている問題はいろいろあると思いますが、主な点に絞って申し上げますと二点になるんじゃないかと思ひます。第一点は経営問題でございます。第二点目は、民放との併存体制のもとのメディアの多様化時代において今後どのような役割をNHKが果たすべきかということであらうかと思ひます。

第一点の経営問題でございますが、先生御案内のとおり収支バランスは赤字でございますが、平成元年度におきましても一般勘定の事業収支におきまして百四十三億円の赤字を計上しておるところでございます。極めて厳しい財政状況にあるものですから、NHK自身における事業収入の確保、増大といいますが、それから支出面の節減といいますが、そういう面での経営努力が必要ではないかというふうに考えております。特に事業経営の刷新、効率化を徹底いたしまして、今後の経営の安定のために長期的展望に立った総合的な経営計画の策定が急務であるというふうに思います。これにつきましては、NHKの予算を審議していただきますときに郵政大臣の意見書でも触れさせていたいたるところでございます。

なお、本年八月から、これも予算で御承認いただきましてんですが、衛星料金を含む受信料が設定されますが、この衛星放送の趣旨を国民に十分理解していただきまして受信料の確保に万全を期して、いいほしい、契約の締結と収納に万全を期してほしいというふうに思うわけでございます。

それから、今後果たすべき役割でございますが、六月三日に衛星放送が試験放送から本放送に改められまして、衛星放送を初めとするニューメディアの普及だとか発展あるいは開発、実用化等に積極的に取り組んでいただきまして、従来のNHKには放送分野におきまして先導的な役割を果たしていただいておりますが、そういうことをやっていただくほかに、放送の不偏不党、大臣から

お話がございましたけれども、放送による表現の自由の確保等に留意いたしまして、公共放送としてあるべき事業運営を行うことが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○及川 夫君 放送法の改正を論議するときにまた問題を提起したいというふうに思うんですが、郵政大臣に最後にお願いをしておきたいのは、どちらにしても放送衛星、通信衛星、いずれからも放送という形が出てくるんですが、私は放送衛星の方は生放送だと、わかりやすく言うためにはそ

ういうふうに受けとめているわけです。通信衛星からくる放送というのはそれこそビデオというふうに私は理解をしているわけです。しかし、受け取る方は同じでして、生放送ですからその時間に聞かなきゃだめだけれども、片一方通信衛星の方は好きなときに好きな番組をどんどんタッチ一つで聞くことができる、こういう関係になってくるんです。そうすると、それが必ず放送衛星を担当しているNHKの経営の問題にも僕は大変な影響が出てくるんじゃないかということがあるんです。

ですから、民族とNHKの中でメディアの問題もありますけれども、経営の問題というのはもう最大の問題になってくるんじゃないか、こういうふうには思っておりますので、なお放送法改正のときにいろいろ論議をしたいと思いますが、いずれにしても大臣が答えになったことを私もそのまま受けとめたいと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

終わります。

○大森昭君 大臣が初めてだからおめでとうを言わなくちやいけないうけなだけれども、御案内のように百十四国会は異常な国会でありまして、世論を挙げてもうやめて解散でもしたらどうですかと、こういうお話もあるんだけれども、我が党には大臣をやった人がいないものですから、閣議なんかでいろいろ議論をするんだと思う、まあしないのかもわからないんだけど、郵政大臣になられて、答えたくなかったら答えなくてもいい

ですから、今のような状況での感想はどうですか、郵政大臣に就任して。

○國務大臣(村岡兼造君) 六月三日(に)郵政大臣を
拝命いたしました。大森先生おっしゃるとおり、
現状につきましてはまことに厳しい状況であり、
国民の負託にこたえるために私どもも微力でごさ
いますけれども一生懸命やっていかなきゃならな
いなど、こういうふうに考えているところでごさ
います。

○大森昭君　それで、衆議院は予算は単独でやっちゃったし、参議院の方も自然成立で通信委員会も予算の委嘱審査も何もやっていないんで、大臣の所信の中にもあるんだけれども、郵政事業特別会計でいいんですが、重点的に何をやろうとしているのか。それからもう近く決算になるんですが、これは決済してみなきゃわからないのですが、見通しはどうなんでしょうか。

○政府委員（小野沢知之君） お答え申し上げま

まず、最初にお尋ねの平成元年度予算の特徴でございませうけれども、昨年の今ごろ経理部長に着任しまして心を砕いておることが二つあるんです。一つはシーリングの問題、これを決着つけなきゃいけないということと、あともう一つは、ここ十年近く各部局を渡り歩くようにしていろんな仕事をやってまいりましたが、じつと考えてみると、郵政省の仕事の基本はやはり郵政事業、そしてその原点は郵便局であるということ、電気通信行政の領域の質量ともに充実を図るとともに、それに改めて光を当てていく必要があるんじゃないかということ、その辺かなり力を入れたつもりでございます。そういう意味で、省内の事業関係各部局、経理部長の仕事というのは省内の取りまとめと大蔵折衝の窓口ですから、そういう意味で徹底的に応援したつもりでございませう。

特徴的なことを申し上げますと、一つはやはり世の中を説得するためには事業も行政的な視点に立って、行政的な手法でもって仕事をやっていかなくてはならないということで、新しい発想と新しい

い行動ということで常に心を砕いてきたつもりです。

具体的に申し上げますと、制度改正、後ほど簡単に申し上げますが、とにかく各事業、それからよい意味で生々発展するためにできる限りのことを堂々と要求していく、打ち上げて実現していくということ、考えられることはほとんど出して、いっております。それから予算規模でございますけれども、後ほど御説明申し上げますけれども、今郵政事業は非常にいいんです、かなり昔に比べますと好調ですから、こういったときに郵政事業の基盤をしっかりと固めたいということ、その辺はかなり心を砕いたつもりでございます。そういう意味で、結果的に申し上げますと郵政省の基本姿勢が平成元年度の特徴点になっているのかなという気がいたします。

そういう意味で、要求した項目のまずほとんどは実現していると言っているのじゃないかというふうに考えておりますが、要所要所で先生方の御援護をいただきまして、その辺を改めて御礼申し上げます。

それでは、簡単に三事業ごとに特徴点を申し上げてみたいと思います。

まず郵便関係でございますけれども、社会経済環境の変化と利用者ニーズに適切に対応したきめ細かな高品質な郵便サービスを積極的に提供するというところで、今まで郵便は年末の予算折衝のときに表に出るということがなかったんですが、意図的にやはり郵政事業の基本は郵便だという認識のもとにかなり郵便局の人たちは頑張ってもらいました、大蔵省も郵便関係で反対することは何もありませんから、得点率は高いわけですが、例えば地方切手の発行とか、プリペイドカードの発行とか、書留通常総合管理システムの構築とか、そういったいろんな施策を実現させております。

次に、郵便貯金関係でございますけれども、やはり時代の流れに対応するというところで、金融自由化、長寿社会の進展、これに積極的かつ的確に対応するという目的でこれまでにもいろんな施策

を講じてきたわけでございますけれども、平成元年度については預入限度額を五百万円から七百万円に上げる、それから、指定単への運用を金融自由化対策資金について実現するとか、そのほかゆうちょローンの貸付期限の延長とか、いわゆる住積の割り増し貸付限度額の引き上げとか、幾つかの施策がありますが、これらは、私自身貯金局にいましたので、昔ですとこれらの一つを実現するにも何年もかかっていたわけですが、こういったことが数多く今回実現しております。

次に、簡易保険・郵便年金事業関係でございますけれども、長寿社会と金融自由化の進展に備えるということのほかに、今度の特徴点として地域振興ということとを簡保では一つのスローガンとしたしまして、一つ特徴的なことを申し上げますと、臨調答申以降、新設を厳しく抑制されておりました加入者福祉施設でございますが、各都府の突破口を開くという意味でそれが実現しまして、いろいろ工夫しまして、新しいタイプのリゾート型加入者福祉施設の建設が認められております。これは画期的なことだろうというふうに考えています。そのほか制度改正としては、定期保険に生存保険金を付する、そういった制度改正などを図ることとしたしております。

さらに、今申し上げた三事業の事業運営基盤の強化を図るための施策といたしまして、基本になりますから、郵便局舎の整備の予算ということで八百二十億円、これは対前年度比八・八％増になっています。また、本年二月から郵便局が土曜窓口休止になったわけですが、サービスダウンの批判を受けることのないようにということで、ATM、CDの増設の予算二百三億円ということ、これは対前年度費六四・一％という額になっておりますが、そういったことを計上しております。

主な事項は以上でございますけれども、今後とも予算の適正な執行を図って事業運営に万全を期し、国民の皆様の負託にこたえたいというふうに考えております。

次に、第二のお尋ねの郵政事業の昭和六十三年度決算の見通しについてでございます。

まず、郵便事業でございますけれども、給与の面では仲裁裁定の実施に基づく給与改定に要した額が昭和六十二年の約二倍となり、また、物数増に伴う超過勤務手当、集配運送費などが大幅に増加しておりますけれども、一方、収入の面で積極的な営業活動を展開しましたことによりまして、取扱郵便物数が約二百三億通に増加し、郵便業務収入が過去最高の一兆三千八百八十四億円に達しております。その結果、損益計算において百六十三億円の赤字を解消しまして、百億円を上回る程度の黒字を計上できるものというふうに予想をしております。

次に、郵便貯金事業につきましてですが、一般勘定においては、現在発生主義に伴う経過利子を集計中のため、まだしっかりと見通しを申し上げることができないのは残念ですが、いわゆる自主運用の方の金融自由化対策特別勘定におきましては、予算で計上しております百四十一億円の数字を上回る黒字が見込まれております。

次に、簡易生命保険・郵便年金事業につきましては、保険勘定とそれから年金勘定とも現在集計中でありまして、新規契約が引き続き堅調に推移しておりますこと、保有契約も良好に維持されていることなどから安定した収支状況にあるものというふうに見込んでおります。

以上、郵政三事業の昭和六十三年度決算につきまして、現在関係部局におきまして鋭意取りまとめ中でございますが、お互いにハッパをかけ合います、例年より早く、七月中には確定して先生方にも御報告できるように取り運びたいというふうに考えております。

以上、現時点で経理部長としてぎりぎりの御答弁をさせていただいたつもりですが、いずれにしても現在順調な郵政事業の運営、これをバックにして平成二年度の予算要求、これまた堂々と立ち向かっていきたいというふうに考えております。

○大森昭君 今、小野沢さんのお話のように三事業とも順調にいったるようですけれども、これは郵政省の責任じゃないんだけれども、要員関係からいくと二千名増で三千名減で定員は実際には減っているんだよね。そうなんです。にもかかわらず、今、小野沢さんが言ったようにみんな一生懸命やって事業は順調に進んでいるわけ。ということになると、この所信にもあるけれども、やっぱりそこに働く人たちが気持ちよく、今の郵政事業を取り巻く厳しい状況の中で働かなきゃならぬということなんです。

先般人事部で何か主任制度などを導入して少し任用の制度も改めたようでありまして、聞くところによると、主任の発令はしたけれどもお金の方は一銭もつけないということ、肩書だけつけてやっているようでありまして、今後人事部としてはこれはどういうふうにするのか、ちょっと聞きたいんですが。

○政府委員(桑野扶美雄君) 先生お話しのとおり、この間、四月の二十四日でございますが、主任制度を改正いたしました。と申しますのは、郵便局の実態を見てまいりますと、職員が郵便局に勤め始めて最初につく役職というのが主任でございますけれども、今までは四人に一人という主任をつくっております、例えば十八歳で勤め始めた職員が主任になりますには平均二十年かかるということでございます。ですから、二十年の間は肩書なしの一般職員ということになるわけでありまして、職員の家族も含めまして、やはり子供さんが学校に入るようになれば社会的にも役職の肩書が欲しい、あるいは職員が営業活動を行うにいたしまして肩書があった方が対応しやすいというふうな事情もございまして、組織論とか職制のあり方についてはいろいろ議論もあるわけでありまして、別に我々学問をやっているわけでもないんですけど、そうかたいことも言わずにということでこういう声にこたえたわけでございます。

そうしまして、新しい制度では、郵便局に勤め

始めましてこつこつとまじめに仕事をしていたら、しやいますと十年ぐらいたてばその実績を評価して主任の肩書を与えるということに踏み切ったわけでございます。御指摘のとおり、四月二十四日に郵便局のベテランの職員約十万人を主任に発令いたしました。この結果、郵便局の三十万職員のうちおよそ二十万人が主任以上の何らかの肩書を持つようになったわけでございます。

先生御指摘のとおり、役職だけ与えて何もないのかというお話でございますが、制度発足のときにもいろいろ検討いたしました。新しい役職でありますだけにいろいろ議論したわけでありまして、いろいろ議論をしていきますとまた実施も遅くなるという心配もございましたので、ともかく今回は新しい主任制度をスタートさせたいということでやりました。

経済面ということになりますと何かの役職手当を出すということになるわけでありまして、一人一人の額は少なくとも十万人という対象になればかなり大きな原資が必要ということになるわけでございます。しかし、いずれにいたしましても給与に関する問題でありますから基本的には組合との交渉によることということになりますけれども、給与制度全体の整合性を考えながら先生の御指摘の点は今後検討したいというふうに存じております。

以上です。

○大森昭君 一つの前進でありますから、そのほかにもいろいろまた工夫をして、そこに働く人たちが意欲を持って働くようにひとつしていただきたいと思います。

それで、この大臣の所信を見ますと、郵便局のあり方についていろいろ書かれているわけでありまして、単に郵便局を活用して地域の振興を図るとか、情報、物流、金融の拠点とするとかいつてもこれは言葉だけにすぎないので、一体局舎事情についてはどう計画だとかあるいは考え方に立っているのか、お伺いしたいと思っております。

○政府委員(田代功君) 郵便事業の活動の拠点が

郵便局でありますので、郵便局の局舎の改善ということについては従来から鋭意努力してまいりました。昭和三十年代からずっと、例えば五年計画などを繰り返しながら実施してまいりましたが、昭和四十年代、五十年代は比較的物の伸びが低かったものですからそれなりのスピードで整備してまいりましたが、ここ数年前から急激に実物は物がふえてまいりましたし、また地域社会との結びつきを深めようということが私どもの郵便局の一つのレーゾンデートルにもなってきたというようなことを考えまして、この郵便局の整備をこれから従来以上に力を入れて取り組まなければいけないと思っております。

加えて、最近全国的に地価が高くなりまして、従来から土地の取得には非常に苦労してまいりましたが、特に大都市ではこの土地の取得が一層困難になっております。この平成元年度の予算では、従来のおくれを取り戻すために、先ほど経理部長から話がありましたように、約九割という前年度に比べて多目の金額を計上してこの拡充に努力したいと思っております。

もう少し長期になりますと、過去の五年に比べて、恐らくかなり上回る額の予算をつけていかないと時代の動きに乗りおくれるといえますが、郵便事業がもとにサービス提供をしていけなくなるという心配もしておりますので、今後については従来にも増しての努力をしたいと考えております。

以上でございます。

○説明員(黒川暢一郎君) ただいまの地域振興という点に関連いたしまして、そういう点で最近の郵便局づくり、どういう観点でやっているかという点でございますけれども、具体的に二、三お答えを申し上げます。一つは、地域経済の活性化あるいは魅力ある地域づくりのためにコミュニティの核としての郵便局づくりあるいは地域社会に貢献できる郵便局づくりということが極めて重要であるという認識を持っております。そういう点で、我々は現在サービス、スペース、イメー

ジ、これを一新した新しい郵便局づくりを基本理念として設計をやっております。

具体的に申し上げますと、郵便局の場合は従来はお客様に御利用いただくスペース、空間というのが、狭い意味での窓口ということに極めて限定されておりましたけれども、だんだんお客様に使っていただく空間が広がっております。窓口自体も現在かなり大きくなっておりまして、その中にハイテク機器でありますとかニューメディア機器を入れますお客様に使っていただく、あるいは最新の情報を得ていただくというようなこともやっております。あるいはお便りコーナーですとかいろいろ展示コーナーを設けて、お客様にいろいろいただけた場所を提供するように心がけております。

それから、そういう窓口とは別に、コミュニティルームと称しておりますけれども、そういうスペースもつくって、これは地域の皆さん方に開放いたしまして、そこで地域の作品展、展示会、絵画展、そういったものに御利用をいただいております。あるいは時間外サービスということもこれからは拡大して行く傾向にございますので、夜間も開放できるスペースをつくりまして、そこにCD、ATMとかあるいは私書箱あるいは切手の自動販売機というようなものをまとめて置きまして今後の時間外に対応してまいりたいと思っております。

それから、先生御承知のとおり、郵便局には年末の郵便物を処理するための郵便予備室というのがございますけれども、これは平常時は利用してない時期もあるわけですので、この空間を地域の方に開放いたしましてカルチャー教室ですとかいろいろなサークル活動に使っていただくというようなこともやっております。

以上のようなことを含めまして、それを表現いたしました新しいデザイン、都会地におきましては時代の感性に訴えるような斬新なデザイン、あるいは地方におきましては古い町並みとか歴史的な景観に調和する、町並みに合ったデザインの局舎をつくっております。そういった意味で、今まではサービスの面におきましてもスペースの面におきましてもイメージの面におきましても一新した地域に親しまれる郵便局づくりを進めております。

それと同時に、中で働く職員が気持ちよく作業できる快適な職場環境づくりということにも力を入れております。それは今新築をする局舎についてそのようにやっておりますけれども、局舎の大半を占める既存の局につきましても窓口を一新しようということで、昭和六十三年から七十九年計画で窓口を改修する計画を進めております。本年度は予算約五十億円をちょうだいいたしました。これも精力的に取り組んでおります。

そういうわけで、今後ともお客様のニーズに対応いたしまして、あるいは時代の変化に適合した局舎づくりを進めてまいりたいと思っております。

○大森昭君 時間がありませんからこれでお願いします。大臣は素人だからと言われておられるんですが、素人の方がいいんです。役所の人はずっと同じことを何年もやっているのだから変化がないから、だからあなたは素人だからよく見て、問題は、及川先生が言ったようにこの大臣の所信じやだめなんだよね。

僕は、前の澤田次官がいろいろ具体的な問題で何か本省の講堂で講演したことがあるけれども、塩谷さん、何か内定したようだけれども、塩谷次官になったから、もっと具体的に、そういう計画だとか方針を出さないから、リクルートの問題だつて何だかわかったようなわからないようなあれだし、すべて、やっぱり方針を出すまで部長長というのには一生懸命やるんだ。役所というのは悪い癖があつて、みんな縦割りなんだよね、これ。だからみんな一生懸命やっているけれども、郵政省は一体、全体として何をやるかというのがやっぱりはっきりするのは次官の腕なんだよ。それを期待して、もう時間がないからやめよう。

○委員長(糸久八重子君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時に再開することとし、休憩い

を活かした豊かな生活環境づくり、この中で「地域のニーズに応じたきめ細かなサービスを実施する」、どんなことかというのと、「営業時間の弾力化、在宅時間帯に合わせて夜間配達を行う」、さらに、「郵便、貯金、簡易保険・郵便年金のサービスを一枚のカードで受けられる共同カードの発行、郵便局と銀行口座間の入出金」、こういう提言がなされております。細かい点なんですけれども、この点はどういうふうに考えておられるか。

○国務大臣(村岡兼造君) これも地方政策に関する懇談会で御報告を受けたところでございますが、今後の新しい郵便局のあり方を示す貴重な提言であると受けとめているところであり、今後、実現に向け努力していきたいと考えているところでございます。

御指摘のありました課題は、いずれも地方における生活環境の改善に貢献する見地から提言されたもので、このうち郵便局の営業時間の弾力化については、各地域の生活時間に対応したきめ細かなサービスを提供するため、夕方入出の多い駅前商店街等に所在する郵便局において、郵便の窓口取扱時間を三十分または一時間延伸するなどの施策を一部の郵便局で既に実施をいたしており、このほか、休日に入出の多い観光地に所在する郵便局における休日の窓口開設等も含め、地域の実情に合わせて積極的に推進していきたいと考えております。

このほか、夜間配達や郵便局と銀行の口座間の出入金等のサービス改善についても、それぞれ要員の面や関係機関との調整等の問題があるものの、いずれもお客様の利便の向上につながる話であるので前向きに検討してまいりたいと考えております。

さらに郵便、貯金、簡易保険・郵便年金のサービスを一枚のカードで受けられる共同カードの発行についても今後の課題として検討をしてみたい。郵政省は既にふみカードというのもやっておりまして、こういうことについても検討課題としてやっていきたい、こういうふうに考えてお

ります。

○鶴岡洋君 大臣よくわかってるんでしょ
ね、今おっしゃったことは。お願いしますよ。

それから、第二KDDの十月営業開始、この点について一、二点お伺いしますけれども、今日まで国際電話といえはKDD一本と、こういうこととでございましたけれども、十月一日から新国際通通信事業者、第二KDD、いわゆる国際デジタル通信と日本国際通信、これが新規参入ということになるわけです。国際電話はこうなってくるというわけになります。ゆる料金の競争時代、こういうことになってくるわけでございますけれども、KDDとしては平成元年度予算でどのくらいの、まあバイは同じです。から、少しはふえるでしょうけれどもバイは大体同じ、一遍にふえるということはないでしょうか。新規参入があれば当然KDDとしては収入減になると思うんですけれども、これはどのくらい見込んでおるか、その辺いかがですか。

○参考人(大山昇君) KDD常務の大山でございます。

ただいまの先生の御質問でございますけれども、御指摘のように十月から新規事業の二社が参入をしまいいりまして、当社の主力サービスでございます国際電話市場に参入をするわけでございますが、国内通信と比べまして国際通信は市場規模も小さく、かつまた競争条件はいわゆるイコールフッティングということになっておりますので、当社の経営に与える影響は極めて大きいものというふうに考えております。しかしながら、平成元年度に關しましては、今のところ実績もございませんので影響の見方は非常に難しいところでございます。したがって、この十月以降の推移、これらを慎重に見守ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○鶴岡洋君 それに加えて、KDDの努力していることは私もよく承知をしておりますし、また何

カ月前だったですか、料金の値下げ、これをやっているのもよく承知しておりますけれども、新規参入業者の第二KDDは、聞くところによると

KDDの料金より二三%安と、こういういわゆる料金設定をしているように聞いております。そう
なると、今言ったような収入減、加えて自由競争
がますます激しくなる、こういうふうになるわけ
でございますけれども、これに対してKDDとし
てはどんな対応を考えておられるのか。まさか損
しちやこれ困るでしやうし、経営できなきやます
ます困るわけですから、そういう点について今ど
ういうことを考えておられるのか、具体的ににお
しゃってください。

○参考人(大山昇君) 競争対応の施策につきましては、電気通信事業法の施行当時から既に今日あることが予見されておりますので、サービス内容の充実、料金の値下げ、あるいは営業力の強化といったことに努めましたほかに、要員の削減でありますとか経費の節減、その他経営の合理化に努めてまいったわけでございます。平成元年度は主力サービスでございます国際電話の市場に競争が導入をされますので、今後はこれらの施策を一層強力に推進してまいりたいというふうに考えております。

特に、競争環境下におきましては、通信料金それからサービスの品質における競争力というのが決定的に重要になりますので、新規参入の事業者に対抗し得る低廉な料金の設定に努めるとともに、これまで蓄積してまいりましたノウハウと高い技術力、これによりまして当社ならではの高品質、高信頼度のサービスを提供すべく全力を傾注していく所存でございます。

○鶴岡洋君 次に、郵政省にお聞きしたいんですが、N T Tは四月十九日、私も前から申し上げて

おりました市内外通話別収支決算ですか、それに加えてサービス別損益状況を公表されました。私も何回かこの委員会で申し上げたわけですが、

ますけれども、すっかりした返事がもらえなかった。で今まで待っていたわけですが、それでも、そう

いうことで遅きに失した感がありますけれども、一応評価をいたすつもりでおります。

考えであるか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(塩谷穂君) 今、鶴岡先生おっしゃいましたように、四月の十九日にN T Tが初めて市内、市外の収支の計算書を公表いただいたわけでございます。私ども、これはN T Tの電話の市内・市外別の収支分計の開示ということにつきまして新行草案の答申にもございましたし、いろいろな各方面からN T Tに求められていたこと、これにこたえたという意味でひとまずの前進というふうに評価しているところでございます。

これは午前中の及川先生のお話にもございましたように、これは一つ一つの部分的にとらえてどうこうということではなくて、やはり公正競争という観点を忘れてはならないわけでございまして、

電話なら電話、いろいろなサービスごとに収支分計が明らかになるということが、それぞれのサービスを単独にやっております他の通信事業者との

競争条件を対等にしていくという意味で、こういう収支の分計を明らかにしていきたいと、あスタ

ンス、これは忘れてはならないわけでございまして、公王競争の観点から、適正な基準によりま

して分計される必要がありますので、今後、電気

通信事業法に基づきまして私とも適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

○鶴岡洋君 お尋ねしたいことはたくさんあるんですけれども、二十七分で終わりなので、これだ

この週刊誌、お読みになりましたか。

○政府委員（塩谷棧君）　読まさせていただきます。

○鶴岡洋君　それでは、中身は細々と申し上げま

のもあれば、私もたくさん読みますけれども、中

には通ったところもあるし、全然想像もつかない
 ようなことを書くものもありますけれど、それ

は承知しております。私の読んだ限りでは、これは大体正確じゃないかなと、このことに関しては

結論からいって、この七十円ですけれども、これはどうしますか。よく皆さんの納得いくように説明するか、それとも極端に言えば廃止するか。廃止したら、現在NTTの加入電話はざっと五千万回線ですから、五千万回線掛ける七十円で三十五億円、一年分なら四百二十億円、こういうふうになっているわけですね、計算上からいくと。

ですから、これによるとたまたまうけた、こういうことになるわけですから、それにはその背景があるし、これは配線使用料、こういうことになっているわけですね。私も正直言つてわからなかつたんです。この週刊誌を見てなるほどなところ、この七十円の件についてどうされますか。

○参考人(大星公二君) ただいま先生から御指摘の件につきまして、七十円につきましては、お客様がこの配線につきましてもし障害を起したりあるいは全面的にこれを張りかえるような事態が起りましたときに、無料で私どもが取りかえるためのお金でございます。

ただ、昭和六十年に民営化したとき、その配線の買い取りという制度をつくりましたものですから、お買い取りいただければその七十円はいただかなくて結構なんです。そのかわり、その方がもし障害などを起しましたときには、改めて私ども直しますしあるいは電気屋さんが直すと大体七千円かそこらかかると聞いておりますが、ただ、その週刊誌に書いてございすように、私も、六十年の四月に民営化したとき、新たにそういう配線の買い取り制度ができたというところにつきましてお客様に周知したつもりだったのでございますが、何せ新しい制度であるためになかなか十分に御理解いただかなかつたような面もあるようでございすので、改めて私どもお客様にその旨を周知いたしたいというふうに考えております。

○鶴岡洋君 そういうふうに周知徹底してくれば私の方はいいんです。それだけの費用がかかれば私は当然払うのは当たり前なんですけれども

も、ここに書いてあるのは、要するにこれはどういうふうになっているんだというところで営業所に聞いたら、私の方ではわかりません、一一六番でしかかけてください。そこへかけたら、私の方ではこれ以上細かいことはわかりません。それじゃ、買い取りはどうなんですか、値段を教えてください。と云うたら、それもわかりません。ぐるぐる回って、一本かけりゃやっぱ十円ずつかかるわけですから、細かい話ですけれども。そういうことのないように、納得のいくように周知徹底してもらいたい。

ましてや、今、黒電話のところは少なくなつてきているわけですから、我々は最初黒電話だからこれはリース料として、そういうふうにしていただけたわけですね。話は違ふわけなんです。そういうふうな納得のいく説明を周知徹底していただきたい、こういうことでございすので、御要望して、私の質問を終わります。

○山中都子君 新郵政大臣の所信をお伺いしたわけでありまして、大変時間が限られておりますので、「最後に」ということで述べられております点、つまり、「最後に、今後、いわゆるリクルー

ト問題に關し、NTTの前会長等が起訴される等の事態に至つたことは、まことに遺憾であり、NTTを監督する立場にある者として厳粛に受けとめているところであります。私としては、NTTに対し綱紀の肅正と適切な業務執行体制の確立に努めるよう適切に指導していく」というふうに述べられているところであります。それに関し、私は、全般的にリクルー問題に絡むNTTの問題に於ける余裕はともありません。

それで、いわゆる電通協問題ないしはポランティア資金などと言われている問題に絞つてきようはできるだけ郵政省にも法務省にもそしてまたNTTの方々にも誠意をもって国会と国民の負託にこたえるような説明をしていただくと同時に、今後の対応をお約束していただきたいと思つております。

まず、法務省にお伺いをいたします。

先般、予算委員会での法務省が行いましたリクルー事件の捜査結果に關する報告では、NTTの政治資金規正法関係の問題のところだけについて引用いたしますと、このように述べています。「国会議員に係るものを中心に、政治資金規正法違反の嫌疑の有無について所要の捜査を行い、また、日本電信電話株式会社管理職員がきよ出したいいわゆるポランティア資金からの政治献金につきましても、同様の観点から所要の検討を加えましたが、略式命令の請求をした前記四名以外に同違反として訴追するに足るものは認められませんでした。」このように報告をされております。

これは、NTTの問題に關しても、ほかの問題もそうですけれども、少なくともこの政治資金規正法問題に關しても疑惑隠しではないかという国民の批判は非常に高いものがあります。私は、これはやはりぜひ明らかにしなければならぬ性格のものであると考えておりますが、捜査をなさつたのは事実でありますから、法務省に以下の諸点について捜査の結果がどういふものであつたかといふことをお尋ねいたします。

第一に、ポランティア活動というふうに言われておりますけれども、そのようなポランティア活動なるものが、あるいはポランティア資金なるものが電通協——今まで言われておりました電通協、これは関係者の皆さんに注意を喚起していただく意味で申し上げますが、昨年の三月二十二日の通信委員会ではこの電通協の問題について、政治資金の裏金のルートではないかといふことで指摘してきた経過がございす。リクルー事件が発覚する以前の段階であります。この電通協とポランティア活動ないしはその資金あるいはまたNTTそれ自体、この三者の組織的な関連はどうであつたのか、どのように説明されたのか。

それからまた、新聞報道などによりますと、報道だけではなくて国会の審議の中でもやりとりされておりますが、約三万人から八億に上る金が集められたといふことが伝えられていすけれども、その金の使途については捜査の結果はどうだ

つたのか。これは、いろいろな報道の中では、特定の政治家に対する献金、パーティー券の購入、あるいは陣中見舞い、当選祝いなどといふことが伝えられております。

御承知だと思ひますが、例えば、この法務省の報告があつた後の朝日新聞の報道によりますと、「報告は、NTTの「ポランティア資金」による政治献金についても言及した。特捜部側は、すでに死亡した参院議員に約一億円が渡つていたことをはじめ、金の使途について、すべて解明したと述べている。」このように報道もされております。

また御承知のように、これは四月の段階でありまして、NTTのポランティア資金がかなり大きな記事で、インパクトを与えるような記事になつていす。一億円が自民党の各派のパーティー券に渡つていすなどといふことが、これはもうほんの例として申し上げただけで、枚挙にいとまがないくらいにそれぞれのところでもさまざまに書き立てられ、あるいは伝えられていすという事態であります。その点についての金の使途はどうであつたのか。

それから次に、第三点は、何人の国会議員について事情聴取を含む捜査をされたのかといふ点。ほかにもたくさんあるんですけれども、それらの点についてまず法務省からお答えをいただきたい。

○説明員(古川元晴君) さきの衆参予算委員会におきまして法務当局から、いわゆるリクルー事件につきまして法令の許す限りで御報告申し上げたわけがございまして、この問題につきましては、ただいま委員からも御指摘になりましたように、このいわゆるポランティア資金の關係も含めまして種々国会におきまして御議論がなされまして、新聞報道等もなされたわけがございまして、そういう点につきましては東京地検におきまして、その点に念頭に入れた上で、その結果として先ほど申し上げましたような形で御報告を申し上げたわけでありまして、いづれにいたしまし

年の十一月四日に設置をいたしました。

この中では、リクルート社との取引関係に異常なものがあるかどうか、それからマスコミ等で取り上げられたものの事実が私どもの目で見て果たして確かなのか、あるいは違つておるのか、あるいはその他の書類の審査等をやつてまいりました。その中身については、私ども社内の調査でございまして、結果は既に司直の手によって明らかにされておりますので省略をさせていただきますが、いずれにしてもあの件に関するすべての調査はこの委員会の中で行ったということでありま。

○山中都子君 それは国民にも約束をし、国会にも約束をしてきたことだから、その結果については明らかにできないなどというものはあり得るはずがないであつて、それはちゃんと国民の前に、国会の前に明らかにすべきだということを私は重ねて申し上げておきます。

それで、先ほどの堀谷さんの御答弁とも関連するんですけれども、この電通協が政治団体としてつくられたということはこれはやはり明らかです。それで、これは電通協自体の会報です、機関誌です。その中にいろいろなことが書いてあつて、そういうことはちゃんとみずから証明しているんです。これは、今私が具体的に引用いたしますのは一九八七年七月に出された会報でございますけれども、この中で「昭和六十一年度事業報告」ということが出ております。そして、「衆参同時選挙における支援活動 六十一一年七月の衆参同時選挙において、電通協として支援を機関決定した、長田裕二、守住有信、福田幸弘の三候補に対し組織を挙げて支援活動を実施し、三氏とも見事に当選の栄誉を勝ちとり、電通協の組織の実力を高く評価された。」このようにちゃんと事業報告に出されております。

また、真藤前会長自身がこの組織について、電通協が「今後常に隠然たる力を持つていく」ということはこれから先の電気通信関係の行政に強く反映する力の源泉になると思ひます。日本の電気通

信事業というものを正々堂々と共に発展させていくための一つのグループだという動きをはっきり世間で認識するような動きをすることが、政治団体で一番大事なことでないかというふうに思つております。真藤さん自身が政治団体だと言つておられるわけですね。そして、「憶することなく気兼ねなく正々堂々と始めに始めていただきたい」、こういうあいさつをされている。

その結果、衆参同時選挙において、事業報告にちゃんとこういうふうな個別の具体的な名前が出て、私はあえて申し上げれば六十一年の同時選挙に際して、その前にやはりここでお名前が出ている福田幸弘さんに関して、NTTのぐるみ選挙という問題について予算委員会でもこの通信委員会でも取り上げたところなんです。こういうことはもうはつきりしているんです。もつとたくさんありますよ、時間の制限があるから申し上げられないけれども。

それで、こういうことを友好団体だとか親睦団体だとか、それで果ては組織的にお金を集めたにもかかわらずボランティアだとか、自主的なお金が集められた。そういうことで、結局さつき法務省が言ったように、政治資金規正法の網にかからない、かけることができなかった、こういうことで容疑が挙がつて調査されたにもかかわらずそれが至らなかつたということに通じるわけなんです。

お金の集め方でも、私は昨年の三月二十二日の通信委員会で指摘しましたけれども、組織的にこれは行つていられるんです。年末一時金の支給日の直前の部長会議の席上で、政治活動の資金づくりのためとして、この前御紹介しましたけれども、ランク別の金額を示してカンパを訴えて、支給日当日、総務担当の課長が各管理職のところを回つて集金をしていられるんです。これは証人がいっぱいいるんです。そういう人たちが私直接お話を聞きました。

そういう実態にあるということ、なおかつこれぞ友好団体である、親睦団体である、何を友好

するの、何を親睦するの。こんな莫大なお金を集めて、一体何に使うのか、親睦の。そういうものでないから今日こういうふうな重要な問題になつて、そして郵政大臣も今後監督をちゃんと適切にやっていきたいと、こういう所信の中に含まれる問題として社会的に大きな非難、批判を浴びたわけですね。真藤さん自信が言っている、政治団体。そして、事業報告の中に、三人の議員がこの電通協の政治活動のおかげで立派に当選してくだされましたと書いています。見てくださつてもいいんです。あるんです。そういうふうになつてと機関誌、会報が。

大臣いかがですか。私は、こういうことはもうやめる、とにかくこういうことはやめさせていくということ、郵政大臣がここでさつきいろいろお述べになりましたけれども、そういう所信の中で、ここでやつぱりそういう約束なりそういう方向を指示されない限りは、これは文字面だけのことであります、口先だけのことであります。けさほどからいふ方がおっしゃつておられるけれども、本当にやろうというところにならないんじゃないかというところを私は大臣にまず伺つておきたい。

大臣からお答えいただきたい。時間の浪費ですから大臣に要求しております。委員長、私は大臣の御答弁を要求しております。

○政府委員(堀谷稔君) 前段でちょっと私の方から。後ほど大臣から。

いろいろ御指摘になりましたが、私どもこれはNTTから報告を受けている限りでは、NTTのOBと現役による友好団体ということでございます。そして、そういう友好的な任意団体であるという団体の性格上、郵政省としても余り具体的な活動内容に立ち入るのはいかぬものか。それでなくても監督官庁として余りいろいろ介入するのは云々というふうな御指摘も受けるところでございまして、そういう任意団体の活動については、それは会社の団体でもあるということ、そういう報告を受けとめていられるところでございます。

○山中都子君 じゃ時間が迫つておりますので、大臣には最後にあわせて御答弁いただきます、今のことで。

それでNTTに、きょう児島副社長さんお見えになつていただいているんですけれども、今のこともそうだけれども、そんなのはあなた方よくもう十分承知なんですよ。去年の通信委員会でも、あなた自身も自分も会費出しているとおっしゃつておられるから、私の質問したことに対して、電通協の役員の方から私いろいろ、間接にもまた直接にもお話をしたけれども、この電通協の会員名簿は自民党の党員や党友の名簿として自民党本部へ提出されている。そして年末一時金からの拠出金は党費やあるいは党員、党友の会費の肩がわりにも充てられている、こういう事実も証言として出されているんですね。こういうことは、その中の人にも入っているんです。そういうことについてもお答えいただきたい。

それからあわせて、昨年の委員会でも、NTTとして二千万円事務経費として拠出していただいていることをお答えになりましたけれども、それは例えばまだ引き続き毎年お出しになっているのか、それから今後もおやりになるのか、そういうことについて、NTTとしての今回の問題に関する反省があるならば当然やめるべきだし、それで率直に非を認めてそのようなことがないように、国民の批判に本當にこたえられるようにこういうことはやめさせていく、そういう約束もいただきたし、したがつて今私が幾つか申し上げた点についての真実が、実際上あなたの方で調査した中身がどうであつたのかということの解明もしていただきた。

そのことを児島副社長と、それから、先ほど申し上げましたけれども、郵政大臣に、そういうことをやめさせていく。この前三月二十八日、この通信委員会でもNHKの予算の審議をした際に前片岡郵政大臣は、NTTが公のこういう団体である以上、簡単にあちこちへ金を出すということの問題だ、例えば二千万という大きな数字というものは、これはやはり普通の民間団体

であるならいざ知らず、そうでない場合には十分お互いに注意しなければならぬ、こういう趣旨の御答弁も片岡前郵政大臣はされているわけですね。そういうことも踏まえて、郵政大臣としても今後の善処、それから指導、そうしたことに付いて誠意ある御答弁をいただきたい。児島副社長と郵政大臣に御答弁をお願いいたします。

○参考人(児島仁君) たいまお話に出ました電通協につきましては、先ほど局長からもお話がありましたように、民営化前に、民営化ということになればどういふことになるんだということで大変な勉強会を行って意見もたくさん区々におたつております。したがって、OBと現役の間の意思疎通をせなやかめというところで親睦団体として発生したのは事実でございます。その後民営になりまして、私どもの運営をめぐって、やはり会社とはいわが特殊な会社でございますので、この運営に電通協も重大なる関心を寄せまして、できるだけ新生NTTが仕事をしやすいように支援をしたいということのいろいろな運動がございました。

その一つとして、先ほど、表現が適切であるかどうかちょっと私はわかりませんが、政治運動と云うべきなのかどうか知りませんが、一定のお金を集めてNTTの諸活動を側面から援助するというか、活動を理解してもらうために一つの運動をしようということを出てきたものであろうと思えます。それがボランティアという形のお金を集めるという実際の行動に変わったと思えます。

私、今その存続をどうするかということでございますが、これは、そういった自然発生的に出てきた友好団体の意思でございますから、私からこれをやめさせるとかやめるとかというお答えはできない立場でございます。ただ、この問題をめぐりまして、いろいろなところで調査もされ話題にもなっておりますので、今後、世話人の方とは私どもとよく話を合せて相談をして今後の活動について進めてまいりたいと思っております。なお、二千万円の賛助金であります、私ども

のOBは年々歳々、今のところ毎年一万人ずつふえておる状態、退職者がありますのでふえている状態でございますが、やはり私どものOBと現役の間には事業運営上きつちりしたコミュニケーションがなやかめと思っております。そういった一般活動のためにこういった二千万円というものをその電通協に、政治資金という御指摘の言い方じゃなくて、諸活動の運動資金として渡していくということとは私ども間違っておらぬというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長(糸久八重子君) 村岡郵政大臣、時間が参っておりますので簡潔にお願いいたします。

○国務大臣(村岡兼造君) 塩谷局長からもたびたびお答えのように、電気通信協議会については任意団体である私も報告を受けております。政治資金規正法はNTTの政治活動に関する寄附を禁止しているが、御指摘の件は、ボランティア資金、電気通信協議会とともにNTTとして関与したものでないとの報告を受けており、この報告の限りにおいては特に問題はないと考えております。

以上でございます。

○山中郁子君 片岡前大臣の答弁との関係を伺っています。あなたがどう考えているかということですが、

○国務大臣(村岡兼造君) 現状は私はいささか報告しを受けておりませんので、今お答えしたとおりでございます。

○山中郁子君 じゃ委員長、一言だけ。

○委員長(糸久八重子君) 時間が参っておりますから……

○山中郁子君 片岡前郵政大臣は、やはりそれは問題だというふうにお答えになられているんです。だから、郵政大臣がかわるたびにそういう見解がくるる変わるということじゃ、あなたの言うことは信用できないということを証明するようなものでしょう。それで、先ほど児島さんおっしゃったけれども、

も、本当に反省するならば、二千万からのお金を出すということ自体も問題だということを私は指摘しておりますので、そのことはきちんと国民の意見、怒りにこたえる立場で、本当にNTTが再生するというのなら、その誠実さを示すべきであるということを重ねて申し上げまして、質問を終わります。

○橋本孝一郎君 私は大臣の所信表明を中心にして御質問申し上げたいと思っております。

まず電気通信行政関係でございますが、七ページにございますように、「電気通信事業については、活発な新規参入が行われ、多彩なサービス展開と数々にわたる料金引き下げがなされるなど、電気通信制度改革の趣旨は、一歩一歩着実に実現の方向に向かっていると考えております。改革の成果が早期に広く国民利用者に還元されるよう、」

これからが大事なところで、引き続き新事業者の育成支援策及び円滑なネットワーク化のための諸施策を推進し、活力ある電気通信市場の形成に努めてまいりたい所存であります。まあこれは結構なことなんです、問題は、「引き続き新事業者の育成支援策及び円滑なネットワーク化のため」の具体的な諸施策をどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思っております。

○政府委員(塩谷裕君) 昭和六十年に始まりました電気通信制度の改革でございますけれども、これはたびたび申し上げておりますように、多数の新事業者の参入ですとかあるいは料金の低廉化など、一定の成果を上げつつあるというふうに見てよろしいんじゃないかと思っております。

しかしながら、我が国の電気通信市場はNTTのいわば独占状態から出発して、ゼロから競争市場をつくっていく必要があるということ、それから、新事業者はNTTの市内網との接続によって初めて事業展開が可能になるという特異な市場構造にあるわけでございまして、そのために新事業者を、立ち上がりやすいやうに、行政の側といたしまして育成支援措置、施策というのをとらなければならないというふうに考えて

いるところでございます。

そのために私どもやろうとしております、現に今もやっておりますのは、まず第一に、公正かつ有効な競争基盤整備のための条件を整えるということで、NTTと新事業者との円滑な相互接続を確保すること、これが一つでございます。それから、NTTの内部相互補助——いろいろなサービスごとに、収益の上がついているところから収益の比較的小さいところに相互補助をするようなことのないよう、そういった内部相互補助の防止などを考えていかなきゃいかぬだろう。それから、新事業者が設備を構築したりあるいは研究開発をするに当たりまして税制、財政上の支援措置というようなものを考えていかなければならぬということでございます。

それから、円滑なネットワーク化の推進ということでございまして、これにつきましても幾つか考えなければならぬ施策があるわけでございまして、二、三紹介いたしますと、まず、これからの基幹通信網、これはやはりISDN——一つの通信回線の上に、音声でありまして電話ですとか、符号でありますデータ通信、あるいはまた映像でありますファクシミリ、そういったサービスが一通に処理できる、そういうISDNの早期の全国展開、その普及促進、このための開かれたネットワーク性の確保、こういったことがまず考えられます。

それから、次は通信方式の標準化ということでございます。いろいろなネットワーク、コンピュータもそうでございますし、いろいろなネットワークシステムがつながるように、なるべく機械あるいは通信のやり方が標準化してつながりやすいようにすること、標準化、これが第二でございます。

それから第三は、ネットワーク化関連設備に投資をする。この投資の促進にかかわります税制、財政上の支援措置、これが大事だろうと思っております。それから第四番目は、こういうわけでネットワ

ークが広がっていきますと、産業、社会活動というのがこのネットワークに大きく依存している状況でございますので、安全信頼性対策ということを考えていく必要があるだろうということでございます。コンピュータシステムは、一たん事故があったりあるいはそこからハッカーというようなりや方が入ってくる、そういう安全信頼性確保ということが大事ではないか。

これらさまざまな措置を講じてまいりまして、これからの高度情報社会の実現に向かって努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○橋本孝一郎君 問題は、当初、巨大なNTTと新しく参入していく企業との公正な競争によって受益者に対してサービスを提供する、もちろんサービスのの中には、料金だけではなくて、いろいろな新しく開発されてくるであろうシステムとの結合による新しい情報化社会と、こういうことをねらっておるわけなんです。問題は要するに、今いろいろとおっしゃられたこともそれは大事なんですけれども、結局、それによって実際問題そういうフェアな競争が期待できるのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(塩谷穂君) 今、私、新事業者の育成支援策の中で、円滑な相互接続の確保、NTTと新事業者あるいはNTTの内部相互補助の防止などを申し上げました。

例えば、その円滑な相互接続の確保ということでございますが、御承知のとおり新事業者が専用線のサービスをやるといことで、東京・大阪間の専用線サービスがあるわけですが、それぞれ、東京都内あるいは大阪市内、これはNTTの市内網であり、市内網へ入って初めてお客さんの電話なり何なりの端末機につながるということでございますので、新事業者の専用線を使ってそういうところに着いたという、そういう新事業者のルートを使ったという、これはID送出機能と言っておりますけれども、そういうID送出機能というものがつけ加わらなければならぬわけでござい

す。

そのID送出機能というのがデジタルの交換機、電子式の交換機でなければいけないということとでございまして、そういうことによつて初めて新事業者のNTTのネットワークとの相互接続というのが確保できて、そして、じゃここにそのID送出機能がついているネットワークがあるなどということがわかっておりますと、そこに新事業者はサービスをやることができるということでございまして、やっぱりそういうNTTのネットワーク情報というものを、物理的にもそれから機械のヘッドの面でも、それからそういうソフトの面でも内外に明らかにやって、そして新事業者が新しい商売をどこにやたらいいか、そういうことをやりやすくする、こういうことが実質的な対等の競争条件に向かつての一步になるかと思つておりますので、そういう面が一つの実例でござい

○橋本孝一郎君 次に、ハイビジョンの規格の国際標準化の問題についてお尋ねしたいんですけれども、これはECC型あるいはまたアメリカにおいては独自にこの開発をやろうということもござい

○政府委員(成川富彦君) ハイビジョンの番組制作の規格の国際標準化につきましては、ITUのCCIR、国際無線通信諮問委員会において現在検討中でございます。

も、日米電気通信定期協議におきまします情報交換などを行つてまいつていたわけでございますが、最近になりました米国会議とか産業界を中心としたしまして、ハイビジョンの市場の大きさと将来性に着目いたしまして、独自技術による開発をすべきであるというふうな声も出てまいりました。

先ほど申し上げましたCCIRの会合で、特別会合でございまして、ことしの五月上旬に開かれまして、その場では米側は、規格統一の一部につきまして明確な態度表明を行わず、いわば白紙撤回といひますか、というふうなことで臨んでおります。

それから、今会期合意に達しない事項につきましては、次会期も継続して審議すべきである。次会期というのは、来年の五月に最終的なCCIRの総会が開かれまして、その後の会議でござい

その結果もございまして、HDTVの番組制作規格に関する勧告案というのが初めて合意されたところでございます。項目としては三十四項目ございまして、そのうち十八項目については意見の一致を見たわけでございまして、残りの十六項目につきましては合意に達していません。勧告案というふうな形で合意に達していません。これにつきましては、十月に特別会合の最終会合が開かれますので、それまでの間を利用して、私どもの主張が理解していただけるようにして、いかなきやいかなというふうに思っております。それからアメリカとの関係でございまして、ハイビジョンの規格統一を図っていくためには、日米間の全般的な協力関係の中で解決を図ることが

必要と考えております。したがって、今後とも広範な分野におきまして、共同開発とかいろんな要素を入れながら緊密な協力関係を維持していかなければならないというふうに考えているところでござい

○橋本孝一郎君 国際的には破棄したということ、結局標準化ということとは非常に難しいということですか。

○政府委員(成川富彦君) 今申し上げましたように、三十四項目のうち十八項目については合意に達しております、その残りの十六項目についてこれから詰めていかなきやいかなわけですが、どういう手法でまとめていくかということにつきましては、日米間で共同歩調で取り組んでいるところでござい

それで、十月の最終会合に向けてまして、色の問題については中間作業部会というものを開きまして議論するというようなことも決まっておりますので、そういう場を利用いたしまして、我が国の立場を理解してもらえようように、また国際的な規格統一が実現できるように努力していきたいというふうに思っております。

国際的な番組交流をするために、またあるいは番組の共同制作をするためにはぜひとも世界統一規格が大切でございまして、今後とも努力を続けていきたいというふうに思っているところでござい

○橋本孝一郎君 次に、スーパー三〇一条関係で、人工衛星問題についてちょっとお尋ねしたいんですが、新聞報道や郵政省のお話をお伺いしておりますと、人工衛星、現在のところは通信衛星とそれから放送衛星があるわけですが、放送衛星については原則として自主開発、通信衛星については原則として外国衛星の調達が認められておるというの、これは現状だと思つておりますが、放送衛星についてNHKが米国のいわゆる中古品で打ち上げると、これは特例措置ではござい

Tのさくらシリーズは国とNTTによる自主開発であり、また民間通信衛星に関しては米国の衛星が利用される。こうした状況にもかかわらず、米国は我が国の人工衛星調達にかかわる市場開鎖と強くこれを指摘しておりますけれども、これについて郵政大臣としてどういうふうな見解をお持ちでしょうか。

○国務大臣(村岡兼造君) ただいま橋本先生御指摘の問題でございますが、今回、米政府が包括貿易法スーパースリー一条に基づき我が国の人工衛星の政府調達について問題を有する優先国であると認定したことは極めて遺憾であると、こう思っております。

我が国の宇宙開発は、自主的な技術基盤の確立を基本に進めており、郵政省としてもこうした基本線に沿って対処しているところであります。今回の米政府の措置は、この点について十分な理解が得られていないことによるものと考えられ、今後一層の対外的な利益が得られるよう努力してまいりたいと思っております。

参考でございますが、民間の衛星通信会社等により米国の通信衛星及び放送衛星が合わせて五機打ち上げられるようになっておるとも聞いております。

また、質問の点で触れたことにつきましては中村局長の方から答弁をいたさせていただきます。

○政府委員(中村泰三君) 日本としては、衛星の自主技術開発を進めるといのが宇宙政策上の大原則でございますので、そういう意味では通信衛星も放送衛星も必要な技術開発は我が国として行う。そういう自主技術開発に支障のない範囲におきましては、NTTを含む政府関係機関でありまして、衛星の調達については内外を問わず開放しているというのが我が国の衛星に関する基本的な態度でございます。

○橋本孝一郎君 なお、衛星放送関係でたくさんまだあるんですが、時間がありませんのでこれは省略します。

次に、地域振興の関係で一点だけお尋ねしたい

と思います。

よく言われますように、郵便局、全国で二万四千という拠点を持っておりますわけでありまして、そこで地域社会の情報あるいは物流、金融、それに郵便、貯金、保険というこの三事業を行っているわけでありまして。問題は「地域社会のニーズになつたサービスの提供が可能」である、こういうふうな述べておるわけでありまして、実際にこの地域社会の情報の取り扱い方ですね。例えば、ダイレクトメールなんかでは随分衝突している部分があるように聞いておるわけでありまして、けれども、具体的には地域社会の情報の取り扱い方についてどのような具体的な考え方を持っておりますのかお尋ねしたいと思っております。

○政府委員(松野春樹君) ただいまお示しの郵便局と地域社会の情報の取り扱い方でございますけれども、よく考えてみますと、我々の基本サービスの一つである郵便そのものが実はもう情報ということにもなるかと思つて、ここで申し上げておきます地域社会の情報の申しすのは、例えて申し上げますと、例えば郵便局の窓口、ロビーの活用あるいは提供ということで今現在大変進捗しております。一つにはお知らせコーナーというふうな形で行政や観光情報コーナーを設置しております。それから二つ目にはビデオ装置やキャブテン端末装置。いずれもニューメディアの活用という範疇に入ると思いますが、これらも配備を進めております。この結果、市町村の広報やあるいは観光のPRに協力するという意味で大変市町村から歓迎されておる状態でございます。

少し数字にわたりますけれども、若干申し上げますと、例えば行政・観光情報コーナーを設置しております郵便局は、私どもに集配を受け持つ普通郵便局が約千二百局ございますけれども、また地域によつてばらつきがありますけれども、この千二百局のおおよそ二割の郵便局に既にこのコーナーが設けられております。それから、ビデオ端末あるいはキャブテン端末でございますが、ビデオの設置の関係は、これは普通局、特定

局合わせまして三千百台をことしの三月末現在既設備しておりますし、キャブテン端末も二千百局に設備しております。逐次これの拡充を図っておりますが、要するに設備だけでなく、扱いといたしまして実際に利用をしていただくということが大事でありますので、この辺はこの種の設備をすると同時に、やはり扱う郵便局の人の問題といひますか、我々の心構えも大きくやはり影響するであろうということで、省内でもこの地域社会におけるさまざまな情報の提供の場としての郵便局ということに力を入れておるところであります。

今後とも、やはり郵便局は何といひましても一番身近な公共機関でございますので、郵便とか貯金とか保険とかいう基本サービス、これを忘れてはならない仕事をするが、これらの施策の拡充を図つて喜ばれる郵便局づくりを目指していきたい、それによつてまた郵便局の窓口にもぎわうということをお願いしております。

○橋本孝一郎君 では、次に郵政事業関係でお尋ねしたいと思つて、郵便局それから銀行とも完全にと言ひませんが、完全週休二日制が二月四日から実施されておるわけでありまして。これは相当以前にも、いわゆるお客様のサービスの低下にならないようにという意見も申し上げ、それらの諸対策はもうとられておると思ひますけれども、昨年四月だったんですか、現金自動預け入れ機、それから支払い機が使用不能になつた。これは利用者もたしかオーバーフローしたような状況のようでございますけれども、こういったこと等もございまして、これらの保守体制とかそういう面でそれぞれ苦勞なされておると思ひわけですが、二日制に対するサービス低下をさせないための対策、その後どのようにとられておるか、さらにまたそういったいわゆる機器等の保守体制というんでしようか、そういったものも含めてどのような対策がとられておるか、お尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(森本哲夫君) お尋ね二つござい

す。一つは、週休二日制で窓口なりサービスの改善をどうするか、もう一つは機械に対する万全を期せと、こういうお話でございました。

御案内のとおり、この二月四日から銀行と金融機関全部が足並みそろえて二日制になつた次第でございますが、御指摘のとおりこのことによつての御不便はできるだけ最小限にしなければならぬ。同時に、今日の利用者の方のライフスタイルというものも大変変わつております。そうした事態に着目をして、この二月から全国の主要な郵便局六十局では窓口時間の延長をいたしました。従前は四時まででございましたけれども、この六十局に関しては六時まで、それからその局にありますがATM、CDは従前は午後七時までだったのを八時まで動かすようにいたしました。

先生御出身の名古屋でございますれば、名古屋中央あるいは千種の郵便局ではこんな扱いをいたしておりますが、同時に、土曜日、これはお休みになります、なかなか今までは、原則的にはお昼前後で終わりのところを、これはやはりできるだけサービス改善すべきだということで全国二百局、例えば名古屋の、さらに加えて名古屋中、中村というふうな郵便局では、二百局でATM、CDの時間を午後五時まで三時間延長してやつておる次第でございます。同時に、集配郵便局の最初も八時四十五分から動かす。できるだけひとつ御支障のないようにしたい。外務員の出勤時間も必要に応じて夜の九時十五分まで延ばしまして、このごろ共稼ぎの方も多ございまして、金融サービスをそういう在宅でも受けられるようにしたい。

曜ございましたけれども、おかげさまで無事に
っております。

それから、万が一の故障が起きたときの体制も万全を期しておりまして、現に職員が出動していないところに対しても教局まともて管理する方式で、何かあればすぐ飛んでいけるという体制にいたしてお客様に御迷惑がかからないようにということで対処をいたしておるところでございます。

○橋本孝一郎君 通告したのはたくさんありますけれども、時間がないので省略します。

終わります。

○平野清君　村岡大臣、御就任早々に余りいい話
じゃないんですけれども、最近よくマスコミの中
で郵政の民営化ということが取り上げられており
ます。年間郵便物の取扱物数が二百億通を超えた
とか、三事業とも大変皆さんの努力でいい成績を
上げられているんですけれども、依然としてマス
コミや民間有識者の中からは、郵政というものは
小さな政府に移行するためには民営化した方がい
いんじゃないかというようなお話もあります。国
鉄やたばこのときも絶対に民営化なんかできっこ
ないというふうに国鉄の内部の方は思っていられ
ちゃった。それがあつという間に民営化されてい
ろんな問題が起きました。

郵政の方は、大臣としてはこの民営化問題にどういうふうな御所見をお持ちか、まずお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(村岡兼造君) 平野先生にお答えを申し上げます。

郵政民営化論に対する郵政大臣の所見はどうか、こういうお尋ねでございますが、郵政事業は、国民の日常生活に欠かせない各種のサービスを郵便局を通じて不採算地域を含め全国あまねく公平に提供することにより国民の福祉を増進することを使命とするものであり、国が行うのにふさわしい事業であると考えております。今後金融自由化の進展、長寿社会、高度情報社会の到来などを迎える中において、郵政事業の持つ重要性は一層増大するものと考えております。

また、郵政三事業は、郵便局を基盤として一体的な運営を行い、局舎、職員の配置等の効率化や運営コストの低減を図ってきており、これによって民間では採算の面から進出が困難な山間、離島まで郵便局を設置、維持しながら、税金を一切使わず料金収入だけで国民に公共性の高いサービスを提供することが可能になっております。

こうした郵政事業の一体的運営は、利用者の立場から見ると、日常生活に不可欠な各種のサービスが同一の場所で手軽に利用できるといふことで大きな利点をもたらしている。さらに、郵政事業においてはこれまで機械化、効率化に努力してきており、順調な経営を行っております。また、民間ともお互いに切磋琢磨しながら、国民のニーズに合ったサービスの提供に努めているところであります。このようなことから、私としては現行の国営形態が最良と考えております。

郵政事業の今後の課題は、むしろ国民の財産とも言うべき全国二万四千の郵便局ネットワークを地域活性化、国民生活向上のためにどのように活用していくかということであると考えているところでございます。

○平野清君 よく私のところなんか簡易保険や貯金のことで回ってくる職員やそれから友人なんかにも聞くんですけども、今大臣がはっきりそういうふうにおっしゃっても、第一線の職員というのは非常に何か不安を持っているようなんです。将来、郵便局は民営化されちゃうんでしょ

うかねというような職員の言葉が返ってきます。今はつきり大臣がそういうふうにおっしゃったんですから、末端の職員に不安のないようにきちっとPRをされる。それから、政府機関の中で民営化論が出たときにきちっと防衛策をとっておくというようなことが大変必要だと思んですが、職員やなんかに対するPRとして今後どういうことをお考えになっていらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○国務大臣(村岡兼造君) 今もお答え申し上げますが、郵政事業の民営化ということにつきまし

ては公の場で論議されているわけではございませんけれども、御指摘のように新聞などで取り上げられる場合もありまして、従来から機会をとらえて郵政大臣として、現行形態が適當であるとの考えを表明してきたところではあります、したがってこのことは職員も十分承知していると思ひますけれども、今御指摘のような点がありますれば、さらに徹底して、しっかり不安のないようにやつてもらいたいと、こういうこともしていきなさいと、こう思つております。

今後とも、国民のため毎日熱心に勤めている職員が安心して仕事に専念できるように努力してまいりたいと、こう考えておりますので、よろしくひとつお願いを申し上げておきます。

○平野君 そうしますと、ちょっと矛盾した質問になるかもしれませんけれども、民営化を恐れればどうしてもある程度もうかるといういますか、赤字になっては困るわけで、一生懸命三事業ともお金のことを考えているんことをやられるわけですね。例えば、米国のシティバンクと郵便貯金

事業が提携して送金業務などをやるというようなことも新聞で見たことがありますし、将来はCDというんですか、自動現金支払い機というようなこともお考えになっているようであります。自分の立場を守ることと今度は民営を圧迫することとのちょうど境目が一番難しいんだと思うんですが、そういうことに対してはどういうふうにお考えでしょうか。

心に九カ国ございます次第でございます。
 そうした中で、アメリカとの関係でこういうこととはどうかという提案がシテイバンクからあったことは新聞の報道のとおりでございますして、現在まだその具体化には至っていない次第でございますが、いずれにしましても、そういう形で国民のニーズのあるところに私も精いっぱいいのサービス提供をするというのは当然のことだろうと思っております。

もちろん民間との問題は、御指摘のような点は十分考えなければなりません、決して私どもは、民間のやらないことだけをやるという、いわゆる補充論もございますが、むしろ国民の求めるところ、郵便局は全国あまねくどこからでも、銀行のないところからでもアプロチができるわけでございますので、そうした視点で、本当に国民のためになることならば、官民切磋琢磨してサービス改善に努め、その結果の競争がまた利用者にはね返るということが大変大事だろうと思っておりますので、今後ともいろんな面でサービスの改善については努力をしてまいりたい、またそうしなければならぬのが我々の仕事であり、我々の責任だと考えておるところでございます。

○平野清君　そうしますと、また同じお答えをいただくかもしれませんけれども、郵トピア地域なんかでもってダイレクトメールサービスなんかやっていたらいいですね。特に松山、宇都宮とか武蔵野とか、将来うんとふやすそうでございますけれども、あて名書きから印刷から発送まで全部郵便局でやられる。その民間の業界というのは非常に零細企業が多いんで、大分反対があるようですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(田代功君) ただいま御指摘の、あて名を書いたり、封筒の中身に郵便物を入れて封をするといったサービスは民間でも多く実施しております。これは發送代行業と称しまして、中小企業の方が非常に多うございます。一方、郵便局においても、今のようなサービスをしてほしい、發送代行業者が使えないような地域もあります。

郵便局でもそういうサービスをしてほしいという要望がございますし、また現に外国の郵便局では、そういうサービスを提供しているところもございます。

私も数年前からいろいろ検討しましたが、やはり関係業者といろいろ打ち合わせしますと、単純な発送代行、封筒を書いて送るだけの仕事に郵政省が乗り出されることには大変な危機感を抱いておられます。私も郵トピア地域で始めましたのは単なる発送代行ではありませんで、あらかじめどういう種類のDMが欲しい、こういうのは欲しくないというお客様の希望を郵便局であらかじめとおきまして、これはお話しございましたた武蔵野、宇都宮、松山の三都市で、郵便局の管内の全世帯にアンケートを出しまして、そういうリストを持っておりまして、DMが欲しいというお客が、例えば自動車なら自動車のDMが欲しいというお客にだけ送ってくださいますと、こういうサービスについてとらえず実験的に始めております。この種のサービスは、リストをつくることに大変な手間暇かかりまして、必ずしも商売としても今のところうまくいっているところもございませぬ。ですから私どもの郵便局でも、これが果たして将来的に本当に成り立つかどうかもうしばらくやってみたいとわかりませんが、この辺ですと民間企業もまだやっていないところがございます。

そういうことで、関係業界とは事前に十分調整を行いながらこの種のサービスを始めておりますので、御心配のようなことのないように私ども心がけたいと思っております。

○平野清君 では次に、ふみカードのことです。とお尋ねしたいんですけれども、名称募集でゆうカードが一番多かったというんですね。私も女房の名前を使って、よくリクルートで秘書が秘書がと言いますが、私は女房の名前を使って応募したんですけれども、ゆうカードが当たりまして、あなたの応募されたゆうカードが一番多かったんだけれども、ほかに似たようなカードがあるので

ふみカードにした。だけれども、一番多かったからあなたにも商品送りますよといって送ってきたんですよ。官庁としては随分思い切ったサービスしてくれたなと思うんですけれども、実際にやられて、このふみカードというのはどのぐらいの成績を上げていらっしゃるんですか。

○政府委員(田代功君) 名称募集に応募していただきましてありがとうございました。改めてお礼申し上げます。

この四月一日から、実はふみカードを発売いたしました。四月末での発売状況を取りまとめたものがございまして、それによりますと、用意した枚数が七百万枚でございますが、そのうち売れたのがまだ七十四万枚、一割強でございます。販売高は約六億円ということでございます。一月で一割の七十四万というのは多いのか少ないかというところでありますが、これ、ちょっと比較が難しいでございますが、私どもの先輩のテレホンカードやらJRと比べますと必ずしも悪い方ではないという実はデータが出ておりまして、この種のカードはやはり初年度は今でこそあれだけいんしんをきわめておりますテレホンカードですが、一年目は四月で七万程度しか売れてなかったとか、オレンジカードも最初の一月はやはり七万程度ということ、スタート時にはなかなか普及しないものでございます。

私どもも、現在発売地域が人口で全国のまだ三〇程度をカバーしているにすぎません。政令指定都市ですとか、郵トピア指定都市ですとかいうところからまず売り出しましたものだから、この程度で推移しておりますが、徐々に人気が出るものと期待しております。

○平野清君 このカードが出るときに、そんなものを出して売れるのかねんというような質問が出て皆さん心配しましたけれども、将来展望が明るいということでは安心しております。

これちょっと質問通告をしていないんですけれども、昨年私の通信委員会が地方の年賀はがきを大都市で売れば結構売れるんじゃないかという

御提案したら、直ちに去年の暮れに実施をしてくだされたんですが、あいつが言ったとおりやったら売れ残っちゃってえらいことになったとおっしゃっているのか、その後の報告がないものですか、ある程度出たよ、ことしもぜひやりたいよとおっしゃるのか、失敗してしまったのか、ちょっとお聞かせください。

○政府委員(田代功君) 報告がなくて申しわけありません。非常に評判がよろしゅうございますので続けたいと思います。

ただ、昨年は天皇陛下の御病状があいいうことだったものですから、年賀状の売れ行きそのものも、私もほとんどPRもしませんでしたし、非常に静かに売りましたので全体としての売れ行きが落ちておりますから、去年のケースが当たり前の姿だとも思っております。また、ことしの暮れはそれなりの工夫をして、なるべく便利にしたいと思っております。

○平野清君 次に、ちょっと意地悪な質問なんですけれども、四月一日から消費税が実施されております。国民は大分怒っているんですが、官庁は民間企業と同じように国民から預かった、消費者から預かった消費税は年に何回か分けて国庫に入れるんでしょか。それで、一年間にどのぐらいになると見込まれているんですか。

それから、それをどういうふう処理されているんですか。例えばそれを運用されているのか。運用されていて、そこに利益が出れば、それは単に一般会計に入れてしまつて消費しちゃうのか。その辺はいかがですか。

○政府委員(小野沢知君) お答えいたします。

消費税の納付方法についてでございますけれども、消費税法の規定に基づきまして、前年度の納付額の二分の一に相当する金額を当年度の二月末までに中間申告をしまして上で見直しいたしました。翌年度の八月末に確定申告した上で納付するということになっております。平成元年度の消費税に限っては、消費税法施行の初年度であるために、妙な言い方ですけれども前年度というのがござい

ませんので、平成二年八月までに年間分一括納付することになっております。

次にお尋ねの、いわゆる預かり金の運用についてでございますけれども、消費税の転嫁に伴う増収によって郵政事業特別会計の資金繰りに余裕が生じたときには、この余裕金は郵政事業特別会計法第二十條の規定に基づきまして資金運用部に預託することが可能となりますが、現行法令上それ以外の運用は認められておりません。

平成元年度における消費税の納税額は三百四十四億円を見込んでおりますけれども、この全額を現在の預託率、この場合一年未満ということで四・五％ですが、預託したという仮定をいたしまして運用益を試算いたしますと年間約十二億円ということになります。仮にこの運用益が生じたとしますと、元年度の歳入に雑収入として繰り入れられます。歳入の財源の一部になるということでございます。私も歳出に当たりましては適時適切な施策が講じられるように当然のことながら努力してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○平野清君 何か余りべらべらとしゃべられたんで数字がちょっと聞えなかったんですが、まあ一円、二円負担しておいてそれが大きな金額になって、またそこから利益が生じている。何か二重取りされているような気がするんですけれども、はがきが四十一円になりました。封書が六十二円になる。これは説明を聞きますと、はがきの方は利用者に得をさせて、封書の方は利用者がある程度損をしている。そうですね。そうしますと、これははがきと封書でもって相殺したというふう聞いています。

この間、僕は速達を出そうと思って二百六円かと思つたら二百十円なんです。局に問い合わせたらはがきのものと相殺だ、こう言うんですね。全般的郵便、いわゆる書留だとかいふものとの相殺で二百十円もらっている。そうしますと、はがきと封書というのは裏腹みたいなもので、はがきに書き切れない人が封書を出すとか、

はがきと封書というものはこれは一体のような気がするんです。速達と書留と両方でどうやるから片方は十円上がるんだとかというような論理はちょっとおかしいような気がするんですがね。

○政府委員(田代功君) 消費税導入に伴いまして、その消費税分を転嫁するための値上げをこの四月一日に実施いたしました。当時の私のもの考え方、消費税導入に伴って郵便事業のコストがふえます。そのコストが三割にはなりません。で、免税その他、あるいは物品税の軽減その他ございまして、二・九一七という計算になりました。

それを上限にしているという端数計算いたしました。現実には値上げしたのは郵便事業トータルで二・八五というところに実はなつたわけでありまして、その中の個々の料金をとりますと、この二・八五を上回るものもあれば下回るものもあるということでございます。

そのときの考え方は、百円に満たない料金、今の四十円とか六十円といったような料金はやはり十円刻みの四捨五入では上げ幅が大き過ぎますので、ものによつて、これはだから一円刻みで一円に満たないところを四捨五入しまして、六十円で六十円一円八十何銭になるところを六十二円にさしてもらいましたし、四十円のは四十二円二十銭のものを四十一円にしたこととございしますが、例えば今の速達のように、百円を超えるものについて、二百円のもの例えば二百六十円にいたしますと、速達は六十円の手紙とくくつきまします四十円のはがきとくくつけて速達料金になります。そうすると、二百六十円足す六十二円という非常に暗算で計算しにくいということもございまして、百円を超えるものは十円刻みの四捨五入をさせていただきます。

だから書留と速達だけで相殺ということではございませんで、すべての料金、郵便はもういろんな種類を使つていただきますので、すべての料金の中でトータルとして二・八%になつていただけたら

れば我慢していただけるんじゃないだろうか、こういうことにはいたしましたので、速達だけでとりますと五割の値上げに実はなつております。しかしながら、例えば簡易書留などは据え置いておりますからこれは引き上げなしとか、いろいろばらつきはございますが、こういうことで御勘弁願ひたいと思っております。

○平野清君 何か利用する度数、速達をしょっちゅう出す人は随分損するわけですね。書留なんというのはいくらに出さないの、何か都合のいいように値上げされているような気がする。で、端数が面倒くさいと言ふんだったら四十一円なんというのはいくらでもないわね。ちょっと僕はおかしいなと思ふんですけど、一たん決められてしまつてあれなんです。今度直すときにはある程度合理的な金額にしたいだろかなと思ふ。時間もありませんからもう一つお尋ねしますけれども、昔、三流省庁なんて言われた郵政省も、中山郵政大臣のときには郵政の字が優秀の優に勢いというんで優勢省だなんて威張つてましたけれども、情報時代が来て新しい民間情報産業がいっぱいできます。今や郵政省は一流官庁だと思ふんです。そうしますと、今問題になつてくる役人の天下りの問題なんかがいっぱい出てくると思ふんですけれども、省の格が上がれば上がるほど民間から情報産業として必要な人材が要請されてくると思ふんですけれども、そういう天下りの問題についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(松野春樹君) 現状と考へ方についてのお尋ねであらうと推察いたします。三月の二十九日でありましたか、人事院から定例的な報告がございまして、報道されております。それに即しまして私どもの本省の課長相当職以上の職員、したがって、地方機関の部長相当職以上が入ります。本省課長相当職以上の職員で人事院の承認を得て民間の営利企業に就職した者は、昭和六十三年で延べ二十八人でございます。過去の傾向を見てまいりますと、昭和五十九年度は二十六名、それから六十年が二十九名、六

十一年度が二十八名、六十二年度が二十四名、それから先ほど申し上げましたように六十三年度が二十八名というふうな若干年によつてばらつきはございますが、これが郵政省が人事院の承認を得て退職者で民間の営利企業に就職した数でございます。

この退職した職員の知識とかあるいは経験が広く活用されることを期待されて、それぞれ所定の手続を経て就職しているものであらうかというふう存じておりますが、したがって、その限りにおいては特段の問題はないと考えておるわけですが、ただ、私も国家公務員法によつて規律されてございます。したがって、職員の営利企業への就職につきましては今後とも国家公務員法に定める精神にとることのないよう、これはくれぐれも注意しながら適正に対処してまいりたいというふうな考えておるところでございます。

○平野清君 時間ですので終わります。

○委員長(糸久八重子君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(糸久八重子君) 次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案、郵便年金法の一部を改正する法律案、以上両案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。村岡郵政大臣。

○国務大臣(村岡兼造君) 最初に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における保険需要の動向にかんがみまして、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、定期保険の制度を改善すること等所要の改正を行おうとするものであります。

その内容は、現在、定期保険につきましては、保険期間内に被保険者が死亡した場合に限り保険金を支払うこととしておりますが、この保険期間

内の死亡のほか、被保険者の生存中に保険期間内の一定期間が満了した場合にも、保険金の支払いをする定期保険を設けることができるようにするものであります。

このほか、家族保険の主たる被保険者が早期に死亡した場合においても保険約款で定める保険契約については、保険契約を失効させないよう家族保険の制度改善をすること及び保険金の倍額支払いにおける期間に関する要件を緩和することを内容としております。

なお、この法律の施行期日は、定期保険の改善については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、また、家族保険の主たる被保険者の早期死亡による契約失効についての改善及び保険金の倍額支払いの要件の緩和については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日からとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

次に、郵便年金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における年金需要の動向にかんがみまして、郵便年金の加入者に対する保障内容の充実を図るため、郵便年金に傷害特約及び疾病傷害特約の制度を設けるための所要の改正を行おうとするものであります。

この傷害特約及び疾病傷害特約は、郵便年金契約に特約として付するものであります。

まず、傷害特約の制度について申し上げます。傷害特約は、年金受取人が給付責任期間中に不慮の事故等により傷害を受けたときは、その傷害による入院、身体障害、死亡その他当該傷害によつて生じた結果に対し給付金の支払いをしようとするものであります。

次に、疾病傷害特約の制度について申し上げます。疾病傷害特約は、年金受取人が給付責任期間中

いろいろ需要というのは千差万別、極端に言うともますますこれは多様化していくというように感じを実は持つておるわけでございます、確かに保険の種類によりましては、この占率と申しますか簡易保険全体の中のシェアというのが比率としては非常に低いというものもあることはもう先生の御指摘のとおりでございますけれども、ただ絶対数が非常に大きいものですから、それはそれなりのやはり需要があるというふうに見ざるを得ないのではないかとこのように思っておりますわけでございます。

もちろんこれは時代とともにいろいろ皆様方の俗に言うニーズというのが変わってまいりますので、そういうものにも的確に対応していくようなことは常に考えていかなきゃならぬとは思いますが、けれども、どうしてもニーズに合わせようとする、むしろ先生のお話とは逆に保険の種類がふえていくという傾向をたどってきているというのが実態だということではないかと思っております。

○及川一夫君 ニーズがふえていくというのは違ったニーズでふえていくわけですね、だから面倒くさいから入ったままというのには確かにありますよ。そういう意味では、何となくこれ、ばあつとふえていくような感じがするんだけど、面倒くさいから置いておけるわけですね、民間の保険の場合には、ニーズに合わせて今あるものをばつと切ったわけには確かにいきませんよ、ね、今入っているんです、動いていくんだから。しかし、これはもう用をなさないとはいえないものについてはどうも勧誘しないわけですよ。それで自然淘汰するような形をとるんですね。だから、そういうものが、今現在あるといわれる十一から十一の中にあるんじゃないかなと。

確かにそれは局長がおっしゃられるように、もう百五十二万も二百九十三万人も加入しているのはこれはそれなりの必要度があるんですよ。しかし、九千人ということになるとこれはまた違ったものになるでしょう。それからまた、二十九万、

二十二万でも数は大きいけれども、しかし一億二千万という数からいえば全く微々たるものでして、だから簡単に、統合すりゃいいという理屈じゃないんだけれども、こういうものにはウエートをかけていくよりは、新しい商品をつくるなりして、それでニーズに合ったものにどんと入ってもらおうというようにことをやはり考えていかないと、結果として民間の保険会社におくれをとるということになりはしないかということを私は感ずるわけですね。そういう議論をしたことはないんですか。

○政府委員(白井太君) 先生のお話は先生のお話として十分頭に入れてこれからもやっていかなきゃならぬと思っております、私も保険の仕事に携わっている者にとしまして、保険の種類によつてやはりそれぞれ内容が違つております。それはそれなりの特色があるわけでございます。先ほど先生がおっしゃいました、例えば普通養老保険なんか一番その占率が高いわけですね、これも、これは満期のときの保険金と死んだときの保険金の金額が同じものであります、どちらかというと貯蓄性が強いと言われている保険でございます。それから学資保険、これが次に占率として高い保険ですけれども、これは子供さんが学校に上がるころになつて保険がおありというふうな種類の保険ですが、この特色と申しますのは、保険金を払つてくれている契約者、一般的には親御さんが多いと思つていられるときには、あとがもう一亡くなつたりするといふときには、あとがもう保険料は払わなくても学校へ行くときになつたら、十八歳になつたら保険金がおありというふうな特色を持つておるといふふうに、三十八種類は三十八種類なりの特色をそれぞれやっばり持つておりました、そういう保険にどうも私も実際に仕事をしておる者にはそれなりにやはりそれぞれに魅力を感じるといふようなこともございまして、なかなかこれをだんだんと取れぬをさせていくということが、気持ちの整理がつかないわけでございますけれども、しかし保険事業のあり方という

ものという中で、いろいろな先生方の御意見というの頭に入れてこれからやっていかなきゃならぬということはお考へております。

○及川一夫君 もう一つの関連として、長寿社会、高齢化社会といふふう言われるのは、単に人間が五十までしか生きなかつたのが八十まで生きるという意味だけじゃないんですね。要するに、夫婦二人の期間が非常に長くなつてきたわけですよ。昔ですと五十ぐらいになれば大体どっかが欠けるみたいな、人生五十年と言つたでしょう。人生八十年と言ふからには、当然八十ぐらいまでは夫婦ともども元気でいくということなんです。それで、定年が六十だとすれば、当然あと二十年間、仕事はないけれども年金生活をしていく、夫婦二人で暮らしていく、それが今の年金でいふかどうか、十分であるかないかというのがやっばり議論の対象でしょう。

そうしますと、この保険と年金というものを比べると、保険というのは余り僕は意味を持たないんじゃないか。大体保険というものは、自分が例えば私なら私が死んだら、あと女房や子供がという意味合いですな。そのために保険を私に掛けて、いざ路頭に迷わないように、そうしてその期間に生きる道を考えるといふこと、そういうある意味合いが保険といふのはあつたんですよ。だから金を残していくことなんですよ。しかし、もう八十歳まで生きよう、二人でいくんだといふことになつてくると、二人で生活をしていくことを考える必要ならぬわけですね、極端に言つたら、子供のこともなんか横に置いて自分たち二人でそこを暮らすのにどうするかという生活設計を立てる時代になつてきたわけですね。

だから、保険と年金を並べてどっちが我々にとって大事かと言つたら、今、年金と言ふ人が非常に多くなつてきているんですよ。そういう意味でも、政府がおやりになるというんなら、自助努力といふことを言われるんなら、安い掛け金で高い給付が出るような年金制度、自助年金制度をむしろつづつてやる、商品化することというのが私はやっばりいくべき道じゃないかなと、こう思うものだから、それにはこつち金をかけるよりも年金に金をかけていく。今までは保険にかけてきた金をこつちにかけていく。保険も年金も、しかも今までの年金以上に金をかけなきゃいかぬといふことになる、それはその限りにおいての支出が多くなるだけですからね。そういうことは非常に無理がある。

だから、指導としてもむしろこういうものから年金に変えていくというぐらいの発想に立たないと、ニーズに対応したことになるんじゃないかな、私はこんなふうにも思うもので、それから、こだわっているわけじゃないけれども、これから簡易保険それから郵便年金といふものはどうあるべきかといふふうな少し検討していくべきじゃないかと、こんなふうなふうに思うんですが、その辺は大臣どうですか。これはもう政治家にかかわる問題でしょう。

○国務大臣(村岡兼造君) 今及川先生の御指摘をお聞きいたしました、年金問題も大変重要である、また八十歳時代だと、こう聞いておりますが、中には不幸にして、交通事故とかいふような問題ございまして、やっばりこれ従来の保険も考えていかなきゃならぬし、また年間七十二万と六万ぐらいといふことでございまして、そういうこともいろいろ制約はありますけれども、今及川先生の御指摘の面も今後十分省内におきまして検討していきたい。やはり保険の方もまた別の意味があるものですか、そういうことに考へておりますが、十分に御意見を参考にして検討していきたい、こう思つております。

○及川一夫君 それでは局長、この普通終身から始まつたそれぞれの商品がございまして、この商品の収支というのは今まで報告されたことはありますか。

○政府委員(白井太君) 報告申し上げたことはなかったと思つております。

○及川一夫君 いや、実はこれはさきの議論に關係してくるんだけれども、確かにトータルで我々には報告があるわけですね。だから、どの商品がメリットがあつてどの商品では問題点はあるがまあまあだとか、あるいはこれはどうも赤字だよという商品はあるわけですね。それから、これは一切実はわからないわけですね。わからない中で今度の提案を受けるわけですね。だから、郵政省から提案されるんだから、実際に現場を預かっているんだから自信があつて出されているだろうとは思ふんだけれども、これからのあり方の問題として、端数はともかくとして、類別に収支計算書を出すというようなことは考えられませんか。

○政府委員(白井太君) 保険の種類ごとに経費等を分計するというのが実はなかなか難しいのではないかと申しております。正直なところを申し上げますと、まず保険料というものは、私どもにも保険数理の専門家を何人も職員として置いておりますが、民間の保険会社でも同じようにしておるわけでございますけれども、保険数理に基づいて保険料というのをはじきますので、本来は、どの保険が得でどの保険が損だということは本当はない理屈なんです。ございますけれども、中にはそれぞれ保険会社の戦略というふうなものがありましていろいろ保険料が決められるということもあるいはあるかとも思います。

それで、全く同じものというのはいくらもありませんけれども、それでも似たような種類の保険を発売するといふときには、正直に申し上げまして、私どもも同種類の民間の保険の保険料と余り見劣りも、また私どもがえらい得をするというふうなことがないようなバランスといふことも現実の場面では考へて保険料を決めるといふようなこともあつたりしますので、保険の種類によつてもうけも損も全く同じだといふようなことは実はなつていないといふのは正直に申し上げざるを得ませんけれども、しかし、基本的にはどの保険もその保険なりに一応私どもの事業として成り立つといふか、あるいはそういう保険に入つてくださる方

が多ければ多いほど事業としては円滑な運営に役立てることができるといふふうに考へておるところでございます。

○及川一夫君 郵政事業全体、労使関係も確立されて大変な努力をされている。大体、小包料金の値下がりなどというものは僕らは全然予想していません。たことなんですね。現実には値下げをしたわけでしょう。だから、郵便事業でもこれからは値下げといふことが出てくる可能性を秘めたといふことになるんですよ。そういう意味といふのはやはり日本の社会全体が競争化といふんですか、お互いに競争合つてよりよいサービスにしていこうといふ、こういうことに努力されておるわけですね。

そういう観点からいふと、収支関係が分計が難しいといふ前に、お互いに励みをつけるという意味でも、民間なんかではそれは確かに対外的には発表しないけれども、私どもは、中では大変なことを別々にいふことになつて、似通つたものをくくりながらそれを五つに分けたり六つに分けるといふようなこともあつて、しょうけれども、どちらにしても分計が難しいから、もうかつているのかもうかつていないのかよくわからぬがトータルしてみたらもうかつていないからそれでよろしいだろうといふことではないはずなんです。郵政の今の体制だつて、もちろんそのかわり、そういう努力をしたら努力をしただけのことを当該労働者、職員に対して措置をしてあげなければいけません。そういう前提には立つたが、少なくとも分計が難しいからといって、対外的に発表するしないの問題あるかもしれないけれども、一体対内的には、省内的にはそういう作業といふのは一切行われていないですかね、これは。

○政府委員(白井太君) 私どもの中に、先ほど申し上げましたように、保険数理の専門家もたくさんおられます。そんなこと一切お構いなしというふうなことでやっておるということをおし上げたら、そうした専門家にむしろ私はしかられるわけでございます。保険の種類によつてはこうい

う保険をほとんどお勧めすれば事業のためにはプラスの度合いが大きいというふうなものももちろんあるわけでございます。その辺については私どもの専門家の方はそれはそれで頭に入れてはおるところでございます。

それがたまに、ただいまの及川先生のお話ですと、私も保険とか年金を募集してくれた職員の人に対しては募集手当というふうな正式の手当をお払いするようになっておりますけれども、そういう手当の額その他を決めるときにももちろんそういうものは多少は反映をさせてやっておるところでございます。そういうことを全く無視しておるということではございません。

ね。私は、やっぱり長生きしているという限りにおいては、死亡で見舞金を出ていかないということになるわけでしょう。これ、だから、今保険会社はほらもうけと、こう言われているわけでしょう。ただし、これが三十年とか四十年たつていくとどうなるかといふことは一つあるけれども、今保険会社は生命保険では勧誘したらもう丸々もうけと言つてもいいんじゃないか。現実には厚生省のこの死亡の発生率見たと、一万単位に一人、二人などというふうな数字だつて出ているわけですからね、年齢によつては。

だから、死なないといふことが前提になるわけだから、発生率を幾らに見るかといふのは非常に難しくなつてきているわけだ。ただ、難しいんだけれども、それ自体はいい難しきなんですね。昔のように三〇%も二五%も見ななきゃならぬ、いや、この程度でいけるか、それなら掛金は幾らにするかといふようなことと、それなら掛金は幾らにするかといふことは大分違ふんです。これは安心して保険事業はやるべきみたいな雰囲気なんです。

ですから、私は、これも別にこだわるわけじゃない、前向きにひとつお互い議論し合うという意味で、やっぱり分計は難しいなどという話じゃない、そういう要素も含めてこの事業の運営に当たるべきではないかといふことだけ意見として申し上げておきます。

それから三つ目の問題として、今回の法案とのかかわりで言うと、先ほど局長も言われたけれども、定期保険といふことですね。これが関係あるわけでしょう。これはやめなさいわけですね。そして新しい商品で出すわけなんだが、これは〇・一%ですよ。パーセントにならんんです。この契約をしていく方々の数などを見ると、ただし、保険金額だけ見れば三百八十七億という結構大きな金額であることは間違いない。しかし、保険金額だけではわからぬわけですが、加入者の数はわかつたけれども、一体これの収支はどうなつていふんでしょいか。

○政府委員(白井太君) 定期保険の収支でございます

ますが、大変ラフな数字で申しわけございませんが、私どもの手元にある数字ではじいてみますと、この定期保険に關しての保険料収入というものが大体六十三年度で十二億圓くらいあったようでございます。一方、この保険に必要な事務費であります。この事務費が実は分計が大変難しいわけでありまして、簡易保険全体の事務費が五千億圓でございますので、これを件数等の比率で割り算をいたしてみますと、五億圓という数字になるだろうと見ております。今度は、さらに保険金額として、不幸にしてお亡くなりになった方にお払いした保険金というのが約五億圓ということになっております。

したがしまして、保険料として入ってきたのが十二億圓で、出ていったお金が事務費と保険金両方合せて十億圓ということですから、差し引き二億圓というのが残ったわけです。この二億圓がいわゆる剰余金ということになって最後にお客様にお返すお金ということになるわけですが、この二億圓が件数の比率からいくと非常に小さいではないかというようなお感じがあるかもしれません。六十三年度ですと全体では八千億圓ぐらいの剰余金が出ておりますので、二億圓というのは何ぼ〇・一%でも小さ過ぎるのではないかと。これは実は定期保険が掛け捨ての保険であるという定期保険の性格からくるものでございまして、満期になったときに払う保険金のために積み立てておくというお金がこの定期保険にはないのですから、剰余金の方が非常に少なくなつておるといふことではないかと見ております。

○及川一夫君 ですから、収支関係を見ても大それた話にはなっていないですね。

それと、一番問題なのは、この保険を利用する人が要するに多いか少ないか、これから先伸びるか伸びないかという問題だと思ふんです。それで、やっぱりこの辺に問題があると局長は判断されたから、いわば掛け捨てじゃだめだと、やはり幾らかでも戻るようなものにしなさいと、一番いい

のは元金保証なんだけれども、それじゃ今度は意味がないから、やはり元金に近いものを戻してこようという制度を入れないことにはニーズにこたえてきたわけじゃない、こういう判断があつて出されたわけでしょう。そう理解してよろしいですか。

○政府委員(白井太君) 冒頭にちよつと実は申し上げたわけですが、率直なことを申し上げますと、この定期保険というのは掛け捨ての保険でありまして、一口に言いますと、掛金が大変安い、保険料が安い、しかしその小さい掛金に比して保障される保険金が大変大きいというのがこの保険の一番の特色でございまして、例えば男の方で三十歳でこの十年の定期保険に入つていただくとこの場合には、百万圓の保障を得たいというときの掛金というのは、四百四十圓というところになつておられます。四百四十圓という金額で万が一のときには百万圓の保険金があるというふうなことになるわけでございます。そういう意味では、典型的な保険と申しますか、ある意味では最も保険らしい保険というふうな面も持つておられるわけでございます。私どもも保険の仕事をしていられる者にとつてはなかなか捨てがたい保険だという愛着を持つておられるわけでございます。

ただしかし、及川先生がおっしゃいましたように掛け捨てだということで、言葉は適切でないと思ひますけれども、万が一のことがなくて幸い無事にいつた場合には掛けた掛金がたとえ四百四十圓といふところもすべて掛け捨てになつていってしまうというところもこの定期保険に皆さん方が目を向けてくださらない一つの原因じゃないだろうかというのを考えまして、この点は先生のおっしゃるとおりなんですけれども、いわば、幸いにして無事で十年が過ぎたとかあるのは何年が過ぎたといふときにはひとつお祝いのようなつもりでボーナスのようなものを出そうというのが今回御提案申し上げておる生存保険金であります。ただ、それじゃ、その方が得かというところ、これは私どもの数理の専門家が正確にはじき出しまし

て、そういう生存保険金というのか、ボーナスが払われる分は、その分ちよつと保険料が高くなつておられますので、どっちが得かということも実はないわけでございますけれども、そういうようなことをすることによつて、特に若い方の好みに合わせるということができるのではないかと。これを期待しておるわけでございます。

○及川一夫君 結局、私の言いたいことは、何も別にしなくてもいいじゃないか、定期保険なら定期保険といふことで合せて、その中に申請どおり入れましたといふことにしてもいいんじゃないですかといふことが最終的に私の言いたいことなんです。そして、それと合せて運用していった方が、むしろ局長が言われた少ない掛金で大きな保障額が出るというものも選択できるという道にしておけば、この制度は魅力あるものになるんじゃないかというふうに思ふんです。

だから、そういうことを頭に描きながらなんです。確かに言われるとおり、今までは五年物で三百九十圓、十年物で月々四百四十圓の掛金です。今度のやつでは十年物が一千八百二十圓、十五年物が二千六十圓といふふうになつておるんです。それで、戻し金というやつは、今度の制度では十年物が三回で十五年物が五回、こうなるんです。ですから、これを計算してみると、おおむね三回戻した場合、五回戻した場合、それから掛金が年間どのぐらいい入つてきて、十年でどのぐらいい入るかといふものをプラス・マイナスしてしまふと、どちらにしても、要するに十年物の場合には六万数千圓、それから十五年物の場合には六万六千圓あたり剰余として郵政省の手元に残る、こういう計算になるというふうには僕も出た数字をちよつと試算してみたいんです。だから、保険としては恐らく成り立つだろうというふうには私も見ますよ。

ただ、十五年物の方が大体倍近く郵政省の手元に残るといふのは、これは十五年物の方が少し掛金が高いんじゃないのかという感じが私はするんです。と同時に、保険というやつは、長く掛け

れば掛けるほど命が保障されて得をするというのが今までの打ち出しでしょう。そういうものからいっても、どうも十年物の方が六万円ぐらいい残つて、十五年物がその倍の十二万円郵政省に残るというのは、この掛金の決め方について、私も専門家じゃないからわからぬが、印象としてちよつと高過ぎやせんかというところにも実はなるんですが、前段の、一緒にしたらどうかというやつと、それから今の掛金の問題はどうか。

○政府委員(白井太君) 先生のお話は、これは私もとりましては一つのヒントとしてこれからいろいろなことを考えていくときに頭に入れておかなきゃならぬとは思ひますが、現実問題として考えますと、先ほども申し上げたこととありますけれども、百万圓の保障をもらうために三十歳の男の方で十年物で四百四十圓ということになりますと、今度はその途中で合休をとりましてボーナスが出るような保険に切りかえていくということになりますと、どうしてもその四百四十圓の掛金という保険料を少し値上げをしなきゃいかぬということに理屈はなつてくるわけでございます。そのようない問題が出てくるというところもやはり考えなきゃいかぬものですから、いざということになるといろいろの問題があるうかというふうには思つております。

それからもう一つ、保険の掛金の問題について実は私どもの計算でまいりますと、それぞれ生存保険金が出るような定期保険の場合も、全く生存保険金が出ない掛け捨ての場合も数理計算上はきちつと損得のないような計算ができておりまして、あとはその入られる方の好みではないかというふうには思つております。得損は数理計算上は全くございせん。

○及川一夫君 実は大臣ね、こういう議論をしていて一体逓信委員会ではどこまで細かく議論しなければ新しい商品を決めることはできないというシステム自体についてちよつと疑問を感じていられるすよね。だから、これはどうなんですか、今、話は聞きましたから意見は持つが、しかしこれ

上議論してみたって、正直言って数字の問題はやつてみたって始まらぬ話なんですよ。これは昔からこうなっているんだらうと思うけれども、これから先の問題として、例えば郵便料金の問題がありまして、それでもう一つ、何でしたかありまして、省令で決めるとか政令で決めるとかいう、その法律をええちやうたでしよう。そういう観点からいって、これは対象にこれからなりませんか、なりますか。

○政府委員(白井太君) 私どもは国営事業ということで簡易保険、郵便年金の仕事をさせていたでいておきますので、その範囲では例えば予算につきましては国会の議決をいたしたくとか、あるいは保険事業、年金事業の主要な事項につきましては、法律等国会の御審議をいたしたくということはある意味では当然のことではないかと思っております。

ただ、比較的細かなことでありますとか、あるいは臨時応変にやえいかなきやならぬというものがつきましては、保険の場合、年金の場合ですと政令、省令とは別に約款というので細かなことを決めるということになっておりますので、そうした弾力的な扱いをお願いしなきゃならぬもの等につきましては、また国会の先生方にお諮りするにしよう、この事柄は約款で決めることにしよう、これは法律で決めることとして残しておこうというふうなことを、またこれからそのときどきにに応じていろいろ私どもとしては御相談をさせていただきますというふうなことを考えております。

○及川一夫君 これは大蔵省との関係はあるんですか。

○政府委員(白井太君) やはり私ども仕事をしたいく上、実はこうしたものをするて予算というものに多少は何かの形でね返ってくるものでございまして、大蔵省との関係ももちろんございいます。

○及川一夫君 なかなか国の事業と民間企業との兼ね合いをいろいろ考えると難しい問題が出てくるんでしようが、それにしてもこの種問題を一々

法律で決めることの妥当性といいますが、それは何でも相談すりやいいんですけれども、しかし、実際問題としてこういったものがもう少し自主的に、むしろ僕は労働組合との話が大事なように思ふんです、こういう問題は。労働組合というものは、単にその労働者の生活や労働条件だけをよくするための代表だけじゃないんです。やつぱり地域社会の一員としていられるわけですから、むしろそういうような立場で保険なんというのの考えていくというのは、極めて有効なものが出てくるはずですよ。そんなふうには思ふんですが、いざこれにしても少し難しい問題がありそうだから、これ以上そういったことについては申し上げませんけれども、ひとつこれから実施に移された後、剰余金というものが余りにも多額に残るといふことになれば、単にお返しするだけじゃなしに、掛金自体もやつぱり再検討するということがあつてしかるべきじゃないかという意見をとして申し上げておきたいと思ひます。

それから、年金関係について一点だけ伺ひしておきたいんですが、最高額が七十二万円です。月六万円です。この六万円、七十二万円というふうな決まっていますやうなものですけれども、大体どういう考え方でこれ年間最高七十二万の年金、自助努力年金というふうな決められたのか、当時のいきさつをちょっと聞かしてもらえませんか。

○政府委員(白井太君) 現在の年金の加入限度額が七十二万円に決められたのは五十六年のこととございまして、このときは従来の郵便年金というものが全く装いを新たにしたいというときでございまして、このときに七十二万円という金額に決まらざるを得ない。率直に申し上げますと、この段階では郵政省としてはもっと高い金額を限度額として設けたいということで、関係のところといろいろ話し合ひをしたということでございまして、けれども、関係方面との調整の結果が七十二万円に落ちついたということとございまして、これから先はいわばこじつけのようなものにな

るわけでありませうけれども、現在、老夫婦の生活費として必要なものが、一般的には大体二十四万円ぐらひが必要だと言われているようございまして、他方、公的年金ということと支給される金額というのが十八、九万というところのようございまして、ちょうどそれを埋めるぐらひの金額にはたまたまっておるんじゃないかというのがこじつけのゆえんでございまして、これはもちろん私どもの立場からだけ見ますと、七十二万円はもっと高くていい、高くありたいというふうな考えておりますけれども、どうも残念ながら私どもだけでは決めていくというところは、事実上なかなかできないというところを率直に申し上げてございまして、これからも世の中の推移などを見ながら、増額については努力をしてみたいと考えております。

○及川一夫君 最後になりますが、今のことはよくわかりましたが、いろいろ地域で接触して見ますと、やつぱり余裕があるといいますが、今はやりの豊かな生活という言葉で言いますと、夫婦二人三十万は欲しいな、そのぐらひあったらなというのが率直な僕は実態だと思ひます。それに対して局長も言われたように、国の年金そのものが、あるいはいろいろな年金制度を見ますと、どこにしてみても十八万、十九万というところにとどまっておる。だからここの簡易保険のやつ、郵便年金を上げりゃいいというのじゃないけれども、しかし三十万というものを考えたときに、それにするには自助努力としてこうしたい、それに十萬ぐらひのものがあれば、それに応じられるようなものをやつぱり期待すると思ふんです。

私はなぞ郵便年金について言ふかというのと、とにかく国の事業ですから、そういう意味では営利を目的にした事業ではないはずですよ。少なくともそういう利益を上げるという点については、かなり控え目に考えるという事業体ですから、そういう意味ではコストが安くなるはずだ、掛金が安くなるはずだ。比較をすれば給付の方がいいぞという、そういうものを我々は期待するから十萬

ぐらひのような話が出てくるんでありまして、その点をひとつしっかり押さえていただいて、これからの充実強化に努めていただきたいということをお願いして終わります。

○大森昭君 今、及川先生が言われたように、法案は賛成ですから、法案の中身はよく、今簡易保険が非常に、年金もやちよとまだ募集が少しくれていますが、まあしかし、事業としては好調といつても、簡易保険が持つ欠点は、保険局長がわかつていられると思うんですよ。例えば市場の占有率も下がっているし、青少年の加入も民保と比べれば下がっているし、いろいろ将来を見詰めていくと簡易保険の欠陥もあるわけね。そういうことを総体的に検討して、しからば今後どうあるべきかということをおなはは検討していただきます。

○政府委員(白井太君) まさに私どもの問題点というものは、ただいま大森先生が御指摘になったようなことに端的にあらわれておるわけとございませうけれども、しかし、他方私どもの受け持っております保険とか年金の仕事というのは、先ほど来お話が出ておりますように、長寿社会に備えるという意味では非常に国民の皆様にお役に立ち得る仕事をさせていたおるといふふうに思つておりました、それが本当に国民の期待に沿うとやうことが出来るためには、できるだけ国民の皆様方のお気持ちというのを的確に吸い取りまして、国民の要望にマッチしたようなサービスが提供できるといふことでなければいけないと考えております。

そこで、私どもとしてはことしの二月でございませうけれども、これも、まあ大学の先生方でございますが、いろいろな分野の先生方、財政学御専門の先生方もいらつしやれば金融論の御専門あるいは保険論、場合によると社会福祉論というふうな、さまざまな分野を御専門としておられる先生方にお集まりをいただきまして、調査研究会というのをつくりまして、そこでこれから私どもの保険事業、年金事業のあり方について研究を始めて

いただいたところでございます。

○大森昭君 それはわかつているんだけれどもさ、研究会でいろいろね。これは午前中の質問にもあったけれども、勉強会だとか研究会だとかいろいろのが出てくるんだよ、それはわかつているんだけれどもね。ただ問題は、今のこの法案のように一つ一つ出したってしようがないんだよね。そんな世の中じゃないんだよ、今は。

そうすると、簡保事業団をなぜつくったかという問題から始まって、いわゆる福祉システムをどうするか、もつと問題がかいんだよね。だから、いろんな研究会で意見が出るのはいいけれども、もう問題は決断なんだよね。そうすると、国営だからいろんな障害が出てくる、局長が言うように。そうなると、ある部分で簡保事業団にそういう役割を持たすという形でいいのかわからないとすれば、じゃもう一つそういう法人をつくってやってみるか、そういうことを総体的に考えない、今及川さんの質問のように、何か新しい保険をつくるというても、いや、大蔵省がそれは民保に対する圧迫だからだめだとか、いろいろなことがいっぱい出てくるんですよ。

ですから、研究会でいろいろの答申が出て、その枠の中だけで考えるんじゃないで、だから簡保事業団をつくった人というのは、だれだったかな、どなたががつくったんだけれども、先見の明があったと思うんだよね。簡易保険局ではできない分野を簡保事業団でもってやらせようじゃないかという発想だったんでしょ、当時。だから、そういうふうな総体的にやらなきゃいけないんじゃないかと思うんです。これはまあ答弁は求めません。

仮に、今簡保事業団でも医療機関を持っていますが、何かこれも統廃合するのかわかりませんが、きょう簡保事業団は来いていないでしよ、来いと言わないからね、僕が。だけれども、こういう法案の審議のときは参考人じゃなくてもいいからやっぱり簡保事業団の人が来て、それで

聞いていないと、保険局の人たちが大蔵省と予算折衝したりなんかいろいろするけれども、簡保事業団が何をやりたい、かくありたいというやつは意見聞いているの、局長は。

○政府委員(白井太君) 先生からごらんになると不十分だというおしかりをいただくかもしれないが、私も私にもなりには事業団との意思疎通というのは図るよう努めておるつもりでございます。余り意思のそごはないものと思っておりますが、どうもこれは私どものひいき目かもしれませ

○大森昭君 意地の悪い質問ばかりで悪いけれども、消費税の問題で、福祉社会、高齢化社会を指しているという竹下総理のあれがあるけれども、例えば高齢化社会を迎えるということになればこの保険年金というのは重要でしょう。そうすると、今所得控除の限度額があまりすね。所得控除の限度額をぐっと上げれば保険に入りやすいという環境があるでしょう。こういうのはどうなっているの。

○政府委員(白井太君) 所得控除の問題につきましては私も非常に大きな問題だと考えておりまして、今先生おっしゃいましたように、控除をするという事になればそれだけ保険あるいは年金に入る方の負担がその分は軽減されるという事でございまして、実際はそれ以上、にそういう軽減措置が講じられるという事が、じゃ保険に入ってみようかなとか年金に加入してみようかなとかというような気持ちを誘発するといふような効果が大きいし、自助努力を支援するといふ一つの政策としての意味合いが私ども大変大きいと思っております。

そういう意味で、かねてから保険料の所得控除の問題につきましてはその時期、時期で控除額の拡大をすべきだということを郵政省としては申し

上げておるわけでありまして、これもどうも私どもの力不足というようにございまして、むしろ控除どころか縮小するところをやつと食いとめるという方向の機会には多少でも控除額の枠を拡充する方向での努力をしていかなきゃならぬというふうに考えております。

○大森昭君 だから評判が悪いんだよ。言っていることとやっていることがみんな違うからね、消費税そのものはもちろん評判悪いんだけど、だから、こういうやつというのはこれは保険局長じゃなければね。これはもう大臣のやる仕事だから、消費税で何を文句言っているんですかと、だから保険に入った人の今度控除額の引き上げを言つたじゃないですかというぐらゐに郵政大臣が言えるようにしなきゃだめなんだよ。

それから、僕は午前中にも言つたけれども、三事業ともみんな順調で、局長さんは一生懸命やっているけれども、例えばこういうのを調べたことはいないでしよ。保険局長が自分の配下に持つ、いいですか、郵便局だったら保険課長ですよ、保険課長というのは人事は各郵政局の人事部長がやるの。そうすると保険局長は関係ないわけだ。そうすると今管理を見てみない、東北の管理者、東北だけ見るとまた悪いからあれだけれども、保険課長がとにかく全然地域のわからないところから来ているんだよ。いいですか。やっぱり保険というのはいかに営業でしよ。営業を思わなかったら保険事業が成り立たないでしよ。そうすると課長が青森から福島へ来ているんだ、これ。まだ日本という国は、青森の人と福島の人と余りすぐ言葉がわからないんだよ、しばらく聞いていないと。いやいやいか悪いかと言っているんじゃないんだよ、東北の人がいるけれども、そうすると人事部長の方は人事としてやっているけれども、保険局の方はそれはお任せなんだよ。

それから、さっきから議論しているんだけれども、三事業一体でどうかこうとか言うけれども、貯金局長は貯金のことを一生懸命やって、保険局長は保険のことをやっているから、私はもう少し、特に僕が保険を言うのは、貯金は簡単なんだよ、割合。金を持つていないやつは貯金しないんだから、絶対に。これはないやつが貯金するわけないからね。保険というのは金はないんだよ。でも長期にずっと掛けても、これはだからおれは無から有を生ずるのが保険事業だ、こう言っているんだよ。そうなると、よほどやっぱ課長といふのか課長代理といふのか、それでも地域に親しみのあった人で、あの方が言うんじゃないで、さっきも質問が出ておりましたけれども、一つ一つ保険の商品の価値を検討したら民間だっていいのあるんだよ、正直言うと。だけれど、郵便局の人が来たんだからというのが大体簡易保険の成長している基礎にあるのよ。

だから、私が言うように少し営業が主なら新しい商品をつくるのと、それから福祉システムをどうするとかというのでもちろん大事だけれども、同時にまた職場の状況の中でそういう管理者を含めていかにあるべきかというのをやっぱり提言しないと、二年交代で課長さんは交代して何もわからないんだから、わかるわけないでしよ。だから保険なんていうのは大体あそこの娘さんが結婚した、あるいは子供が産まれそうだし、じゃ行ってみて保険とるか、大体そういうものですよ。そうすると、人事の構成というのは物すごく保険の事業に関係するわけよ。だから、私が午前中に言ったように、非常に優秀な局長さんばかりそろっているけれども、総体的な問題について議論をしていないんだよ、僕に言わせると。それと同じように、これまた私が次に質問するのは、労使関係というのは余りあなたには、それは人事部長がやることだというふうに考えるかも知れないけれども、順調に事業が伸びているの

は、及川先生が指摘するように、従業員が一生懸命働いて成績を上げているわけだけれども、それは保険局長としてはどう考えるか。

○政府委員(白井太君) 私、たまたま保険の仕事をする前には人事部の方の仕事もさせていたたいとおりましたので、またきれいなことを言うとおしかりを受けようでございますけれども、確かに労使関係の問題につきましては、私も過去においては、いろいろ労働関係で俗に不幸な時代と言われているような時代があったことも事実でございますけれども、私どもなりの理解では、今日では非常にそうした問題については、両者の信頼関係というのは十分あると見ております。

また、郵便局の責任者などの人事配置の問題につきましても、これもきれいなこととおしかりを受けようでございますけれども、確かに私もがタッチをするというところはございませんけれども、それぞれ郵政局にはやはり保険部というのがございます。また、保険部とまた担当の人事部との間でのいろいろな御相談しながら、まさに適材適所の人事というところに努力をしておるはずだというふうに思っております。確かにそういう配置の具体的な内容につきましては、営業というところも十分頭に入れた上でそういうことをしなきゃならぬというところは当然でございますけれども、できるだけ適材を適所に配置するというその基本原則を絶えず忘れないようにやっていかなければならぬというふうに考えておるところでございます。

○大森昭吉 全体がおくれているようですからこれでおしまいにしますが、いずれにしてもいろいろな問題が介在しているわけですから、どうかひとつ新しい視点でまた保険事業を進めさせることをお願いして、質問を終わります。

○鶴岡洋君 それでは、最初に大臣にお伺いしたいんですけれども、簡易生命保険と郵便年金のこれからの役割についてでございますけれども、御存じのように日本の現況は高齢化社会が進んでおるわけですね。現在六十五歳以上の人は全人口の二〇％、二〇一〇年には六十五歳以上が二〇％

と、こういうふうな推定されるわけですね。

そういうことで高齢化社会が進んでいるわけでございますけれども、今いろいろ私もお話を聞かしていただきましたけれども、議論になったのは、今そしてこれから将来の問題として保険がそれとも年金なのかというお話もございましたし、私が思うには、今度の改正の中でのいろいろ調べていくと、民間と競争をするつもりなのか、それともこの改正は郵政省がいわゆる本来持っている豊かな国民生活に奉仕する、そういう方に重点を置いていくのか、その辺もちょっとわからなくなってきたらいますので、それを含めて郵政大臣、この簡易生命保険とそれから郵便年金の役割についてどう考えておられるのか、お願いいたします。

○国務大臣(村岡兼造君) ただいま鶴岡先生から簡易保険、郵便年金の果たす役割について大臣の考え方というところでございますが、我が国ではおっしゃられるとおり特に高齢化の進展が著しく、豊かで不安のない老後を送るためには国民個々人の自助努力がますます必要になってきたと思っております。

簡易保険・郵便年金事業は、非営利の国営事業として全国至るところに配置されている二万余の郵便局を通じて、年金のサービスを提供しております。国民の老後に備えての自助努力を支援するという重大な役割を担っていると思っております。そのため我々としては、国民の真の要望にマッチしたサービスの提供に努めるとともに、経営の一層の効率化や資金の効率運用にも一層配慮し、国民の期待を裏切らないように努めたいと思っております。ところでございますが、先ほど及川先生、大森先生からいろいろ御指摘がございまして、保険料の所得控除の一層の拡充というお話もございました。

局長から聞きますと、いろいろな制約があったように思われますが、いろいろ難しいことがあろうにいたしまして、そういうことを受けて頑張つてまいりたいし、また、年金の七十二万、実際は

郵政省の方はもう少し高く考えた。これもいろいろな、まあ十九万と六万足して二十五万というふうなことも局長言いましたけれども、一方、国民年金の方はまだまだ低いのでございまして、そういうことで、私も今なつたばかりで、これ必ずやりますとかなんかではないのでございまして、先生方の意図を受けまして一生懸命頑張つてまいりたいと思っております。

それからまた、民間とのどうかと、こういうことでございまして、これは先ほどからたびたび言っておりますとおり全国あまねくところに郵便局もありまして、競合なんというところではなくて、切磋琢磨して、山間地域、私もまたいたない過疎地域についてもそういうことがいけると、こういうことで民間と切磋琢磨してひとつ国民のニーズ、利用にこたえていきたい、こう考えておりますので、今後ともいろいろ御指導、御意見を賜りたい、こう思っておりますのでございまして。

○鶴岡洋君 これは、私が今言った民間が先かそれとも国民に奉仕する郵政省の基本方針が先なのか、その辺とは矛盾するかもしれないけれども、この定期保険と似た民間生命保険の商品である生存給付金つき定期保険ですか、と比べると、民間の生命保険の方がいよる比率、その保険金額が簡保より非常に多いわけですね。民間生保の方は最高三億、簡保の方は一千三百万、そういうことでございまして、この点についてはどんなふうにして評価というのか考えておられますか。

○政府委員(白井太君) 商品の内容につきまして、現在私も承知しておる限りでは、民間でも類似の商品というのがいろいろ販売されておるようでございますが、商品の中身と売るのは会社によつて多少それぞれに違うようでございます。

ただ、一番の大きな違いは、まさに今先生おっしゃいましたように、最高制限額というものが、私どもは国営事業であるということから現在ございまして、一定の条件のもとにぎりぎりいって三百万というものが最高制限額になっておる。他方、民間の方はこういう保険についても三億円までいいというふうな違いがあるというの、大変大きな違いでございますけれども、具体的な保険料と給付の内容というところになりますと、私どもも何とかどこどこいってこの商品ということで国民の皆さんにサービスの提供ができるのではないかとこのように思っております。

○鶴岡洋君 これも先ほど出た問題で、すけれども、平成元年三月末現在の定期保険の保有契約数は約五万三千件、その占める比率は、簡易生命保険全体のいよる保有契約数、これは六千三百万件、その〇・一％ということになるわけですね、〇・一％ということと定期保険が時代に合っていない、こういうことなのかどうか、その辺がちょっとわからないんです。

それと、今回生存保険金を支払ういよる定期保険を創設することになるわけですが、この保険のいよる販売目標といたしまして、これはどんなふうに見込んでおられるのか。

○政府委員(白井太君) 現在の定期保険の占率は確かに〇・一％弱ということでございますが、これは多少欲目で申し上げますと、その保険の種類が悪いというか保険の内容が劣るというところよりも、やはり万が一の危険というもののついでに考え方と申しますか、万が一などというところは起こることはないだろうというふうな感じというものが割合的に今の青年層にはあるのではないかとこのように思っております。

そこで、先ほどちょっと申し上げたことでございまして、幸いにして不幸に遭わなかった方には、余り十分な額ではございませんが、いわばボーナスのような形で生存保険金を何年かに一回はお払いするというようなこともいたしますと、そうしたボーナスを利用したレジャー資金に充てるとかいうようなこともできるわけで、若い方になるのにはないかというふうな期待を持っております。それで、ではこの保険を仮に発売したときにどの程度の販売が見込めるのかというお話でござ

いますけれども、これも余りしつかりした実は計算の方式があるわけではございませんが、私どもの今までの経験で、このように生存保険金を支払うというような保険の種類を設けたときの販売状況でありますとか、あるいは民間の同じような種類の保険の売れ行きがよいというようなものを総合的に見てみますと、多少私どもの欲目もあるかもしれませんが、全体の契約の五割ぐらいいは入っていただけないかというふうな見込みを立てておるところでございます。

○鶴岡洋君 もう一つ、これも先ほど出ましたけれども、この話をしつと統合が合併か、分け方の話になってくるんですが、いわゆる倍額支払いの件ですけれども、今度の改正で、保険契約をしてこの期間の要件に該当しない倍額支払いがでなかった件数はどのくらいかということですが、これ数字を見ますと、倍額支払いの要件を加え二年以上の死亡から一年六カ月以内の死亡に短縮した場合の倍額支払いの推計増加件数は、年間約三百から四百件、こうなるわけですね。それから二つ目は、復活後の倍額支払いについては、年間数件です。数件というのは五、六件ですね。それから三番目は、倍額支払いの要件のうち、被害の日から三カ月以内の死亡は百日以内とすると、これが約三十件、こうなるわけですね。

それで、私思うんですけれども、これは統合が合併かなんという話になっちゃうんですけれども、いわゆる今申しましたように定期保険の保有件数は五万三千件、簡保の保有件数は六千三百万件、これから見ると、この今言った私の数字はこれほどの数字じゃないわけですから、ごく小さい数字、これでもなおかつここでこういう改正をするというのは、何か理由があるんですか。

○政府委員(白井太君) 別に他意はございませんが、先ほど来申し上げたことの繰返しにちょっとなるかもしれませんが、やはり私どもの受け持つております保険とか年金というのはそれぞれの期待する役割というのがあるわけでございます。

けれども、少なくともかつては、三十年代四十年代のころというのは、正直申し上げて小さな負担で大きな保障という保険に対するイメージが非常に強かったというふうなふうに思っております。万が一のことがあったときに、残された者の生活に多少でも助けになるようにということについての期待が保険には非常に多く寄せられておったかと思うわけでございます。この定期保険というものはむしろそういう期待にこたえる種類の保険でございます。

それがだんだんと時がたつにつれて、それぞの方々のお考えとか好みとかというのでも変わってきた結果が、確かに現在の占率が若干落ちてきているということになってはおると思うのでありますけれども、しかし、クルルに考えてみますと、やはりその方が一に備える、少しの保険料なり掛金でいざというときには多少なりとも心配を埋めてくれるというふうなことに、現在の我々は大変平和だから余りそういう心配をするのが少なくなっているのかもしれないけれども、しかしそれにしても万が一の危険というのは私なんかにももちろんあるわけでございます。そうしたものに備えるという保険の役割というのはやはり無視できないものがあるというふうなことを考えております。

それで、過去におきましても、いろいろな保険につきまして今回と同じように途中でボーンナスのようなものを支払うという種類の保険を新たにつくったことが何回かございますけれども、そういうものをつくりますと大変よく販売できるものから、今回の場合もそうした新しい生存保険金をつくることによってこの保険が大きく見直されるのではないかと、これを期待して今回の提案になったというところでございます。

○鶴岡洋君 あなたに失礼ですが、言葉は悪いかもしれませんが、一歩でも前進しよう、それからやらないうちの方がいいだろう、こういうことで努力しているということをお認めいたしませんか。

ます。

それから年金の方ですけれども、逆選択の件でございまして、疾病傷害特約を付加することによっていわゆる病弱者というんですか、逆選択の危険性があるのではないかと。その防止のために面接をする、こういうこととございますけれども、これは大変私心配なんですけれども、頭のいい人がたくさんいますからね。ですから、その辺がどういうふうな具体的にやられるのか、防止できるのか、確信があるのか、その辺はどうですか。

○政府委員(白井太君) 保険、特にこうした特約については、先生おっしゃいましたように逆選択の問題が付きまとうというのは御指摘のとおりでございます。

現在、この特約につきましては簡易保険でこの特約の制度というのを実施しておるわけですが、簡易保険の特約の場合も実は逆選択の問題がゼロだというわけではございません。中には犯罪という形で大げさに言う保険金を詐欺をするというふうなケースも間々あるわけでございます。この逆選択の可能性がゼロだということとしまして、これは簡易保険のケースの場合でも、それはそれとしても事業としては円滑に運営できているというふうなこともございまして、年金にも特約の制度をぜひ設けたいということになったわけでございます。

それで、話は多少飛躍するかもしれませんが、逆選択の防止というか、年金の場合における特約の考え方でございまして、これは今度の年金の条文に書いてございまして、特約に入つた以降にかかった病気とかあるいは受けた傷害を原因として例えば入院をしたとか手術をしたというときに特約の給付金が払われるということになっております。これが実は大原則になっておるわけでございます。そして、いわばそれを補完するといふか、あるいはもうひとつのことについて十全を期するといふような意味合いで面接を義務化するとするといふような規定を今度の法案の中に織り込ませていただいたということでございます。

○鶴岡洋君 それでは最後に、簡保の資金の運用の件ですけれども、昭和六十二年二月以来、先進国中、日本は公定歩合は最低の年一・五%、これですと据え置かれてきていたわけですから、最近特にそうですけれども、激しい円安、きょうは上がった下がりたりの大分激しい状況ですけれども、それに加えて物価上昇、この弊害によって五月三十日、日銀は〇・七五%公定歩合の引き上げをやりましたね。こういう最近の金融情勢から見ると、簡保資金の運用は非常に厳しくなっているんじゃないかと思うんですけれども、この状況は今いかげんものかでございますか。

○政府委員(白井太君) 実は、保険、年金の事業にとりましては、お客様からお預かりした資金をできるだけ有利に運用するというのは事業にとって一番重要な課題であるわけでございますけれども、御指摘のように、低金利の時代に入りまして私どもの資金の運用利回りも実は年々下がってきておるといふのはもう御指摘のとおりでございます。それで、これはまあ私どもだけが悪いということではない、世間全体の金利水準が非常に低いということにももちろん起因するわけではありますけれども、しかし、私どもとしては何とかしてこの下げを少しでも抑制をする、あるいは少しでも有利な運用の方途を講ずるということが求められておるわけでございます。

この点につきましては、例えば最近の例で申し上げますと、財政投融資計画に協力するという形で低利な運用に回す資金の比率を減らしますとか、あるいは有利な運用を図るということのためにやっております簡易保険事業団への貸し付けの額を大幅にふやしますとかいうような努力をいろいろいたしまして、運用利回りの低下にブレーキをかける努力をいたしておるところでございます。昨今は、むしろ逆に金利が少し上向きかげんになったという状況ではございますけれども、運用利回りの向上のための努力というのは、これから先非常に大変になるというふうなふうに思っておりますのでございます。

○鶴岡洋君 終わります。

○山中柳子君 私どもは、今審議されております二つの法案については賛成の態度をとっておりま
すけれども、具体的に初めにひとつこの法案に關
して予測されるトラブルについてちょっと考え方
をお伺いしたいんです。

簡保の契約の場合は、郵便局員による面接義務、そして被保険者に告知義務が課せられていて、保険金支払いに際してこの義務が実行されたかどうかについてトラブルの原因になっている。これは一貫して問題になって、今もそういう問題についての御質疑があったわけです。局長も、犯罪などもあるということで触られましたけれども、また片方ではそういうことを期待、そういう

ことというのはつまり保険の給付を期待して保険に入っているのに何だかそれが、あのときにちゃんと言わなかったじゃないか、言ったじゃないかということとでトラブルが起きて、そして加入者の期待が実現できない、こういうトラブルがやっぱり一つの簡保の問題としてずっとあるわけですね。それはまあケース・バイ・ケースでいろんな

ことがあるんだけれども、基本的にはそういう二つの面接義務あるいは告知義務というのは今までの年金そのものにはないわけですね。入りたいと言えは、はいどうぞということになるわけでしょう。今度の場合には、面接義務だけがあると、お話を伺ったらそういうことのようにございましたけれども、その辺はどういうことなのか。

それでは、その面接というのはそれじゃ何をやるのか。郵便局員の方が面接をするという義務だけはある、告知義務の方はない、いろいろ御説明も事前に伺った段階で、そのように私は理解したんですが、そうした場合には、面接して何を見るのかというか何を判断するのか、そこをところをちょっと教えてください。

○政府委員(白井太君) 法律案の内容はただいま先生がおっしゃられたとおりでございます、特

約の申し込みをしたときには告知義務はございませんが、保険で言えば被保険者、要するに給付金

が支払われる対象になる方を郵便局の職員に面接させなければならぬという書き方になっておりまして、面接義務だけが法律案の中に盛り込まれております。

そこで、面接のときに何をやるのかということでありますけれども、これは当然のことでございますけれども、面接するのが郵便局の職員でございますので、お医者さんというような専門家ではもちろんございませんから、率直に申し上げまして、面接するときに拝見するのは、俗に申し上げますと、顔色でありますとかあるいは大変体の調子が悪そうなのかどうかという程度のことか面接の結果、情報として得られるということでございます。

○山中都子君　そうすると、何か顔色が悪いって、健康でも顔色悪い人はいるのよね。私考えるのは、本当にそういうことなのよ。そうしたら、この人はどうも顔色が悪い、見たところ何となく体のぐあいも悪そうだ、したがってこの特約は受けない、拒否する、こういうことが出てくるわけですか。

○政府委員（白井太君） 理屈からするとあり得るような書き方になっておりますが、先ほど申し上げましたように、面接をする郵便局の職員がそんなに専門的な知識を持ち合わせているわけではございませんので、実際に面接の結果だけを理由にして契約のお申し込みをお断りするというようなことはないと思っております。

ただ、現実問題として見ますと、大変お体の御様子が悪いというふうに見られるお客様に對しましては、これは実は私どもの今度の法案の申身になるわけでございますけれども、給付を受けるのは、先ほどもちょっと申し上げたわけですけれども、例えば傷害の場合ですと、「給付責任期間中に不慮の事故等により傷害を受けたとき」とい

う書き方になっておりますし、例えば御病氣などの場合ですと、「給付責任期間中に疾病にかかったとき」というような書き方になっております、特約に加入する前にかかっておった御病氣が

もとで入院をされたとか、あるいは入院した上で手術もされたとかというときには、給付金はお払いしないということになっておるわけでございます。そこで、おかげんが非常に悪いというような感じがある場合には、特に今度の特約の制度というのがそういう制度であるということを、よくこれをお客さんにお話しなさいかぬわけですよ。

例えば、胃が悪いということが御病氣としてあった方が特約に入られますと、その胃の手術のために入院したというようなときには給付金はお払いできないわけです。もちろん別の病氣のとき、別の病氣が原因で手術を受けられるというようなことは、給付金はもちろん払われるわけのことの場合は、

すけれども、加入前にかかっておった胃の病気を原因とした入院なんかについてはそうした給付金はお払いできないという仕組みになっておるものですから、おかげんが非常に悪いという方には、そういう事情をよくお話しして、今お入りいただいても今の御病気を原因とした入院とか手術なんかにについては給付金は出ませんよというようなこと

とをよくお話をするというきつかけには十分なり得ると思つておるわけです。そういたしますと、実際の加入の申し込みというような状態に至らない段階で、それじゃもう自分はそれを申し込むのをやめようというようなことは十分あり得るのではないかと思います。

規定で逆選択を防ぐとか、トラブルを防ぐという
ような効果というの、事実上はほとんど期待が
できないかもしれないけれども、しかし全く無
意味な規定だとも思っていないわけございまし
て、むしろ私どもとしては、そういう規定を根拠
に、ただいま申し上げましたように、特約制度の
中身をよくお客様に御説明するという材料に使っ

でもらいたいというふうに思っておるわけでございます。

○山中郁子君 告知義務がないということは、やっぱり簡保の場合のと違うということ、年金とい

うものの性格の違いをここで示されているんだと思うんですね。ですから、基本的にそういうものを契約希望者に事前によくわかってもらって、その趣旨を話して、それで後でトラブルが起きないようにするということでいくことはわかりました。

しかし、私が、やはり簡保でそういうトラブルがあるから余計、告知義務がなくて、そして今おっしゃったようなことだけではなかなかいかないだろうと考えられるのは、例えば高血圧症というようなことで、慢性的な高血圧みたなことで医者にかかっている人とか、成人病関係の慢性病に近いような人で医者にかかっている人ってたくさんいるのよね。

いろんなデータがよく出ますけれども、一定年齢までいくと、例えば何歳以上だともう三人に一人は何らかの持病を持って医者にかかっている。例えば高血圧ということでもって医者にかかっているとしませうね。その人が入ったと。入って、だけど高血圧だからといって別に寝込んでいるわけでもないし、休んでいるわけでもないし、普通の

生活もしているし、お勤めもしている、医者には通っている。そういうような状況の方が、ある日脳卒中で倒れるとか、脳梗塞を起こすとか、そういうふうになった場合には、それはちよつと例えばの話で私は理解を深めたいと思つて伺うんですけれども、どういうふうになるんですか。

お話に関連いたしましたすけれども、要するに、告知義務を課さないというのは、実は特約の制度の性格によるものだというふうに御理解をいただいたいわけでありまして、特約の制度というのは、疾病傷害ですといろんな病気がありますので、そのうちのどれにかかっておられた方の場合は、その病気がもとで入院をしたというときに給付金が払われないというだけでありまして、ほかの御病気で入院をされたとか手術をされた方にはすべてこれは払われるわけですから、保険なんかの場合は、どういう御病気でよろしくなつたと

きにはお払いするとかというようなことがありまして、その違いがあるために告知義務を今度は課していないというところでございます。

そこで、今度は具体的な認定の問題なんですけれども、現在でも、実は私どもの保険の場合の特約をめぐりまして、確かにお客様との間で払う払わないというような問題が皆無ではないというところは先ほども申し上げたとおりでございます。それが結果的には、実は私どものところにあります保険年金審査会というのに申し立て事件として上がってくるわけでございます。

その申し立て事件の審査の中身を見たりしての経験でございますけれども、結果的にはこれは御専門のお医者さんの御判断にすべてお任せする。

したがって、ただいま先生御指摘のような一つの病気があったときに、その病気のつながりでこういう症状が出たのかどうかというのは、これは私ども素人では判断はできません。すべてお医者様の御判断によって判定をするということをしておりまして、そうしたやり方で苦情の案件というのは審査会ではすべて処理をされてきておりますので、そうした処理も念頭に置いていけば、まあまあ適正な運用というのにはできるのではないかとこのように考えております。

○山中都子君 時間がありませんからこれ以上ちょっと詰められないんですが、私はやはりちょっとそこは不安が残る。不安というか、大いに不安が残るんですね。というのは、高血圧症の人が、告知義務は別にないわけだし、顔を見たら別段、郵便局の人が来たって別段病気になるふうには思わなくて、どうぞというところになるわけでしょう。契約を結ぶでしょう。そして、血圧が高いということが一つの原因でもって倒れるというところはやっぱりありますよね、今。それとか、胃の場合だってそうでしょう。慢性胃炎みたいな状況だったのが、それで医者にかかっていることはありますから、それが原因で、今度はそれがひどくなって胃潰瘍になって手術をする、あるいは胃がんになる。そういうときに、一体それはどう

なるのかねというのが私の今の質問なんですけれども、そのことについてはこうなるんではないかと答えて今いただけないと私は判断せざるを得ないんです。そういうことは医者の判断です。医者の判断だけでは解決つかないのよ。

つまり、病名が違うならばいいんだということがはつきりしているのか。あるいは原因が一緒、その遠因だとか間接——まあとにかく高血圧症と脳卒中は病名は違うかもしれない、だけれどもそれは因果関係があるんだと。あなたはたしか因果関係という言葉を使われたからね。どこかで使われたように思うんで、そういうふうになつてくるとやっぱりトラブルが予想されるということなんです。

だから私は、一言このことについて言うならば、こういう新しいサービスというか、ニーズにこたえた商品というか特約をおつくりになるわけだから、それを期待する契約者に対して、希望者に対して、その期待を裏切らないように、郵政省としては誠意を持ってトラブルを起こさないように、あるいはトラブルに対応するようにしていただくことがぜひとも必要だというふうに考えておりますので、そのことを申し上げておきます。

それからもう一つは、この機会に、契約の問題で、いわゆる外勤ですね。これは私前に、六十一年の四月八日の当委員会では質問して問題点も指摘したんですけれども、勤務時間の弾力的運用の問題です。それがこしへきて中勤というふうな形で制度化されたというところがあるようでありまして、私はそういう労働条件の労使間の交渉その他については全部知っているわけではありませぬし、そのことは今ここでそれがどうこうというところではなくて、六十一年のその時点で私が質問した趣旨に基づいて、もう一度そこをこころはやはり郵政省としてはつきり確認して努力もしていただきたいと思うんですけれども、余りやたらに、いわゆる中勤の制度ができたからといって、時間もずらして夜遅い時間帯に、募集だとか、勧誘だとか、集金だとか、そういうものには歩

くということがエスカレートしないようにする必要があるんじゃないかと私は思っているんです。それで、具体的に全国の状況をおたくの方はどういうふう把握されているかということも伺いたいということが一つであります。

それから、私も調査したところによると、例えば一週間に二日ずつ、これは私が具体的に把握したところでは二時間のあれですね、何というんですか、弾力運用というのか。ですから二時間遅く出てきて二時間遅くまで働くというところが、一週間に二日定期的に決められて、そして全員が、外勤がそうだから内勤もそうなるわけ。そして週に八日間というふうなところがかなりあるとか、あるいは場所によりまして、一週間全部中勤みたいな、何かそういうことが行われているというところもあるそうですね。

私はそういうことは六十一年の質問のときに、大蔵省の幾つかの、何回も金融機関に対していろいろな指示が出ているんですね。余りそういう夜遅く出て勤務するのは、募集やあるいは勧誘なんかには歩いちゃいけないよという国としての指示が出ていたわけですから、国の機関である郵政省がやはりそのことを、中勤という制度ができたことを理由に機械的に、必要も余り認められないのにそういうことを多用するというところは慎むべきであると思えますけれども、そのことについてお答えをいただきたい。

○政府委員(白井太君) ただいま先生お話しございましたように、いづれかの当委員会でお話した内容については、私も議事録を拝見させていただきました。多少繰り返しますが、私も中勤という勤務をこの保険の仕事に携わる方にも適用するようにはしたとか、あるいは勤務時間の弾力的な運用というのを適用するようにはしたというのは、これは申し上げるまでもないことでありますけれども、日中留守の御家庭が多いというふうなこともありまして、できるだけお客様サービスという観点からやっておるわけでありまして、先生が御

指摘のような不必要な、あるいは特に必要もないのにそういうことをするとかというようなことはもちろんやるべきではないと思えます。必要に迫られてやるし、また逆に言えば、お客様に嫌われるような訪問の仕方なんているのが逆効果になることはもう当然のことでもありますので、その辺の運用は十分職員の人とのいろいろ意見も聞きながらやっていくというのは、これは当然であろうかと思えます。

実態について幾つか調べてもらったわけですが、確かにその同じ日に全員が中勤で勤務するということのようなことをやっておるところがほとんどというわけでございますが、これはどうも聞いてみると、特定の方だけが繰り上げ繰り下げをするとか中勤をするとかというのはむしろこの実態に合わないもので、中勤に従事するということはできるだけ多くの人が一緒にやろうじゃないかというふうなことでもうなっておりますというところのようでございます。あながち一緒にやっているから必要だということでもないように実は私は見えておるわけでございます。

○山中都子君 先ほど議事録も読んだとおっしゃいましたので確認いたしますけれども、これは勤務時間の弾力化の問題に際してですけれども、今回の延長線の問題です。当時の二木局長ですが、「今回提案しておりますのは、常時そういう形で夜間勤務するという意味じゃございませんで、あくまでも官制勤務が基本でございます。繰り上げ繰り下げというのは特例的なものでございまして」と、こういうふうにおっしゃっているんです。このお立場はもう変わらないと今さっきおっしゃいましたけれども、変わらないとするならば、非常に数が多い、週に八日間もあるとかあるいは一週間ぶつ続けで中勤だとか、私は全員がやっているというところの問題ということじゃなく、そういうことも多少の問題でありますけれども、それは訪れてもらう方の側も、これは関東郵政局の調査ですけれども、夕方の食事の準備が忙し

て、民間の生命保険あるいは私どもの簡易保険等

する場合の予定した利率としては六％という率を想定して保険料などを決めておるわけでございませう。そういたしますと、保険料を決める基礎になっている利率が六％というのは、現在の世間の金利水準から見るといかにも高いではないか、高いために資金がどうも預貯金から生命保険などへ流れるのではないかとというようなお話が出たりしております。その辺が御指摘の新聞報道などがなされる一つの背景としてあるというふうに考えております。

それで、私もいたしましては、確かに運用利回りというのが年々低下をきておるということも事実でありますので、こうした問題について、特に民間の生命保険会社の動向というのに関心を持たざるを得ないということは事実でございますけれども、しかしこれも、先生今おっしゃいましたように、実はそういうふうに予定利率の見直しをするということは今度は保険料を幾らにするかということに実はね返ってくるわけでございます。

その保険料というのは、そうした運用の予定利率ということもありますし、それから事業費などの経費をどのくらい見込むかということも出てまいります。さらには死亡率をどのくらい見るかということも保険料を決める場合の要素としてあるわけでございまして、それらをどういうふうに見るかということも考えないと保険料を見直すかどうかという結論は出ないわけでございまして、私もそれは、特に、世間の状況とかあるいは世の中全体の金利水準が今後どういうふうになっていくかということについては十分注視をしておかなければならないと思っておりますが、新聞記事に報じられておりますようなことを具体的に私も今は考えておるというふうなことではございません。

○橋本孝一郎君 値上げを当分考えていないというところでありますけれども、状況が変わらなざるや当然また出てくると思うんですけれども、私は特にここで、官営である簡保を民保と比較した場合

に、いわゆる同じ商品で受益者の保護を図るという目的以外に簡保の場合にはもう一つ違う側面を持っていると思うんです。民保というのは、結局いろいろな新しい、このごろはいわゆる財テク商品まで出して、そしてたくさんのお金を集めて、しかも土地投資なんかやって利益を上げておるわけですよ。ある程度そういうものに対する、私は、簡保としては牽制するぐらいという役割も幾分かあるんじゃないかと思うんですが、野放しにしちゃいけない。これでもやれるんだ、これでこれだけの保障ができるんだという一つのコントロールとまでは言いませんけれども、そういう側面的な役割は持っている。

そういう意味で、もちろん年々人件費も上がりますし、いろいろな事業費も上がるでしょうけれども、そういう面での一つの大きな役割というものを果たして運営していただきたい。これをやれば必ず民保は便乗してくるに決まっておるわけですから、それはやっぱり必ずそういう点では国民的な反響を食うわけですから、そういう意味での簡保の役割というものをひとつ認識しておいてもらいたいと思います。

次に、これは小さい問題ですが、一つの経営のあり方として、できるだけもちはち屋、あるいはまたスリム化という方向から大事であるなろうかと思うんですが、今年度から簡保、郵便年金の加入者を対象にしたレクリエーション施設の建設を、今までストップしておったんですが再開するそうだと出ておるわけなんです。それから、これは理由を聞けばなるほどというようになるかも知れませんが、やっぱりもちはち屋でいくべきだ、これからの時代に、武士の商法でやったってそれはもう勝てっこない。むしろそういうものはスリム化して経費をできるだけ節約していく方がいいんじゃないかと思うんですが、お考えをお聞かせしたいと思います。○政府委員(白井太君) 私も、簡易保険事業では、簡易保険事業を通じまして、保養センターでありまして、レクリエーションセンター、ある

いは加入者ホームなどの、私も加入者福祉施設と呼んでおまして、そういう施設の設置や運営を行っておるわけでありますけれども、特にこの保養センター、レクリエーションなどの問題につきましては、先生も十分御存じのこととでございますけれども、土光会長の臨時行政調査会が五十八年の最終答申におきまして、宿泊施設を伴うようなものはもう原則として新設はしないという答申が出たわけでございます。

ところが、実は他方では全国各地からこうした保養センターとか加入者ホームをぜひつくってほしい、自分の地域ではこういう開発計画を持っているんだけれども、そこに簡易保険の施設のよくなものが来てくれると呼び水効果が出て非常にその地域の開発、整備に役立つからということをお申し出になられるところが大変多くございまして、それが現在陳情件数ということで申し上げますと約百件ぐらいいあるわけでございます。

私も簡易保険の資金というのは、ある意味では全国各地の郵便局を通じて集まったお金でもございまして、そういうお話を伺いますと、あるいはそういう御要望にもできるだけ沿うということも考えなきゃいかぬのかなという気持ちにもなるわけであります。他面、先生おっしゃいますように、そういうふうにするということが事業財政を圧迫するようになってしまったんではこれは困るわけでございまして、これが臨調答申の趣旨であろうというふうに思っております。

そこで、平成元年度予算でリゾート施設について、一カ所分の土地代を予算に計上させていただいたわけですが、実は計上する過程におきましては、臨調答申が出ているという趣旨を十分踏まえて、臨調の答申の精神に反しないような形で設置、運営をするというふうなことで予算化したところでございます。それからその具体的な設置の仕方とか運営の仕方というのを考えていかなきゃならぬというふうに考えておるところでございます。

○橋本孝一郎君 終わります。

○委員長(糸久八重子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、添田増太郎君が委員を辞任され、その補欠として二木秀夫君が選任されました。

○平野清君 皆さんからもうきんさん生涯計画とか自助努力とかお話がございました。保険の必要性は若い人も十分認識していると思うんですけれども、収入と実際に掛けようと思う自助努力の範囲がアンバランスなわけですね。ちょっと考えるんですけれども、保険料の負担能力とそれから保障の必要性を考慮した場合、若いときには保険を掛け、それで高齢者になったときには年金を保障する、簡易保険と郵便年金を統合したような新製品があれば若い人も入りやすいんじゃないかと思うんですけれども、郵便局としてはそういうような新しい商品をおつくりになる考えはないんでしょうか。

○政府委員(白井太君) もちろん現在でもお年が若いうちに入っていただきたいと、保険料を払う期間が長くなりますので一カ月当たりの保険料というのは安くなるというのは当然のこととございまして、年齢がかなり上に行ってから入られるということになる大変大きな負担になるということとでございます。ただそれ以上に、むしろ若いうちはなかなか収入も十分でないというふうなことがあるので、ある意味からすると、その収入に見合ったような保険料というふうな種類を考えられないかというのが先生のお話の御趣旨のようにお聞きしたわけでございまして、確かにこれは大変重要なヒントではないかと思っております。

もちろん、実際にこれを商品化するというところになりますと、いろいろ技術的な問題が伴うことは当然でありますけれども、先ほどもちょっと申し

上げましたけれども、私どものお願いでおります調査会の先生方のお話の中でもそういうようなヒントも与えていただいておりますので、今すぐというわけにはなかなかいかぬかと思ひますけれども、負担能力に應じたような商品の開発ということも研究課題としては取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○平野清君 若い人になるべく大勢入れて、総合的に金額も大きくして運用をうまくする方がよいと思うんですけれども、今、マンシヨンなんか、若くて収入が少ないところは支払いを少なくして、だんだん収入に伴って家賃の支払い額を上げていく、何といひますか、逓増方式といひますか、そういう方法をとっているマンシヨンなんかもあるようなんですけれども、保険なんかそういうふう

に考えてみたら若い人は入りやすいんじゃないかと思ひますが、月給をせつかくもらつても恐らく収入の半分ぐらいは所得税と公的負担というのでなくなつてしまふんですね。そこからまた自助努力をしるゝたつてなかなか無理だと思ひますが、そういう意味では逓増方式というのはどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(白井太君) 確かにマンシヨンなどの購入費の返済というものが、先生がおっしゃつたような形で返済をなさっている方も現におられるようでありまして、そういう意味ではこれは研究してみたいところがあるというところは大臣もおっしゃつておられたわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、調査会の先生方などもそういうようなヒントも与えてくださつておりますので、勉強をさせていただきたいというふうに思ひます。

○平野清君 加入していった人が満期が来て、郵便局では続けてそのまま継続してほしい、新契約してほしいと思ひても、その人が再加入する率というのはどのくらいになっていひますか。

○政府委員(白井太君) 実はその点につきましては、私はもう一〇〇%引き続いて別の新しい保険に入つてくださるんじゃないかと思ひておりま

したけれども、私どもの局で何年か前に調査した結果では正直に申し上げて約七割だといふ結果が出ておりまして、保険金はお受け取りになつたけれども、新たな保険には、少なくとも郵便局の保険には入られないといふ方がやはり三割くらいは多いとおられるようでございます。

○平野清君 三割の人が入らないといふのは大変もつたないと思ひますね。その満期になつたある固まつた金額を新しい形の利用でできる保険をおつくりになつたらどうなんでしょうか。

○政府委員(白井太君) 実はその辺がこれからの大きな課題であると思ひます。先ほど来申し上げております調査研究会などからもついで先日中間報告をちょうだいしたわけでありま

すけれども、その辺の御指摘をいただいておりますところでありまして、その調査研究会の報告では、生涯を保障するような商品というふうな形で御提言をいただいておりますけれども、お若いときは万が一に備えるというふうな性格を強く持つておつて、それで万が一といふことが幸ひにして起らずにある年齢に來られると、今度は老後の生活を安定する資金といふことでお金が役立つといふような商品をむしろ考えるべきだといふ御提言をいただいております。問題は大変大きな問題だと思ひておりますけれども、これからの私どもの進むべき一つの方向が示されておるといふふうに考えておるところでございます。

○平野清君 私たちは、親が簡易保険を掛けておいてくれて、自分たちがいざもつたらもう一回夕食を食べたならなくなつちやうな保険だつたことを覚えておられるんですけれども、時代が変わるととせつかく掛けた金額も時代のあれに合わないことが多いんですけれども、これからの保険といふのはインフレに強くなければならなかつてくれないと思ひます。そういう意味で、インフレ対策の保険との関連といふのはどういふふうにお考えになっていひますか。

○政府委員(白井太君) 実は、郵便年金の方につきましては昭和五十六年に大幅な模様がえといふ

か装いを新たにいたしますときに、率としては三%という率ですから低いんですけれども、三%ずつ毎年年金の額がふえるという仕組みを取り入れたわけでございます。

保険については、自動的にそういうふうになつていくといふような保険は現在はないと思ひます。ございせんが、結局一番の問題は、お預かりした資金をインフレに強いように運用できるかどうかといふことが実はポイントになるわけございまして、この点につきましては、先ほど申し上げ

ました調査研究会の先生方の御報告の中では実物資産的な面にも一部の資金を投資するといふことをむしろ考えないと、そうしたインフレ対策といふのが講じられないんじゃないか。

つまり、はつきり申し上げますと、株式でありますとか土地でありますとかといふようなものと、他方においては社債とかいふ一定の利回りが決まつていふようなものに投資をするといふものをいろいろ組み合わせて、俗に申し上げますとポートフォリオ管理といふのをそういう形で徹底することによつて、少しでもインフレに耐えられるような資金の運用をするといふことに心がけるべきだ。もちろん、そういう資金の有利な運用ができれば、それは保険金にプラスする剰余金の方でお客様にお返しすることができまして、何がしかはインフレにこたえたような形の給付金になるということになるわけでありまして、この点については相当これから力を入れていく必要があるのではないかと思ひております。

○平野清君 一時、アメリカのがん保険とかいふんな外国の保険が大大大きな広告を出したりして騒がれたんですが、実際にごく最近だと、余り外国の保険のことが話になつてしまつたんですけれども、どのぐらいのシェアを持つていひるか、日本の風土に合わなかつたのか、それとも今後そういう外国の保険会社の進出をある程度大幅に予想しなさいいけないのか、その点おわかりになつたら。

○政府委員(白井太君) 現在、外国の生命保険会

社あるいは外国生命保険会社が一〇〇%出資した、形の上では我が国の法人になつていひますが、生命保険会社といふのは八社あるようございまして、これらのシェアといふのは大体保有契約で四%程度のシェアを占めておるようございまして、これが急激に伸びてくるといふような形にはどうもなつていないようでありまして、しかし商品内容等につきましては、やはりそれなりの特色も持つておるようございまして、それはそれなりにやつていくのではないかなといふような感じはいたしております。

○平野清君 公的年金にはある程度の税金対策、控除対策ができていひますけれども、私的年金、例えば郵便年金みたいなものにはほとんど税金対策がないんです。これを郵政省さんだけに言つたつて大蔵省さんがうんと言わなかつたらだめなんですか、私的年金にも私たちサラリーマン新党なんといふのは、特に減税措置があつてしかるべきだと思ひます。そういうのは息長く、しよつちゅう強く大蔵省に言つていただかなければ実現しないと思ひます。

この私的年金にも減税措置をとつた方がいひと思ひますけれども、郵政省の方はいかがですか。

○政府委員(白井太君) 保険金とか年金の税制の問題につきましては、一つは保険料あるいは掛金として払い込むお金についての税制上の問題がございまして、これは先ほど申し上げましたように、所得控除の問題といふことで先ほどお答えを申し上げたところでございまして、また他方、今度は支払われた保険金とかあるいは年金といふものについて、税制上どういふ扱いをするかといふ問題がやはりあるように思ひます。

確かに私どももいたしましては、全部一気にと

いひわけにはいかないかもしれせんが、例えば高齢者の方が受け取られる満期の保険金について、これはもう税金を払わなかつて済むといふようなことをこれは要求として掲げてやつてきて

おるわけですが、残念ながら実現を見るとところまでは至っておりません。

また年金につきましても、まことにささやかな年金額でありますので、こうしたものについては税金がかからないようにすることが、やはりこれからますます高齢化社会になってまいりますと必要になってくるんじゃないかと思っております。こうした問題につきましても、従来以上に私どもとしては真剣に取り組みたいというふうに思っております。

○平野清君 消費税が単年度で一般会計で消費されてしまつて、どうも長寿社会に備えるという約束が何かあやふやな気がするんですね。だから、今みたいなこういうものに対する減税措置というのは強く要望してもらいたいと思います。

今度の法案、別に反対も何もないんですけれども、先ほどもお話ししたけれども、こういう法案などは、やっぱり政令か何かで変えられるようにしていただいて、それこそ大事なものを討議するということを二年ぐらい前にも申し上げたことがあるんですよ。そうしたら、時間をかけて整理した上で御報告しますと言ったんですが、きょうの局長さんだけに言ったところで意味ないんですけれども、その二年間の間にそういう法律改正なり政令なり準備をされて、そういう整理をされているのかどうか、それともはいと言ったきりなのかどうか、ちょっとお聞きしたいんです。

○政府委員(白井太君) 実は、私自身はそんなに整理できておるわけではございません。ございませぬが、先ほどもちょっと申し上げたことでありますけれども、やはり国営事業という立場がございまして、これは民間の生命保険会社と全く同じというわけにはいかないというところは当然だと思っておりますが、保険とか年金なんかについては、かなり細かなことで弾力的な運用をしなきゃならぬというような事例も多いことも事実でございします。

したがいまして、私どもとしては、国営事業として国会の審議権というのは、それはそれでまた

尊重しながら、そうしたものに反しない限りで弾力的な運用が必要なものについては、省の方にお任せをいただくというのか、あるいは審議会に相談させていただいた上で、約款で決ましているただくというような運用の仕方いろいろやらせていただく必要があると思っております。今回の法律案でも、若干は細かなことについては約款で定める云々というような条文も入れさせていただいておるところでございしますけれども、これもこれからの勉強課題ということにさせていただきますかと思ひます。

○平野清君 何かいつも勉強課題と言つて課題がそのまま残つちゃうんですけれども、それはしょうがないとして、もう時間がありませんので、小さなことなんですけれども、三カ月、六カ月前納しますと割引制度がありますね。それで、ただし共働きが非常に多くなつて、三十一日なら三十一日まで六カ月前納めようと思つても、郵便局の集配の人に会えない場合があるわけですね。そうすると、ぼくことそこでもって特典が切れてしまふんですけれども、その恩典の期間をある程度もう少し緩くしてやつたら前納者もふえるし、前納がふえれば毎月行かなくて人件費も済むし、そう思うんですけれども、どうでしょうか。確かに三月やつて切れちゃつたらその一カ月前だけ普通に払えばまた継続はできますよね、六カ月前納。

○政府委員(白井太君) 六カ月前納の保険料を払うべき日にちが来ちゃつただけでも、ちょっと忘れたとか、御都合が悪くてその日を逃してしまつたというふうなことになるんですよ、実は残念ながらその月の分については前納ということにはならぬものですから、先生のお話のようなやり方ができないわけなんですけれども、ただ六十二年に前納の率の決め方を変えて、かなりきめ細かく、六カ月前納の場合はこれだけ、五カ月前納の場合はこれだけ、四カ月前納の場合はこれだけというふうにならざるから、例えば六カ月前納をしようというところでお見えになつた方が実は

ちよつと幾日かおくれおつたときには、一カ月前は前納の扱いにはなりません、別の残つた五カ月前については前納の扱いで率がはじかれますので、過去のようになつて幾日かおくれただけでまるつき割引率の恩典を受けなかつたというふうなことはないようには改まつておりますので、その辺で御勘弁をいただきたいというのが私どもの本音でございします。

○委員(糸久八重子君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(糸久八重子君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

討論は両案を一括して行います。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。――別に御発言もないようですから、これより直ちに両案の採決に入ります。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(糸久八重子君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、郵便年金法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(糸久八重子君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(糸久八重子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(糸久八重子君) 次に、金融自由化対策資金の運用及び簡易生命保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案の三案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。村岡郵政大臣。

○国務大臣(村岡兼造君) ただいまは簡易生命保険法、郵便年金法を御採決いただきましてまことにありがとうございます。

御説明申し上げます。

最初に、金融自由化対策資金の運用及び簡易生命保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国における金融自由化は急速に進展しており、郵便貯金事業におきましても、金融自由化に適切に対応し、健全な経営を確保する必要があります。

郵便貯金の自主運用資金である金融自由化対策資金は、このような必要性により設置されたものでありますので、資金の一層の有利運用を図り、金融経済情勢の変化に機動的かつ的確に対応し得るよう、運用対象を多様化しなければなりません。

この法律案は、こうした要請にかんがみ、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、金融自由化対策資金から簡易生命保険郵便年金福祉事業団に資金を寄託するとともに、同事業団にこの資金を国債等の有価証券の取得、預貯金または金銭信託の方法により運用させ、これにより生じた利益を郵便貯金特別会計に納付させることとするものであります。

なお、この法律案の施行期日は、公布の日としております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案につ

きまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進等のため、貯金総額の制限額の引き上げ等を行うとともに、金融自由化の的確に対応するため、一部の郵便貯金の利率は、市場金利を勘案して郵政大臣が定めることができるようにすること等を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、郵便貯金の一の預金者の貯金総額の制限額を五百万円から七百万円に引き上げることとしております。

第二に、政令で定める定期郵便貯金については、政令で定めるところにより市場金利を勘案して郵政大臣が定める利率によって、利子をつけることができることとしております。

第三に、政令で定める定期郵便貯金を担保とする貸付金の利率については、政令で定めるところにより、郵政大臣が定めることとしております。

第四に、郵便貯金を担保とする貸付金及びその利子の弁済について、現金だけでなく一定の証券等によっても弁済ができることとしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日からいたしますが、貯金総額の制限額の引き上げに関する規定については、平成二年一月一日からいたします。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

次に、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案につきましてその提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、金融自由化その他の社会経済環境の変化に対応して郵便為替及び郵便振替の利用者に対するサービスの向上等を図るため、郵便為替法及び郵便振替法について所要の改正を行おうとするものであります。

まず、郵便為替法の一部改正の主な内容について

て申し上げます。

第一は、現在、送金金額に応じて六段階に分けて法律に個々に金額が定められております郵便為替の料金体系を三段階に簡素化し、利用者にとつてわかりやすいものとするとともに、料金の法定制を緩和し、具体的料金は、法律に定める金額を超えない範囲内で、郵政大臣が政令で定める審議会に諮問した上、省令で定めることができることとしております。

第二は、為替金に関する受取人の権利について、利用者の利便を図るため、現在の銀行に加えて他の金融機関についても譲渡ができることとしております。

次に、郵便振替法の一部改正について申し上げます。

第一は、現在、送金金額に応じて七または八段階に分けて法律に個々に金額が定められております郵便振替の料金体系を三段階に簡素化し、利用者にとつてわかりやすいものとするとともに、料金の法定制を緩和し、具体的料金は、法律に定める金額を超えない範囲内で、郵政大臣が政令で定める審議会に諮問した上、省令で定めることができることとしております。

第二は、郵便振替の取り扱いに関する郵政省の機関相互間の通知方法を定めた規定について、所要の整備を行うこととしております。

第三は、払出金に関する受取人の権利について、利用者の利便を図るため、現在の銀行に加えて他の金融機関についても譲渡ができることとしております。

なお、この法律の施行期日は、この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日からいたします。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(糸久八重子君) 次に、放送法及び電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。村岡郵政大臣。

○国務大臣(村岡兼造君) 放送法及び電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

人工衛星の無線局により行われる放送の円滑な実施に資するため、受託放送事業者及び委託放送事業者に関する所要の措置を講ずるとともに、受託国内放送をする無線局の免許に関する規定を整備し、あわせて、放送番組の収集、保管等の業務を行う法人に關し所要の措置を定めるほか、日本放送協会の業務の委託等に関する規定を整備しようとするものであります。

次に、法律案の概要を申し上げます。

まず、放送法の一部改正の内容でありますが、その第一は、日本放送協会に関する事項についてであります。

日本放送協会は、一定の業務については、みづから定める基準に従う場合に限り、その業務の一部を委託することができるとしてあります。

また、監事は、その職務を行うため必要があるときは、子会社に対し、営業の報告を求めることができることとし、子会社が遅滞なく報告を行わなければならないときは、報告を求めた事項に關し子会社の業務及び財産の状況を調査することができることとしてあります。

第二は、受託放送事業者に関する事項についてであります。

受託放送事業者は委託放送事業者から、その放送番組について放送の委託の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではいないこととしてあります。また、受託放送役務の提供条件について一定の提供条件を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならないこととするともに、郵政大臣は、その届け出られた提供条件が委託放送業務の運営を阻害していると認めるときは、受託放送事業者に対し、当該

提供条件を変更すべきことを命ずることができることとしてあります。

第三は、委託放送事業者に関する事項についてであります。

委託放送業務を行おうとする者は、一定の基準に適合していることについて郵政大臣の認定を受けなければならないこととしてあります。また、郵政大臣は、委託放送事業者がこの法律またはこの法律に基づく命令もしくは処分違反したときは、三月以内の期間を定めて委託放送業務の停止を命ずることができることとし、委託放送事業者が当該命令に従わない等のときは、委託放送業務の認定を取り消すことができることとしてあります。

第四は、放送番組センターに関する事項についてであります。

郵政大臣は、放送の健全な発達を図ることを目的として設立された公益法人であつて、放送番組を収集し、保管し、及び公衆に視聴させること等の業務を適正かつ確実に行うことができることと認められるものを、全国に一を限って、放送番組センターとして指定することができることとしてあります。また、放送番組センターは、放送事業者に対し、放送番組センターが放送番組の収集に必要な限度において定める基準及び方法に従い、放送番組に関する情報の提出を求めることができることとしてあります。

その他所要の規定の整備を行うこととしてあります。

次に、電波法の一部改正の内容についてであります。これは、受託国内放送をする無線局に關する事項でありまして、受託国内放送をする無線局の免許を与えない事由を定めることその他所要の規定の整備を行うこととしてあります。

なお、この法律は、平成元年十月一日から施行することとしてありますが、放送番組センターに關する放送法の改正規定等については公布の日から、日本放送協会の監事に関する放送法の改正規定については公布の日から起算して三十日を経過

した日から施行することとしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(糸久八重子君) 以上で四案の趣旨説明の聴取は終わりました。

四案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十四分散会

五月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金(以下「金融自由化対策資金」という。)の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団(以下「事業団」という。)の業務の特例等を定めることにより、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資することを目的とする。

(金融自由化対策資金の運用の特例)

第二条 郵政大臣は、郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)第六十八条の三第一項に規定するものに運用するほか、前条の目的を達成するため、金融自由化対策資金から事業団に資

金を寄託することができる。

(事業団の業務の特例)

第三条 事業団は、簡易保険郵便年金福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)第十九条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、前条の規定により金融自由化対策資金から寄託された資金の運用を行うことをその業務とする。

(資金の運用)

第四条 前条に規定する資金の運用は、次の方法により安全かつ効率的に行わなければならない。

一 国債、地方債その他確実と認められる有価証券の取得

二 郵政大臣が適当と認めて指定する預金又は貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で運用方法を特定しないもの

(区分経理)

第五条 事業団は、第三条に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第六条 事業団は、前条に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として積み立てなければならない。

2 事業団は、前条に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、前条に規定する特別の勘定において、第一項の規定による残余の額から同項の規定により準備金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業

年度の五月三十一日までに郵便貯金特別会計の金融自由化対策特別勘定に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の郵便貯金特別会計の金融自由化対策特別勘定の歳入とする。

5 第三項の規定による納付金の納付の手續については、政令で定める。

(寄託金の受入れ)

第七条 事業団は、郵政大臣の認可を受けて、金融自由化対策資金から第三条の業務に必要な寄託金の受入れをすることができる。

(準用)

第八条 第四条の規定は、第五条に規定する特別の勘定に係る業務上の余裕金について準用する。

(簡易保険郵便年金福祉事業団法の適用)

第九条 この法律の規定により事業団の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、簡易保険郵便年金福祉事業団法を適用する。この場合において、同法第三十条中「この法律」とあるのは「この法律又は金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律(平成元年法律第 号。以下「資金運用等特例法」という。)」と、同法第三十一条第二項及び第三十二条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同法第三十五条第一号中「又は第二十八条」とあるのは若しくは第二十八号又は資金運用等特例法第七号」と、同法第四号中「又は第二十七号第一項第一号若しくは第二十七号」とあるのは第二十七号第一項第一号若しくは第二十七号又は資金運用等特例法第四第二号」と、同法第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は資金運用等特例法」と、同法第三号中「第十九条」とあるのは「第十九号又は資金運用等特例法第三号」と、同法第四号中「第二十七号」とあるのは「第二十七号又は資金運用等特例法第八号」とする。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第一条 事業団の平成三事業年度までの各事業年度においては、第六号第一項中「その残余の額のうち政令で定める基準により計算した額」とあるのは「その残余の額を」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

(郵便貯金特別会計法の一部改正)

第三条 郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「金融自由化対策資金からの受入金」の下に「金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律(平成元年法律第 号。第五

条の第三項において「資金運用等特例法」という。第六号第三項の規定に基づく簡易保険郵便年金福祉事業団からの納付金」を加える。

第五条の三第三項中「郵便貯金法第十章」の下に「及び資金運用等特例法第一条の規定」を加える。

五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、全国の市内電話料金化に関する請願(第一一〇一号)

第一一〇一号 平成元年五月二十日受理

全国の市内電話料金化に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡田平町萩田免一、

六三八ノ二 浦田英秋

紹介議員 宮島 晃君

全国民が安価に電話できるシステムを確立し、後世に資産として残すべきである。これにより諸事象の東京集中化を避け、かつ流通経費の減少により内需の増大を期待できる。ついては、次の事項

の二十の規定に違反して届出をしない者
二 第五十二條の二十二の規定に違反して認定証を返納しない者
第五十九條中「第五十三條の二」を「第五十三條の八」に改める。

第四章を第六章とする。
第三章の二中第五十三條の六を第五十三條の十三とする。

第五十三條の五中「前條第一項各号」を「第五十三條の十第一項各号」に改め、同條を第五十三條の十二とする。

第五十三條の四第一項第二号中「又は第五十二條の七」を「第五十二條の七」に改め、「変更認可申請命令」の下に「第五十二條の十一（受託放送業務の提供条件の変更命令、第五十二條の十三第一項（委託放送業務に関する認定）、第五十二條の十七第一項（委託放送事項の変更の許可）又は第五十三條第一項（センターの指定）を加え、同項に次の二号を加える。

四 第五十二條の二十四第二項（委託放送業務に関する認定の取消し）又は第五十三條の七第一項（センターの指定の取消し）の規定による処分をしようとするとき。

五 第五十二條の十三第一項第三号（委託放送業務に関する認定の基準）の規定による郵政省令を制定し、又は変更しようとするとき。

第五十三條の四第二項中「前項各号」の下に「（第四号を除く）」を加え、同條を第五十三條の十とし、同條の次に次の一條を加える。

（聴聞）

第五十三條の十一 電波監理審議會は、前條第一項第四号及び第五号の規定により諮問を受けた場合には、聴聞を行わなければならない。

2 電波法第九十九條の十二第三項から第七項までの規定は、前項の聴聞に準用する。
第五十三條の三中「一般放送事業者」の下に「（委託放送事業者を除く）」を加え、同條を第

五十三條の九とし、第五十三條の二を第五十三條の八とする。

第三章の二を第五章とし、第三章の次に次の三章を加える。

第三章の二 受託放送事業者
（業務の提供義務等）

第五十二條の九 受託放送事業者は、委託放送事業者から、その放送番組について、当該委託放送事業者に係る第五十二條の十四第二項の認定証に記載された同條第三項第三号から第六号までに掲げる事項（次項において「認定証記載事項」という。）に従つた放送の委託の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 受託放送事業者は、委託放送事業者以外の者から放送番組の放送の委託の申込みを受けたとき、又は委託放送事業者から、その放送番組について、認定証記載事項に従わない放送の委託の申込みを受けたときは、これを承諾してはならない。
（業務の提供条件）

第五十二條の十 受託放送事業者は、委託放送事業者の委託によりその放送番組を放送する業務（以下「受託放送業務」という。）の料金その他の郵政省令で定める提供条件を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の提供条件は、次の各号に適合するものでなければならない。
一 受託放送業務の料金が業務の能率的な運営の下における原価に照らし妥当であること。

二 受託放送業務の提供に関する契約の締結及び解除、受託放送業務の提供の停止並びに受託放送事業者及び委託放送事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

三 委託放送事業者に不当な義務を課するも

のでないこと。

3 受託放送事業者は、第一項の規定により届け出た提供条件以外の提供条件により受託放送業務を提供してはならない。
（変更命令）

第五十二條の十一 郵政大臣は、受託放送事業者が前條第一項の規定により届け出た提供条件が同條第二項各号に適合しないため、当該提供条件による受託放送業務の提供が委託放送業務の運営を阻害していると認めるときは、当該受託放送事業者に対し、当該提供条件を変更すべきことを命ずることができる。
（放送番組の編集等）

第五十二條の十二 第一章の二及び前章（第五十二條の八を除く。）の規定は、受託放送事業者には、適用しない。

第三章の三 委託放送事業者
（認定）

第五十二條の十三 委託放送業務を行おうとする者は、次の各号に適合していることについて、郵政大臣の認定を受けなければならない。

一 受託放送業務の提供を受けることが可能であること。

二 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。

三 委託して放送をさせることによる表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするためのものとして郵政省令で定める基準に合致すること。

四 その認定をすることが放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

五 当該業務を行おうとする者が次のイからリまでのいずれにも該当しないこと。

もの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの
ホ この法律に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
ヘ 第五十二條の二十三又は第五十二條の二十四第二項（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
ト 電波法第七十五條の規定により放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
チ 電波法第七十六條第二項第三号の規定により放送局の免許の取消し（この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反して受けた同條第一項の規定による放送局の運用の停止の命令又は運用許可時間、周波数若しくは空中線電力の制限に係るものに限り。）を受け、その取消しの日から二年を経過しない者
リ 法人又は団体であつて、その役員がホからチまでのいずれかに該当する者であるもの
2 前項の認定を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 委託して行わせる放送の種類
三 希望する委託の相手方
四 委託の相手方の人工衛星の放送局に関し希望する人工衛星の軌道又は位置
五 委託して行わせる放送に関し希望する周波数
六 業務開始の予定期日
七 委託放送事項（委託して行わせる放送の放送事項をいう。以下同じ。）

3 前項の申請書には、事業計画書その他郵政省令で定める書類を添付しなければならない。

(指定事項及び認定証)

第五十二條の十四 前条第一項の認定は、次の事項を指定して行う。

一 委託の相手方

二 委託の相手方の人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置

三 委託して行われる放送に係る周波数

2 郵政大臣は、前条第一項の認定をしたときは、認定証を交付する。

3 認定証には、次の事項を記載しなければならない。

一 認定の年月日及び認定の番号

二 認定を受けた者の氏名又は名称

三 委託して行われる放送の種類

四 委託の相手方

五 委託の相手方の人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置

六 委託して行われる放送に係る周波数

七 委託放送事項

(業務の開始及び休止の届出)

第五十二條の十五 委託放送事業者は、第五十二條の十三第一項の認定を受けたときは、遅滞なくその業務の開始の期日を郵政大臣に届け出なければならない。

2 委託放送業務を一箇月以上休止するときは、委託放送事業者は、その休止期間を郵政大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。

(認定の更新)

第五十二條の十六 第五十二條の十三第一項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければならない。その効力を失う。

2 郵政大臣は、前項の更新の申請があつたときは、第五十二條の十三第一項第三号に適合していないと認める場合を除き、その更新をしなければならない。

(委託放送事項等の変更)

第五十二條の十七 委託放送事業者は、委託放送事項を変更しようとするときは、あらかじめ郵政大臣の許可を受けなければならない。

2 郵政大臣は、電波法の規定により、委託放送事業者の委託の相手方(以下この項において「委託の相手方」という。)以外の者が当該委託に係る人工衛星の軌道又は位置及び周波数をその免許状に記載すべき受託国内放送をする無線局の免許を受けたとき、委託の相手方が当該委託に係る人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数について変更の許可又は指定の変更を受けたときその他これらに準ずるものとして郵政省令で定めるときは、当該委託放送事業者の申請により、第五十二條の十四第一項各号に掲げる事項の指定を変更する。

(承認)

第五十二條の十八 委託放送事業者について相統があつたときは、その相統人は、委託放送事業者の地位を承継する。この場合においては、相統人は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

2 委託放送事業者たる法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、郵政大臣の認可を受けて委託放送事業者の地位を承継することができる。

3 第五十二條の十三第一項の規定は、前項の認可に準用する。

(認定証の訂正)

第五十二條の十九 委託放送事業者は、認定証に記載した事項に変更を生じたときは、その認定証を郵政大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

(業務の廃止)

第五十二條の二十 委託放送事業者は、その業務を廃止するときは、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

第五十二條の二十一 委託放送事業者が委託放

送業務を廃止したときは、第五十二條の十三第一項の認定は、その効力を失う。

(認定証の返納)

第五十二條の二十二 第五十二條の十三第一項の認定がその効力を失つたときは、委託放送事業者であつた者は、一箇月以内にその認定証を返納しなければならない。

(認定の取消し等)

第五十二條の二十三 郵政大臣は、委託放送事業者が第五十二條の十三第一項第五号(へを除く。)の規定に該当するに至つたときは、その認定を取り消さなければならない。

第五十二條の二十四 郵政大臣は、委託放送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したときは、三箇月以内の期間を定めて委託放送業務の停止を命ずることが出来る。

2 郵政大臣は、委託放送事業者が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことが出来る。

一 正当な理由がないのに、委託放送業務を引き続き六箇月以上休止したとき。

二 不正な手段により第五十二條の十三第一項の認定又は第五十二條の十七第一項の許可を受けたとき。

三 前項の規定による命令に従わないとき。

四 放送局の免許を受けている委託放送事業者がその免許を電波法第七十六條第二項の規定により取り消されたとき。

五 委託の相手方の人工衛星の放送局の免許がその効力を失つたとき。

第五十二條の二十五 郵政大臣は、前二條の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書をその委託放送事業者に送付しなければならない。

(通知)

第五十二條の二十六 郵政大臣は、第五十二條の二十の規定による業務の廃止の届出を受けるとき、又は第五十二條の二十三若しくは第

五十二條の二十四第二項の規定による認定の取消し若しくは同条第一項の規定による業務の停止の命令をしたときは、その旨を当該届出又は取消し若しくは命令に係る委託放送事業者の委託の相手方に通知するものとする。

(就替規定)

第五十二條の二十七 委託放送事業者について第一章の二及び第三章の規定を適用する場合においては、第三章の二第一項及び第三章の三第二項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三章の二第三項中「放送」とあるのは「放送の委託」と、同条第四項中「を行う」とあるのは「を委託して行わせる」と、第三章の五中「放送事項」とあるのは「委託放送事項(委託して行われる放送の放送事項をいう。)」と、同条、第五十一條第一項、第五十一條の二及び第五十二條の二中「行う」とあるのは「委託して行わせる」と、第四條第一項中「した」とあるのは「委託して行わせた」という」と、「放送をした事項」とあるのは「委託して放送を行わせた事項」と、「しななければならない」とあるのは「委託して行わなければならない」と、同条第二項中「その」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六條中「してはならない」とあるのは「委託して行わせない」と、第六條の二中「を」を「委託して行わせる」と、第五十二條中「その設備により又は他の放送事業者の設備を通じて」とあるのは「受託放送事業者の設備により」と、第五十二條の四第一項中「契約により」とあるのは「その放送を委託して行わせる」との契約により」と、「をいう」とあるのは「を委託して行わせることをいう」と、第五十二條の五中「当該有料放送」とあるのは「当該有料放送に係る放送」と、「により当該有料放送」とあるのは「により当該有料放送」と、第五十二條の八第一項中「電波法第五條第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第五十二條の十三第一項第五号イからハ

まで」と、「同条第四項第二号（受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号）」とあるのは「同号二」と読み替へるものとする。

第四章 放送番組センター

(指定)

第五十三條 郵政大臣は、放送の健全な発達を図ることを目的として設立された民法第三十四條の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、放送番組センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2 郵政大臣は、前項の申出をした者が、次の各号の一に該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

一 第五十三條の七第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

二 その役員のうち、この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わつた日から二年を経過しない者があること。

3 郵政大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けたセンターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

5 郵政大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第五十三條の二 センターは、次の業務を行うものとする。

- 一 放送番組を収集し、保管し、及び公衆に視聴させること。
- 二 放送番組に関する情報を収集し、分類

し、整理し、及び保管すること。
三 放送番組に関する情報を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて提供するものとする。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(収集の基準等)

第五十三條の三 センターは、放送番組の収集の基準を定め、これに従つて放送番組を収集するものとする。

2 センターは、放送事業者（受託放送事業者を除く。）に対し、センターが放送番組の収集に必要な限度において定める基準及び方法に従つて、放送番組に関する情報の提出を求めることができる。

3 センターは、前項の規定による求めに応じて提出された情報を前条に規定する業務の用に供してはならない。

4 センターは、第一項に規定する放送番組の収集の基準並びに第二項に規定する放送番組に関する情報の提出に関する基準及び方法（以下「収集の基準等」という。）を定めた場合には、郵政省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

(放送番組収集諮問委員会)
第五十三條の四 センターは、放送番組収集諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）を置くものとする。

2 諮問委員会は、センターの諮問に応じ、収集の基準等に関する事項を審議する。

3 センターは、収集の基準等を定め、又はこれを変更しようとするときは、諮問委員会に諮問しなければならない。

4 センターは、諮問委員会が第二項の規定により諮問に応じて答申したときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

5 諮問委員会の委員は、協会が推薦する者、学園が推薦する者、一般放送事業者（受託放

送事業者を除く。）が組織する団体が推薦する者及び学識経験を有する者のうちから、センターの代表者が委嘱する。

(事業計画等の提出)

第五十三條の五 センターは、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第五十三條第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、郵政大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三箇月以内に、郵政大臣に提出しなければならない。

(監督命令)
第五十三條の六 郵政大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、センターに対し、第五十三條の二に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができ

る。

(指定の取消し)
第五十三條の七 郵政大臣は、センターが次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第五十三條の二に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 この章の規定に違反したとき。

三 第五十三條第二項第二号の規定に該当するに至つたとき。

四 前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。
2 郵政大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(電波法の一部改正)

第二条 電波法昭和二十五法律第三十一号の一部を次のように改正する。

第五條第四項中「をする無線局」の下に「（人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）であつて、他人の委託により、その放送番組を国内において受信されることを目的としてそのまま送信する放送をするものを除く。）を加へ、左の」を次のに改める。
第六條第一項第四号中「人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）」を「人工衛星局」に改める。

第九十九條の二中「及び放送」の下に「（委託して放送をさせることを含む。第九十九條の十二第二項、第九十九條の二第二項及び第九十九條の二第二項において同じ。）」を加へる。

第九十九條の十四第二項中「第五十三條の六」を「第五十三條の十三」に、「又は第九十九條の十二」を「若しくは第九十九條の十二又は放送法第五十三條の十一」に改める。

附則

(施行期日等)
1 この法律は、平成元年十月一日から施行する。ただし、第一条中放送法目次の改正規定、同法第五十三條を同法第五十二條の八とする改正規定、同法第五十九條の改正規定、同法第四

章を同法第六章とする改正規定、同法第五十三條の六を同法第五十三條の十三とする改正規定、同法第五十三條の五の改正規定、同法第五十三條の十二とする改正規定、同法第五十三條の四第一項第二号を加へる改正規定（同項第四号に係る部分に限る。）、同法第五十三條の四第二項の改正規定、同法第五十三條の十とし、同法の次に一條を加へる改正規定、同法第五十三條の三を同法第五十三條の九とし、同法第五十三條の二を同法第五十三條の八とする改正規定、同法第三章の二を同法第五章とする改正規定及び同法第三章の次に三章を加へる改正規定（同法第四章に係る部分に限る。）並びに第二条中電波法第九十九條の十四第二項の改正規定は公布の日から、第一条中放送法第

平成元年七月一日印刷

平成元年七月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局